

平成 28 年度相談支援専門員の業務等の実態に関する調査  
結果報告書

平成 29 年 8 月 神奈川県障害者自立支援協議会 研修企画部会



## はじめに

今回、平成 28 年度神奈川県障害者自立支援協議会研修企画部会において神奈川県内にて相談支援専門員として従事している方、約 1,000 名を対象に実態調査を実施、700 名を超える職員の方々にご回答いただきました。日頃のお忙しい業務のなか、調査項目が多い実態調査アンケートにご回答いただき心より感謝申し上げます。

相談支援事業が市町村の必須となり、障害者の地域における自立した生活支援のコーディネーター機能を担う相談支援専門員が配置され、その後の法改正のなかで、相談支援専門員はソーシャルワークの担い手であることが確認されました。その経過を踏まえ神奈川県では、毎年、多くの相談支援専門員を養成して参りましたが、実態として研修修了者の多くは相談支援専門員として従事しておらず、また、専従割合も低い現状が続いています。その打開策を見出す切り口として、今回、実態調査を行い「計画相談の推進」「相談支援体制の充実」「相談支援専門員の定着」「相談支援専門員の資質の向上」に繋がりたいと考えました。

今回の調査結果を基に、各地域協議会等において、地域相談支援体制の充実、相談支援従事者の資質の向上等についての検討を重ね、結果として障害者が安心して地域で幸せに暮らせる地域社会の構築に寄与できることを期待します。

神奈川県障害者自立支援協議会 研修企画部会長

社会福祉法人かながわ共同会

愛名やまゆり園長 高橋 英行

## 神奈川県障害者自立支援協議会 研修企画部会 委員名簿

(敬称略)

(平成 29 年度)

部会長 高橋 英行 社会福祉法人 かながわ共同会 愛名やまゆり園 園長

(五十音順)

委員 尾上 義和 特定非営利活動法人 藤沢相談支援ネットワーク  
えぽナビ 所長

委員 富岡 貴生 特定非営利活動法人 かながわ障がいケアマネジメント  
従事者ネットワーク 理事長

委員 中澤 亜里砂 相模原市 健康福祉局 福祉部 障害政策課

委員 松浦 拓郎 横浜市 健康福祉局 障害福祉部 障害福祉課 課長補佐

委員 八橋 貴樹 横須賀市 福祉部 障害福祉課 課長補佐

委員 横地 厚 川崎市 健康福祉局 障害保健福祉部 障害計画課

委員 山田 敦子 神奈川県立保健福祉大学 実践教育センター

(平成 28 年度) ※平成 29 年度委員以外

委員 岡田 由起子 神奈川県立保健福祉大学 実践教育センター

委員 川上 賢太 川崎市 健康福祉局 地域包括ケア推進室

# 目 次

第1章 本調査の概要	- 1 -
1 背景と目的	- 1 -
2 調査の概要	- 2 -
(1) 調査対象	- 2 -
(2) 調査方法	- 2 -
(3) 調査時期	- 2 -
第2章 調査結果	- 3 -
1 調査回収状況	- 3 -
2 調査結果概要	- 5 -
(1) 「相談支援専門員の基本情報」の調査結果概要	- 5 -
(2) 「相談支援専門員の業務実態」の調査結果概要	- 6 -
(3) 「人材育成ビジョン」の調査結果概要	- 7 -
(4) 「研修」の調査結果概要	- 7 -
3 調査結果詳細	- 8 -
(1) 「相談支援専門員の基本情報」の調査結果	- 8 -
(2) 「相談支援専門員の業務実態」の調査結果	- 15 -
(3) 「人材育成ビジョン」の調査結果	- 31 -
(4) 「研修」の調査結果	- 32 -
第3章 まとめと考察	- 42 -
参考資料	- 45 -
・ 神奈川県相談支援専門員実態調査アンケート調査用紙	
・ 障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン（障発 0331 第 15 号平成 29 年 3 月 31 日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）	
・ 計画相談支援 関連データ（都道府県別：実績）（厚生労働省作成）	
・ 神奈川県内の計画相談の進捗状況（平成 29 年 6 月末現在）	
・ 神奈川県、政令市の相談支援体制	
・ 神奈川県相談支援専門員人材育成ビジョン	

## [掲載した図表一覧]

### 「相談支援専門員の基本情報」の調査結果概要

図表 1	「性別」	8
図表 2	「年齢」×「性別」	8
図表 3	「勤務形態」	8
図表 4	「年齢」×「勤務形態」	9
図表 5	「勤務形態」×「相談支援専門員としての経験年数」	9
図表 6	「勤務時間」×「勤務形態」	10
図表 7	「兼務職種」	10
図表 8	「相談支援従事者初任者研修の受講年度」	11
図表 9	「現任研修受講回数」	11
図表 10	「保有資格」×「年齢」	11
図表 11	「相談支援専門員としての経験年数」	12
図表 12	「相談支援専門員として勤務する以前の相談支援の経験」	12
図表 13	「相談支援専門員として勤務する以前に経験した相談支援の分野」	12
図表 14	「相談支援専門員として勤務する以前に経験した相談支援の分野数」	12
図表 15	「相談支援専門員として勤務する以前の相談支援経験年数」	13
図表 16	「相談支援専門員として勤務する以前の障害分野の相談支援の経験」	13
図表 17	「相談支援専門員として勤務する以前の障害分野の相談支援の経験年数」	13
図表 18	「相談支援専門員の実務経験要件」	14
図表 19	「福祉分野の経験年数」	14
図表 20	「現職場の経験年数」	14

### 「相談支援専門員の業務実態」の調査結果

図表 21	「担当件数の有無」	15
図表 22	「現在担当している計画種別」	15
図表 23	「現在担当している計画種別分類」	15
図表 24	「現在担当しているサービス等利用計画」×「勤務形態」	15
図表 25	「現在担当しているサービス等利用計画」×「経験年数」	15
図表 26	「現在担当しているサービス等利用計画」×「相談支援専門員としての勤務時間（週）」	16
図表 27	「現在担当している障害児利用支援計画」×「勤務形態」	17
図表 28	「現在担当している障害児利用支援計画」×「経験年数」	17
図表 29	「現在担当している障害児利用支援計画」×「相談支援専門員としての勤務時間（週）」	17
図表 30	「現在担当している地域移行支援」×「勤務形態」	18

図表 31	「現在担当している地域定着支援」×「勤務形態」	・ ・ ・ ・ ・	-18-
図表 32	「現在担当している合計件数」×「勤務形態」	・ ・ ・ ・ ・	-19-
図表 33	「平成 27 年度計画作成した相談支援専門員の数」	・ ・ ・ ・ ・	-20-
図表 34	「平成 27 年度に作成したサービス等利用計画」×「勤務形態」	・ ・ ・ ・ ・	-20-
図表 35	「平成 27 年度に作成した障害児利用支援計画」×「勤務形態」	・ ・ ・ ・ ・	-20-
図表 36	「平成 27 年度にモニタリングを実施した相談支援専門員の数」	・ ・ ・ ・ ・	-21-
図表 37	「平成 27 年度に実施したモニタリング件数」×「勤務形態」	・ ・ ・ ・ ・	-21-
図表 38	「平成 27 年度に作成した計画件数とモニタリング件数の合計」×「勤務形態」	・ ・ ・ ・ ・	-21-
図表 39	「困難ケース件数の有無」	・ ・ ・ ・ ・	-22-
図表 40	「困難ケース件数」×「勤務形態」	・ ・ ・ ・ ・	-22-
図表 41	「困難ケース件数」×「経験年数」	・ ・ ・ ・ ・	-22-
図表 42	「困難ケース件数」×「相談支援専門員勤務前の相談支援経験」	・ ・ ・ ・ ・	-23-
図表 43	「担当している困難ケースの課題」	・ ・ ・ ・ ・	-23-
図表 44	「担当となった場合に困難ケースとなりうる課題」	・ ・ ・ ・ ・	-23-
図表 45	「勤務上の悩み」×「経験年数」	・ ・ ・ ・ ・	-24-
図表 46	「勤務上の悩み」×「勤務形態」	・ ・ ・ ・ ・	-25-
図表 47	「業務遂行上の悩み」×「経験年数」	・ ・ ・ ・ ・	-26-
図表 48	「業務遂行上の悩み」×「勤務形態」	・ ・ ・ ・ ・	-26-
図表 49	「相談相手の有無」	・ ・ ・ ・ ・	-27-
図表 50	「相談相手」	・ ・ ・ ・ ・	-27-
図表 51	「業務負担感」×「経験年数」	・ ・ ・ ・ ・	-28-
図表 52	「他機関との連携についての悩み」×「経験年数」	・ ・ ・ ・ ・	-29-
図表 53	「アセスメントについての悩み」×「経験年数」	・ ・ ・ ・ ・	-30-
図表 54	「サービス等利用計画作成に関する課題」	・ ・ ・ ・ ・	-30-

### 「人材育成ビジョン」の調査結果

図表 55	「人材育成ビジョンの認知度」	・ ・ ・ ・ ・	-31-
図表 56	「人材育成ビジョンの認知度」×「障害保健福祉圏域」	・ ・ ・ ・ ・	-31-
図表 57	「人材育成ビジョンの認知度」×「経験年数」	・ ・ ・ ・ ・	-31-
図表 58	「人材育成ビジョンを日頃の業務での意識」	・ ・ ・ ・ ・	-31-
図表 59	「人材育成ビジョンを日頃の業務での意識」×「障害保健福祉圏域」	・ ・ ・ ・ ・	-31-

### 「研修」の調査結果

図表 60	「研修参加の際に重視する内容」	・ ・ ・ ・ ・	-32-
図表 61	「研修参加の際に重視する内容」×「経験年数」	・ ・ ・ ・ ・	-32-
図表 62	「今後受講したい研修内容」	・ ・ ・ ・ ・	-33-

図表 63	「専門コース別研修の受講歴」	・ ・ ・ ・ ・	-33-
図表 64	「これまでに受講した専門コース別研修受講コース」	・ ・ ・ ・ ・	-34-
図表 65	「専門コース別研修の受講希望」	・ ・ ・ ・ ・	-34-
図表 66	「今後受講したい専門コース別研修受講コース」	・ ・ ・ ・ ・	-34-
図表 67	「神奈川県相談支援従事者等養成・確保推進事業の研修受講歴」	・ ・ ・	-35-
図表 68	「神奈川県相談支援従事者等養成・確保推進事業の研修別受講者数」	・ ・	-35-
図表 69	「研修情報の入手先」	・ ・ ・ ・ ・	-35-
図表 70	「平成 27 年度の法定外研修の受講歴」 × 「勤務形態」	・ ・ ・ ・ ・	-36-
図表 71	「平成 27 年度の法定外研修の受講歴」 × 「経験年数」	・ ・ ・ ・ ・	-36-
図表 72	「平成 27 年度の法定外研修の受講した研修の実施主体」	・ ・ ・ ・ ・	-37-
図表 73	「平成 27 年度の法定外研修の受講した研修の回数」	・ ・ ・ ・ ・	-37-
図表 74	「平成 27 年度の法定外研修の受講した研修の内容」	・ ・ ・ ・ ・	-38-
図表 75	「平成 27 年度の法定外研修の受講した研修の内容で業務に役立った内容」		-39-
図表 76	「平成 27 年度の法定外研修の受講した研修の効果」	・ ・ ・ ・ ・	-40-
図表 77	「平成 27 年度の法定外研修の受講した研修の効果の具体的内容」	・ ・ ・	-40-
図表 78	「平成 27 年度の法定外研修の受講されなかった理由」	・ ・ ・ ・ ・	-41-

## 第1章 本調査の概要

### 1 背景と目的

障害者の地域等での自立した生活を支え、障害者の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、きめ細かくケアマネジメントを実践・展開するために、相談支援専門員に求められている役割は非常に大きい。

平成18年4月に施行された障害者自立支援法により、新たに地域生活支援事業が設けられ、相談支援事業が市町村の必須の事業となり、障害者の地域における自立した生活支援のコーディネート機能を担う相談支援専門員が配置された。

平成24年4月には、障害者自立支援法及び児童福祉法が改正され、平成25年4月に障害者総合支援法が施行された。平成27年4月からは障害福祉サービスの支給決定者全員に福祉サービス等利用計画、障害児支援利用計画の作成が義務付けられた。

また、厚生労働省において、平成28年3月から7月にかけて、障害児者の相談支援の質の向上を図るため有識者や関係団体で構成する「相談支援の質の向上に向けた検討会」が開催され、「相談支援専門員の資質の向上」や「相談支援体制の在り方」について幅広く議論が行われ、今後目指すべき方向性がとりまとめられ、相談支援専門員はソーシャルワークの担い手であることが改めて確認された。

本県の計画相談支援の進捗状況は、平成28年9月末時点で障害者総合支援法分が94.2%（全国平均:96.3%）であり、都道府県中43番目の進捗率となっている。また、計画相談に占めるセルフプランの割合は、障害者総合支援法分は48.8%（全国平均:17.8%）、児童福祉法分は52.7%（全国平均:29.2%）であり、障害者総合支援法分は全国でも1位のセルフプラン率となっている。

平成28年12月時点において、本県の指定特定・指定障害児相談支援事業所で相談支援業務に従事している相談支援専門員は1,003人で、平成27年度末時点の本県の相談支援従事者初任者研修の修了者は、3,830人である。相談支援従事者の研修修了者の約4分の3が相談支援専門員として稼働しておらず、相談支援専門員の専従割合は約20%である。

こうした状況を踏まえ、県内の指定特定・指定障害児相談支援事業所等に従事する相談支援専門員の業務実態等を把握することで、本県における計画相談の更なる推進、相談支援体制の充実、相談支援専門員の定着、相談支援専門員の資質の向上を図るための基礎資料を得ることを目的に、「相談支援専門員の業務等の実態に関する調査」を実施した。

## 2 調査の概要

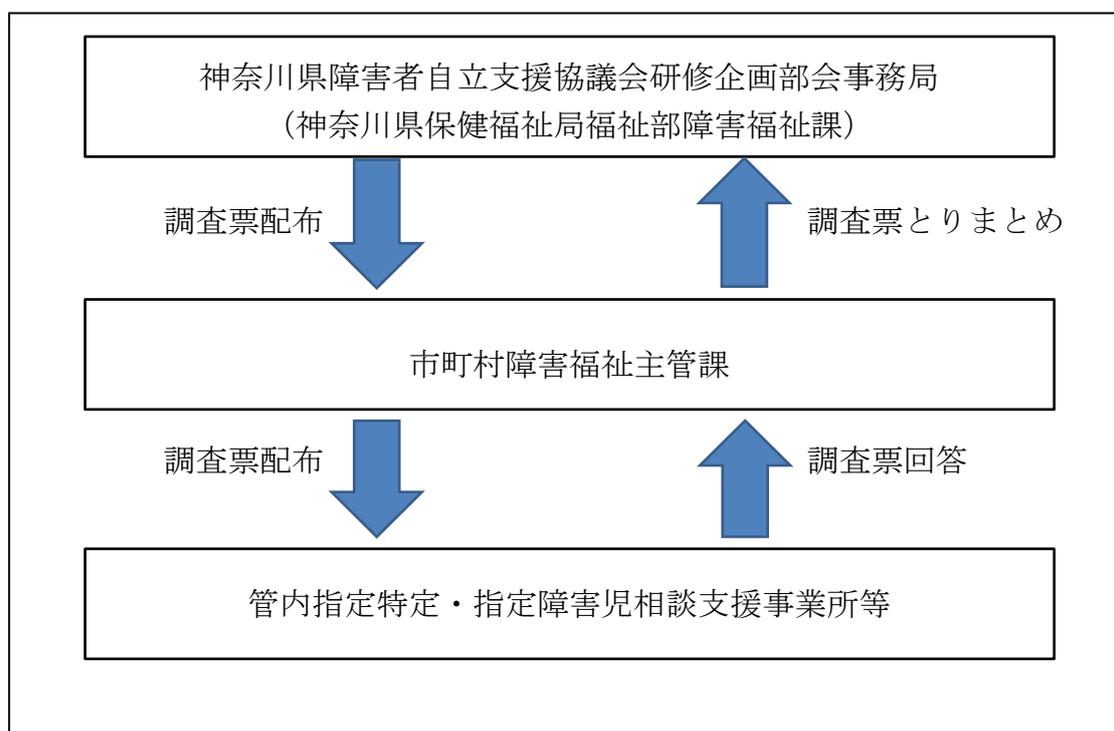
### (1) 調査対象

神奈川県内の指定特定・指定障害児相談支援事業所、基幹相談支援センター等に  
従事する相談支援専門員

### (2) 調査方法

神奈川県内の指定特定・指定障害児相談支援事業所等が設置されている市町村の障  
害福祉主管課宛てに、調査票（1票）をメールで配布し、市町村において各相談支援  
事業所にメールで配布・回収した調査票を、各市町村よりメールで回収した。

#### 【図表 調査の流れ】



### (3) 調査時期

平成 29 年 1 月 4 日 ～ 2 月 3 日

※特に示したものの以外は、平成 28 年 12 月 1 日現在の状況について調査を行った。

## 第2章 調査結果

### 1 調査回収状況

調査の母集団、回収数、回収率は以下のとおりであった。

母集団 : 1,003 人 (※1)  
 回収数 : 708 人  
 回収率 : 70.6%

※1 「サービス等利用計画・障害児支援利用計画作成の進捗状況（平成28年12月末時点）について」の県で独自に設定している調査項目である「貴市町村の指定特定・障害児相談支援事業所における相談支援専門員の実人数（平成29年1月1日現在）」の数

NO	市町村名	専従	兼務	合計
1	横浜市	61	189	250
2	川崎市	19	163	182
3	相模原市	19	69	88
4	横須賀市	23	24	47
5	平塚市	10	33	43
6	鎌倉市	7	23	30
7	藤沢市	3	70	73
8	小田原市	16	21	37
9	茅ヶ崎市	0	18	18
10	逗子市	2	13	15
11	三浦市	6	7	13
12	秦野市	4	36	40
13	厚木市	1	33	34
14	大和市	5	20	25
15	伊勢原市	10	15	25
16	海老名市	2	12	14
17	座間市	3	21	24

NO	市町村名	専従	兼務	合計
18	南足柄市	0	4	4
19	綾瀬市	3	7	10
20	葉山町	0	3	3
21	寒川町	6	3	9
22	大磯町	0	6	6
23	二宮町	0	3	3
24	中井町	0	0	0
25	大井町	0	0	0
26	松田町	0	1	1
27	山北町	0	0	0
28	開成町	0	0	0
29	箱根町	0	0	0
30	真鶴町	0	0	0
31	湯河原町	0	8	8
32	愛川町	0	1	1
33	清川村	0	0	0
合計		200	803	1,003

参考： 県内の相談支援事業所数（平成 29 年 4 月 1 日現在）

種別	指定特定・障害児相談支援事業所			指定一般相談支援事業所		
指定 状況	指定特定・障 害児相談支援 事業所両方指 定あり	指定特定相 談支援事業 所のみ	指定障害児 相談支援事 業所のみ	地域移行支 援・地域定 着支援両方 指定あり	地域移行支 援のみ	地域定着支 援のみ
数	234	222	7	130	41	3

## 2 調査結果概要

### (1) 「相談支援専門員の基本情報」の調査結果概要

- 平均年齢は 46.3 歳であり、40 歳代が最も多く 252 人 (35.6%) であった。60 歳以上は 13.1% を占め、最高齢は 78 歳であった。
- 相談支援専門員としての実務経験の平均経験年数は 3.59 年で、「1 年以上 3 年未満」の方が最も多く 255 人 (36.0%) で、5 年未満の方が 555 人 (78.4%) であった。
- 勤務形態は、「常勤・兼務」が最も多く 418 人 (59.0%) であった。「専従」は、常勤・非常勤あわせて 241 人 (34.0%) であった。
- 「常勤・兼務」の週の相談支援専門員としての勤務時間は、「10 時間未満・決まっていない」が 256 人 (61.3%) であり、相談支援専門員として稼働する時間が少ない。
- 兼務している職種は、「管理者」や「直接支援業務」などが多かった。
- 「社会福祉士」の保有者は 249 人 (35.2%)、「精神保健福祉士」の保有者は 155 人 (21.9%)、「介護支援専門員」の保有者は 189 人 (26.7%) であった。
- 相談支援専門員になる前に、相談支援の経験がない方が 337 人 (47.6%) であった。
- 相談支援専門員になる前に、相談支援の経験があった 371 人のうち、複数の分野を経験している方は 153 人 (41.2%) であり、一つの分野で相談経験を積んでいる方が 218 人 (58.8%) であった。
- 相談支援専門員として勤務する以前に「相談支援経験」が「有」(371 人)のうち、相談支援の経験分野については、「知的」(41.8%)、「精神」(37.2%)、「高齢」(28.6%)の順であった。
- 相談支援専門員になる前に、「医療」「就労」「教育」の分野を経験されている方は、いずれも 10% 以下であった。
- 相談支援専門員の「実務経験要件」のうち、「相談支援業務の要件」を満たしている方が、356 人 (50.3%) であった。
- 相談支援専門員として勤務する以前の「障害分野の相談支援の経験」について、「無」が 352 人 (49.7%) であった

## (2) 「相談支援専門員の業務実態」の調査結果概要

- 担当件数の最頻値は「11-20 件」で、最多で 328 件であった。101 件以上担当している方は 51 人 (7.2%) であった。
- 平成 27 年度に「計画」の作成件数と「モニタリング」の実施件数の最頻値は「11-20 件」で、最多で 803 件であった。101 件以上計画作成・モニタリング実施等している相談支援専門員は、129 人 (18.2%) であった。
- 「地域移行支援」を担当している相談支援専門員は 20 人であり、「地域定着支援」を担当している相談支援専門員は 14 人である。「地域移行支援」と「地域定着支援」の両方を担当している相談支援専門員は、3 人であった。
- 担当件数が「有」の相談支援専門員 657 人のうち、困難ケースを抱えている相談支援専門員は、530 人 (80.7%) であった。
- 現在担当していて困難ケースとして感じる事例の課題については、「本人と家族や支援者との意向が異なる」「家族の支える力が弱い」「家族の意向が強く振り回される」の順であった。家族に関わる項目が多かった。
- 担当となった場合に、困難と感じる課題については、「家族の意向が強く振り回される」「本人と家族や支援者との意向が異なる」「医療ニーズが高い」の順であった。
- 勤務上の悩みについては、「自分の能力や資質に不安がある」「兼務業務が忙しく、相談支援業務の時間が不十分」「残業が多い/仕事の持ち帰りが多い」の順であった。
- 業務遂行上の悩みについては、「相談支援専門員の業務範囲が不明確」「記録する書式が多く手間がかかる」「困難ケースへの対応」の順であった。
- 「業務遂行上の悩み、問題点」について相談できる人がいるのは、640 人 (90.4%) であった。
- 相談相手は、「事業所内の相談支援専門員」「事業所内の管理者」「市町村」の順であった。基幹相談支援センターが設置されている市町村では、「基幹相談支援センター」の割合が 21.0% であった。
- 業務負担感は「サービス導入のための事業所探し・調整」「サービス担当者会議の開催」「初回のサービス等利用計画の作成」の順であった。初回の計画作成に関する業務に、業務負担感を感じていた。
- 他機関との連携についての悩みは「関係機関と日程が合わず、サービス担当者会議にむけての調整に時間がかかる」「サービス等利用計画の作成・送付する業務に手間がかかる」「主治医・医療機関との連携がとりにくい」の順であった。
- サービス等利用計画作成に関する課題については、「業務多忙で十分な計画を作成できない」「必要な公的サービスが地域に不足している」「サービス事業者との調整」の順であった。

### (3) 「人材育成ビジョン」の調査結果概要

- 人材育成ビジョンを知っていると回答したのは、395 人（55.8%）であった。
- 人材育成ビジョンを知っていると回答した 395 人のうち、日頃の業務で意識している方は 208 人（52.7%）であった。

### (4) 「研修」の調査結果概要

- 研修参加の際に重視する内容については、「研修内容」「研修日時」「業務への影響」の順であった。
- 今後受講したい研修内容は、「意思決定支援」「障害特性」「権利擁護・成年後見制度」「家族支援」「事例検討」の順であった。
- 専門コース別研修を受講したことのあるのは、179 人（24.9%）であった。専門コース別研修の受講希望は、591 人（80.1%）であった。今後受講したいコースは、「地域移行・地域定着、触法」「権利擁護・成年後見制度」「障害児支援」の順であった。
- 神奈川県相談支援従事者等養成・確保推進事業の研修を受講したことのあるのは、352 人（49.7%）であった。
- 相談支援専門員を対象にした「研修情報の入手先」は、「職場（法人・事業所）」「障害福祉情報サービスかながわ」「都道府県・市町村」の順であった。
- 平成 27 年度に「相談支援」に関する法定外研修（相談支援従事者初任者研修、相談支援従事者現任研修を除く）（以下、法定外研修）を受講したのは、49.6%であった。「常勤」と「非常勤」の間で、14.6 ポイントの開きがあった。
- 平成 27 年度に受講した法定外研修の内容は、「事例検討」「障害特性」「権利擁護・成年後見制度」「グループスーパービジョン」の順であった。
- 平成 27 年度に受講した法定外研修の内容で業務に役立った割合は、「支援の見立て」「グループスーパービジョン」「障害特性」「権利擁護・成年後見制度」「ストレングスアプローチ」の順であった。
- 平成 27 年度に受講した 351 人のうち、法定外研修の効果があったと答えたのは 344 人（98.0%）であった。研修効果の具体的内容については、「支援や業務の振り返りに役立った」「ケース支援や業務に役立った」「相談支援専門員としての知識や技術の習得につながった（深まった）」の順であった。

### 3 調査結果詳細

#### (1) 「相談支援専門員の基本情報」の調査結果

##### (性別)

相談支援専門員の性別の割合は、男性が 276 人 (39.0%)、女性が 430 人 (60.7%)、不明が 2 人 (0.3%) であった。

図表1 「性別」

合計	男性	女性	不明
708	276	430	2
100.0%	39.0%	60.7%	0.3%

##### (年齢)

平均年齢は 46.3 歳であり、40 歳代が最も多く 252 人 (35.6%) であった。60 歳以上は 13.1% を占め、最高齢は 78 歳であった。男性は 40 歳代までの方が 81.2% を占めるが、女性は 40 歳代までの方が 53.3% と、男性と比較すると女性は 50 歳以上の方が占める割合が多い。

図表2 「年齢」 × 「性別」

	合計	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代以上	不明
合計	708	21	181	252	160	81	12	1
	100.0%	3.0%	25.6%	35.6%	22.6%	11.4%	1.7%	0.1%
男性	276	15	83	126	27	18	6	1
	100.0%	5.4%	30.1%	45.7%	9.8%	6.5%	2.2%	0.4%
女性	430	6	97	126	133	62	6	0
	100.0%	1.4%	22.6%	29.3%	30.9%	14.4%	1.4%	0.0%
不明	2	0	1	0	0	1	0	0
	100.0%	0.0%	50.0%	0.0%	0.0%	50.0%	0.0%	0.0%

##### (勤務形態)

勤務形態は、「常勤・兼務」が最も多く 418 人 (59.0%) であった。「専従」は、常勤・非常勤あわせて 241 人 (34.0%) であった。

図表3 「勤務形態」

	合計	常勤・専従	常勤・兼務	非常勤・専従	非常勤・兼務	その他
合計	708	206	418	35	47	2
	100.0%	29.1%	59.0%	4.9%	6.6%	0.3%

「常勤・専従」（206人）のうち、「30歳～40歳代」が156人（75.7%）であり、「50歳代以降」は43人（20.8%）であった。「常勤・兼務」（418人）のうち、「30歳～40歳代」が245人（58.6%）であり、「50歳代以降」は160人（38.3%）であった。「50歳代以降」（253人）のうち、「常勤・専従」は43人（16.3%）であった。

図表4 「年齢」 × 「勤務形態」

	合計	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳以上	不明
合計	708	21	181	252	160	81	12	1
	100.0%	3.0%	25.6%	35.6%	22.6%	11.4%	1.7%	0.1%
常勤・専従	206	7	67	89	31	11	1	0
	100.0%	3.4%	32.5%	43.2%	15.0%	5.3%	0.5%	0.0%
常勤・兼務	418	12	103	142	105	48	7	1
	100.0%	2.9%	24.6%	34.0%	25.1%	11.5%	1.7%	0.2%
非常勤・専従	35	0	7	8	8	11	1	0
	100.0%	0.0%	20.0%	22.9%	22.9%	31.4%	2.9%	0.0%
非常勤・兼務	47	2	4	12	16	10	3	0
	100.0%	4.3%	8.5%	25.5%	34.0%	21.3%	6.4%	0.0%
その他	2	0	0	1	0	1	0	0
	100.0%	0.0%	0.0%	50.0%	0.0%	50.0%	0.0%	0.0%

概ね経験年数が長いほど、「常勤・専従」の割合が高くなる傾向があった。

図表5 「勤務形態」 × 「相談支援専門員としての経験年数」

	合計	常勤・専従	常勤・兼務	非常勤・専従	非常勤・兼務	その他
合計	708	206	418	35	47	2
	100.0%	29.1%	59.0%	4.9%	6.6%	0.3%
1年未満	133	26	82	7	17	1
	100.0%	19.5%	61.7%	5.3%	12.8%	0.8%
3年未満	255	74	152	12	16	1
	100.0%	29.0%	59.6%	4.7%	6.3%	0.4%
5年未満	167	48	104	9	6	0
	100.0%	28.7%	62.3%	5.4%	3.6%	0.0%
10年未満	97	35	54	3	5	0
	100.0%	36.1%	55.7%	3.1%	5.2%	0.0%
10年以上	54	23	25	3	3	0
	100.0%	42.6%	46.3%	5.6%	5.6%	0.0%
未解答	2	0	1	1	0	0
	100.0%	0.0%	50.0%	50.0%	0.0%	0.0%

(兼務状況)

「常勤・兼務」(418人)の勤務時間は、「10時間未満・決まっていない」が256人(61.3%)であった。「非常勤・兼務」(47人)の勤務時間は、「10時間未満・決まっていない」が35人(74.5%)であった。

図表6 「勤務時間」 × 「勤務形態」

	合計	～5時間	～10時間	～15時間	～20時間	～30時間	～40時間	40時間以上	決まっていない	不明
合計	467	83	58	17	54	38	48	16	151	2
	100.0%	17.8%	12.4%	3.6%	11.6%	8.1%	10.3%	3.4%	32.3%	0.4%
常勤・兼務	418	73	51	15	48	34	47	16	132	2
	100.0%	17.5%	12.2%	3.6%	11.5%	8.1%	11.2%	3.8%	31.6%	0.5%
非常勤・兼務	47	10	7	2	5	4	1	0	18	0
	100.0%	21.3%	14.9%	4.3%	10.6%	8.5%	2.1%	0.0%	38.3%	0.0%
その他	2	0	0	0	1	0	0	0	1	0
	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	50.0%	0.0%	0.0%	0.0%	50.0%	0.0%

兼務職種は、「その他」を除くと、「管理者」(22.7%)、「生活介護」(16.7%)、「地域活動支援センター」(13.5%)、「居宅介護」(11.1%)の順であった。「介護支援専門員」との兼務は10.5%であり、10人に1人の方が兼務をしている状況である。「その他」では、「委託相談」、「事務職」、「社協職員」、「地域療育相談支援センター」、「保健師」等があげられた。

図表7 「兼務職種」(複数回答)

	共同生活介助	施設入所支援	障害児入所支援	療養介護	生活介護	短期入所	自立訓練(機能訓練)	自立訓練(生活訓練)	就労移行支援	就労継続支援(A型)	就労継続支援(B型)	児童発達支援	放課後等デイサービス	居宅介護	重度訪問介護	同行援護	行動援護	重度障害者等包括支援	保育所等訪問支援	移動支援	日中一時支援	訪問入浴サービス	基幹相談支援センター	地域活動支援センター	管理者	サービス提供責任者	介護支援専門員	その他
合計	35	28	3	2	78	16	0	5	9	4	27	15	10	52	14	20	15	0	8	34	20	0	9	63	106	44	49	108
(467人)	7.5%	6.0%	0.6%	0.4%	16.7%	3.4%	0.0%	1.1%	1.9%	0.9%	5.8%	3.2%	2.1%	11.1%	3.0%	4.3%	3.2%	0.0%	1.7%	7.3%	4.3%	0.0%	1.9%	13.5%	22.7%	9.4%	10.5%	23.1%

(相談支援従事者法定研修の受講状況)

相談支援従事者初任者研修受講年度は、バラつきはあるが「平成19年度」～「平成23年度」の受講生が少なかった。

図表8 「相談支援従事者初任者研修の受講年度」

	合計	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	未回答
合計	708	90	22	25	41	33	43	79	92	124	110	48	1
	100.0%	12.7%	3.1%	3.5%	5.8%	4.7%	6.1%	11.2%	13.0%	17.5%	15.5%	6.8%	0.1%

現任研修を受講した回数は、「無」が最も多く336人(47.5%)であった。

図表9 「現任研修受講回数」

	合計	無	1回	2回	2回以上
合計	708	336	251	97	24
	100.0%	47.5%	35.5%	13.7%	3.4%

(保有資格)

相談支援専門員の保有資格は、「社会福祉主事任用資格」(38.8%)、「社会福祉士」(35.2%)、「介護福祉士」(35.0%)の順であった。基幹相談支援センター等機能強化事業において、特に必要と認められる能力を有する専門的職員として示されている「社会福祉士」「保健師」「精神保健福祉士」の取得状況は、「社会福祉士」(35.2%)、「保健師」(0.7%)、「精神保健福祉士」(21.9%)であった。「介護支援専門員」の保有者は、26.7%であった。

図表10 「保有資格」(複数回答) × 「年齢」

	医師	歯科医師	薬剤師	保健師	助産師	看護師	准看護師	理学療法士	作業療法士	社会福祉士	介護福祉士	精神保健福祉士	視能訓練士	義肢装具士	言語聴覚士	歯科衛生士	はり師・灸師	あん摩マッサージ指圧師	柔道整復師	管理栄養士	栄養士	保育士	介護支援専門員	社会福祉主事任用資格	居宅介護職員初任者研修(ホームヘルパー2級以上含む)	児童指導員任用資格	精神障害者社会復帰指導員任用資格者	未回答/資格なし
合計(708人)	0	0	1	5	2	19	5	1	4	249	248	155	0	0	0	1	1	1	0	4	6	76	189	275	179	63	3	42
20歳代(21人)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8	2	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	10	1	2	0	3
30歳代(181人)	0	0	0	0	0	2	0	0	2	68	56	52	0	0	0	0	0	0	0	0	0	27	22	93	56	15	1	4
40歳代(252人)	0	0	0	0	2	1	6	0	1	101	92	55	0	0	0	0	0	0	0	3	1	18	75	96	47	23	1	16
50歳代(160人)	0	0	0	0	0	2	1	7	1	48	70	21	0	0	1	0	0	0	0	1	5	20	57	51	44	16	1	11
60歳代(81人)	0	0	0	0	0	1	0	4	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	20	26	7	0
70歳以上(12人)	0	0	1	0	0	0	0	0	0	2	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	4	5	0	0	2
不明(1人)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0

**(相談支援専門員の経験)**

相談支援専門員としての実務経験の平均経験年数は3.59年であり、「1年以上3年未満」の方が最も多く255人(36.0%)であった。「5年未満」の方が555人(78.4%)であった。

図表 11 「相談支援専門員としての経験年数」

	合計	1年未満	3年未満	5年未満	10年未満	10年以上	未解答
合計	708	133	255	167	97	54	2
	100.0%	18.8%	36.0%	23.6%	13.7%	7.6%	0.3%

**(相談支援の経験)**

相談支援専門員として勤務する前の「相談支援経験の有無」について、「無」が337人(47.6%)であった。

図表 12 「相談支援専門員として勤務する以前の相談支援の経験」

	合計	有	無
合計	708	371	337
	100.0%	52.4%	47.6%

相談支援専門員として勤務する以前に「相談支援経験」が「有」(371人)のうち、相談支援の経験分野については、「知的」(41.8%)、「精神」(37.2%)、「高齢」(28.6%)の順であった。「教育」、「医療」、「就労」に関しては、10.0%を下回っていた。

図表 13 「相談支援専門員として勤務する以前に経験した相談支援の分野」(複数回答)

	身体	知的	精神	児童	高齢	医療	就労	教育	その他
合計	95	155	138	86	106	32	32	16	26
(371人)	25.6%	41.8%	37.2%	23.2%	28.6%	8.6%	8.6%	4.3%	7.0%

相談支援専門員として勤務する以前に、ひとつの相談支援分野を経験している方は218人(58.8%)であった。複数の分野を経験している方は153人(41.2%)であった。

図表 14 「相談支援専門員として勤務する以前に経験した相談支援の分野数」

	合計	1	2	3	4	5	6	7
合計	371	218	69	34	29	14	5	2
	100.0%	58.8%	18.6%	9.2%	7.8%	3.8%	1.3%	0.5%

相談支援専門員として勤務する以前に、「相談支援の経験」の平均経験年数は4.52年であり、5年以上の経験がある方は、257人（69.3%）であった。

図表 15 「相談支援専門員として勤務する以前の相談支援経験年数」

	合計	1年未満	3年未満	5年未満	10年未満	10年以上	不明
合計	371	19	41	49	128	129	5
	100.0%	5.1%	11.1%	13.2%	34.5%	34.8%	1.3%

相談支援専門員として勤務する以前の「障害分野の相談支援の経験」について、「無」が352人（49.7%）であった。

図表 16 「相談支援専門員として勤務する以前の障害分野の相談支援の経験」

	合計	有	無
合計	708	356	352
	100.0%	50.3%	49.7%

相談支援専門員として勤務する以前に「障害分野の相談支援の経験」の平均経験年数は3.72年であり、5年以上の経験がある方は、207人であった。相談支援専門員として勤務する以前に「障害分野の相談支援の経験」のある方の58.1%であった。

図表 17 「相談支援専門員として勤務する以前の障害分野の相談支援の経験年数」

	合計	1年未満	3年未満	5年未満	10年未満	10年以上
合計	356	42	52	55	103	104
	100.0%	11.8%	14.6%	15.4%	28.9%	29.2%

### (実務経験要件)

相談支援専門員の「実務経験要件」のうち、「相談支援業務の要件」を満たしている方が、356人(50.3%)であった。「直接支援業務の要件」のみの方が、94人(13.3%)であった。

図表 18 「相談支援専門員の実務経験要件」(複数回答)

	相談支援業務	直接支援業務	有資格者等
合計	356	304	425
	50.3%	42.9%	60.0%

### (福祉分野の経験年数)

福祉分野の平均経験年数は16.0年であり、「10年以上」が最も多く568人(80.2%)であった。

図表 19 「福祉分野の経験年数」

	合計	1年未満	3年未満	5年未満	10年未満	10年以上	不明
合計	708	2	9	16	107	568	6
	100.0%	0.3%	1.3%	2.3%	15.1%	80.2%	0.8%

### (現職場の経験年数)

現職場の平均経験年数は7.28年であり、「10年以上」が最も多く202人(28.5%)であった。「3年未満」も212人(30.0%)であった。

図表 20 「現職場の経験年数」

	合計	1年未満	3年未満	5年未満	10年未満	10年以上	不明
合計	708	65	147	132	159	202	3
	100.0%	9.2%	20.8%	18.6%	22.5%	28.5%	0.4%

## (2) 「相談支援専門員の業務実態」の調査結果

### (現在の担当件数)

現在担当している件数が「有」と回答したのは、657人（92.8%）であった。

図表 21 「担当件数の有無」

	合計	有	無
合計	708	657	51
	100.0%	92.8%	7.2%

「サービス等利用計画」を担当している相談支援専門員は、599人（84.6%）であった。「障害児利用支援計画」を担当している相談支援専門員は、216人（30.5%）であった。「地域移行支援」を担当している相談支援専門員は、20人（2.8%）であった。「地域定着支援」を担当している相談支援専門員は、14人（2.0%）であった。

図表 22 「現在担当している計画種別」

	サービス等利用計画	障害児利用支援計画	地域移行支援	地域定着支援
担当している	599	216	20	14
	84.6%	30.5%	2.8%	2.0%
担当していない	109	492	688	694
	15.4%	69.5%	97.2%	98.0%

「サービス等利用計画」のみ担当している相談支援専門員は、406人であった。「障害児利用支援計画」のみ担当している相談支援専門員は、48人であった。「サービス等利用計画」と「障害児利用支援計画」の両方を担当している相談支援専門員は、168人であった。「地域移行支援」と「地域定着支援」の両方を担当している相談支援専門員は、3人であった。

図表 23 「現在担当している計画種別分類」

担当している計画	担当者数	サービス等利用計画	障害児利用支援計画	地域移行	地域定着	他なし
サービス等利用計画	599	-	168	19	13	406
障害児利用支援計画	216	168	-	2	2	48
地域移行	20	19	2	-	3	1
地域定着	14	13	2	3	-	1

「サービス等利用計画」を担当している相談支援専門員1人あたりの担当件数の最頻値は、「1-5件」「11-20件」、平均は30.5件であり、最多は165件であった。101件以上担当しているのは、26人(3.6%)であった。兼務の方でも41の方が51件以上作成している。経験年数が1年未満の方は「1-5件」が最多の37人(27.8%)であり、1年以上の方と比較すると担当件数は少なくなっているが、101件以上担当している方もいる。

図表 24 「現在担当しているサービス等利用計画」 × 「勤務形態」

	合計	0件	1-5件	6-10件	11-20件	21-30件	31-40件	41-50件	51-60件	61-70件	71-80件	81-90件	91-100件	101-150件	151件以上
合計	708	109	115	64	115	98	53	42	22	21	22	13	8	23	3
	100.0%	15.4%	16.2%	9.0%	16.2%	13.8%	7.5%	5.9%	3.1%	3.0%	3.1%	1.8%	1.1%	3.2%	0.4%
常勤・専従	206	15	8	12	31	36	22	18	12	12	11	9	4	14	2
	100.0%	7.3%	3.9%	5.8%	15.0%	17.5%	10.7%	8.7%	5.8%	5.8%	5.3%	4.4%	1.9%	6.8%	1.0%
常勤・兼務	418	81	83	42	67	56	27	20	9	8	11	3	3	7	1
	100.0%	19.4%	19.9%	10.0%	16.0%	13.4%	6.5%	4.8%	2.2%	1.9%	2.6%	0.7%	0.7%	1.7%	0.2%
非常勤・専従	35	7	4	1	10	4	2	3	0	1	0	1	1	1	0
	100.0%	20.0%	11.4%	2.9%	28.6%	11.4%	5.7%	8.6%	0.0%	2.9%	0.0%	2.9%	2.9%	2.9%	0.0%
非常勤・兼務	47	4	20	9	7	2	2	1	1	0	0	0	0	1	0
	100.0%	8.5%	42.6%	19.1%	14.9%	4.3%	4.3%	2.1%	2.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	2.1%	0.0%
その他	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

図表 25 「現在担当しているサービス等利用計画」 × 「経験年数」

	合計	0件	1-5件	6-10件	11-20件	21-30件	31-40件	41-50件	51-60件	61-70件	71-80件	81-90件	91-100件	101-150件	151件以上
合計	708	109	115	64	115	98	53	42	22	21	22	13	8	23	3
	100.0%	15.4%	16.2%	9.0%	16.2%	13.8%	7.5%	5.9%	3.1%	3.0%	3.1%	1.8%	1.1%	3.2%	0.4%
1年未満	133	36	37	15	10	17	2	5	2	3	2	1	0	3	0
	100.0%	27.1%	27.8%	11.3%	7.5%	12.8%	1.5%	3.8%	1.5%	2.3%	1.5%	0.8%	0.0%	2.3%	0.0%
3年未満	255	29	50	24	39	38	23	15	7	8	11	2	3	4	2
	100.0%	11.4%	19.6%	9.4%	15.3%	14.9%	9.0%	5.9%	2.7%	3.1%	4.3%	0.8%	1.2%	1.6%	0.8%
5年未満	167	29	13	11	30	22	14	12	8	4	5	6	4	9	0
	100.0%	17.4%	7.8%	6.6%	18.0%	13.2%	8.4%	7.2%	4.8%	2.4%	3.0%	3.6%	2.4%	5.4%	0.0%
10年未満	97	12	11	11	18	11	7	7	3	4	3	4	1	4	1
	100.0%	12.4%	11.3%	11.3%	18.6%	11.3%	7.2%	7.2%	3.1%	4.1%	3.1%	4.1%	1.0%	4.1%	1.0%
10年以上	54	3	4	3	16	10	7	3	2	2	1	0	0	3	0
	100.0%	5.6%	7.4%	5.6%	29.6%	18.5%	13.0%	5.6%	3.7%	3.7%	1.9%	0.0%	0.0%	5.6%	0.0%
未解答	2	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

図表 26 「現在担当しているサービス等利用計画」 × 「相談支援専門員としての勤務時間(週)」

	合計	0件	1-5件	6-10件	11-20件	21-30件	31-40件	41-50件	51-60件	61-70件	71-80件	81-90件	91-100件	101-150件	151件以上
合計	708	109	115	64	115	98	53	42	22	21	22	13	8	23	3
	100.0%	15.4%	16.2%	9.0%	16.2%	13.8%	7.5%	5.9%	3.1%	3.0%	3.1%	1.8%	1.1%	3.2%	0.4%
～5時間	85	20	29	11	18	5	2	0	0	0	0	0	0	0	0
	100.0%	23.5%	34.1%	12.9%	21.2%	5.9%	2.4%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
～10時間	66	6	14	10	12	10	3	8	1	1	1	0	0	0	0
	100.0%	9.1%	21.2%	15.2%	18.2%	15.2%	4.5%	12.1%	1.5%	1.5%	1.5%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
～15時間	24	4	1	4	6	3	2	0	0	0	2	1	0	1	0
	100.0%	16.7%	4.2%	16.7%	25.0%	12.5%	8.3%	0.0%	0.0%	0.0%	8.3%	4.2%	0.0%	4.2%	0.0%
～20時間	61	14	8	4	10	11	5	1	4	1	0	1	2	0	0
	100.0%	23.0%	13.1%	6.6%	16.4%	18.0%	8.2%	1.6%	6.6%	1.6%	0.0%	1.6%	3.3%	0.0%	0.0%
～30時間	56	4	5	3	18	7	2	6	2	2	0	1	1	5	0
	100.0%	7.1%	8.9%	5.4%	32.1%	12.5%	3.6%	10.7%	3.6%	3.6%	0.0%	1.8%	1.8%	8.9%	0.0%
～40時間	160	11	9	13	22	27	19	14	10	10	6	5	3	10	1
	100.0%	6.9%	5.6%	8.1%	13.8%	16.9%	11.9%	8.8%	6.3%	6.3%	3.8%	3.1%	1.9%	6.3%	0.6%
40時間以上	100	5	5	2	11	18	14	10	5	6	11	5	1	6	1
	100.0%	5.0%	5.0%	2.0%	11.0%	18.0%	14.0%	10.0%	5.0%	6.0%	11.0%	5.0%	1.0%	6.0%	1.0%
決まっていない	154	45	43	17	17	17	6	3	0	1	2	0	1	1	1
	100.0%	29.2%	27.9%	11.0%	11.0%	11.0%	3.9%	1.9%	0.0%	0.6%	1.3%	0.0%	0.6%	0.6%	0.6%
未解答/複数回答	2	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	100.0%	0.0%	50.0%	0.0%	50.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

「障害児利用支援計画」を担当している相談支援専門員1人あたりの担当件数の最頻値は「1-5件」、平均は26.7件で、最多は「常勤・兼務」の方が315件であった。101件以上担当しているのは、14人(1.9%)で、「常勤・兼務」の方が多くの件数を担当していた。

図表 27 「現在担当している障害児利用支援計画」 × 「勤務形態」

	合計	0件	1-5件	6-10件	11-20件	21-30件	31-40件	41-50件	51-60件	61-70件	71-80件	81-90件	91-100件	101-150件	151-200件	201件以上
合計	708	492	93	26	32	17	10	6	5	4	5	1	3	5	6	3
	100.0%	69.5%	13.1%	3.7%	4.5%	2.4%	1.4%	0.8%	0.7%	0.6%	0.7%	0.1%	0.4%	0.7%	0.8%	0.4%
常勤・専従	206	126	41	8	8	6	4	3	3	0	3	0	1	1	1	1
	100.0%	61.2%	19.9%	3.9%	3.9%	2.9%	1.9%	1.5%	1.5%	0.0%	1.5%	0.0%	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%
常勤・兼務	418	304	39	18	21	10	6	1	2	2	2	0	2	4	5	2
	100.0%	72.7%	9.3%	4.3%	5.0%	2.4%	1.4%	0.2%	0.5%	0.5%	0.5%	0.0%	0.5%	1.0%	1.2%	0.5%
非常勤・専従	35	24	4	0	2	0	0	2	0	2	0	1	0	0	0	0
	100.0%	68.6%	11.4%	0.0%	5.7%	0.0%	0.0%	5.7%	0.0%	5.7%	0.0%	2.9%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
非常勤・兼務	47	37	9	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	100.0%	78.7%	19.1%	0.0%	2.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
その他	2	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	100.0%	50.0%	0.0%	0.0%	0.0%	50.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

図表 28 「現在担当している障害児利用支援計画」 × 「経験年数」

	合計	0件	1-5件	6-10件	11-20件	21-30件	31-40件	41-50件	51-60件	61-70件	71-80件	81-90件	91-100件	101-150件	151-200件	201件以上
合計	708	492	93	26	32	17	10	6	5	4	5	1	3	5	6	3
	100.0%	69.5%	13.1%	3.7%	4.5%	2.4%	1.4%	0.8%	0.7%	0.6%	0.7%	0.1%	0.4%	0.7%	0.8%	0.4%
1年未満	133	106	13	3	4	4	0	0	1	1	0	0	0	1	0	0
	100.0%	79.7%	9.8%	2.3%	3.0%	3.0%	0.0%	0.0%	0.8%	0.8%	0.0%	0.0%	0.0%	0.8%	0.0%	0.0%
3年未満	255	182	31	9	12	8	3	2	1	1	2	0	1	0	2	1
	100.0%	71.4%	12.2%	3.5%	4.7%	3.1%	1.2%	0.8%	0.4%	0.4%	0.8%	0.0%	0.4%	0.0%	0.8%	0.4%
5年未満	167	105	21	6	10	4	4	3	3	1	1	1	2	3	2	1
	100.0%	62.9%	12.6%	3.6%	6.0%	2.4%	2.4%	1.8%	1.8%	0.6%	0.6%	0.6%	1.2%	1.8%	1.2%	0.6%
10年未満	97	65	14	7	3	1	2	0	0	1	1	0	0	1	1	1
	100.0%	67.0%	14.4%	7.2%	3.1%	1.0%	2.1%	0.0%	0.0%	1.0%	1.0%	0.0%	0.0%	1.0%	1.0%	1.0%
10年以上	54	33	13	1	3	0	1	1	0	0	1	0	0	0	1	0
	100.0%	61.1%	24.1%	1.9%	5.6%	0.0%	1.9%	1.9%	0.0%	0.0%	1.9%	0.0%	0.0%	0.0%	1.9%	0.0%
未解答	2	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	100.0%	50.0%	50.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

図表 29 「現在担当している障害児利用支援計画」 × 「相談支援専門員としての勤務時間(週)」

	合計	0件	1-5件	6-10件	11-20件	21-30件	31-40件	41-50件	51-60件	61-70件	71-80件	81-90件	91-100件	101-150件	151-200件	201件以上
合計	708	492	93	26	32	17	10	6	5	4	5	1	3	5	6	3
	100.0%	69.5%	13.1%	3.7%	4.5%	2.4%	1.4%	0.8%	0.7%	0.6%	0.7%	0.1%	0.4%	0.7%	0.8%	0.4%
～5時間	85	70	8	0	2	2	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0
	100.0%	82.4%	9.4%	0.0%	2.4%	2.4%	1.2%	1.2%	1.2%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
～10時間	66	56	6	0	2	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
	100.0%	84.8%	9.1%	0.0%	3.0%	1.5%	0.0%	1.5%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
～15時間	24	18	2	0	2	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0
	100.0%	75.0%	8.3%	0.0%	8.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	4.2%	4.2%	0.0%	0.0%	0.0%
～20時間	61	32	12	6	1	3	1	1	1	3	0	0	0	1	0	0
	100.0%	52.5%	19.7%	9.8%	1.6%	4.9%	1.6%	1.6%	1.6%	4.9%	0.0%	0.0%	0.0%	1.6%	0.0%	0.0%
～30時間	56	41	5	4	3	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	100.0%	73.2%	8.9%	7.1%	5.4%	0.0%	3.6%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	1.8%
～40時間	160	96	29	7	10	5	2	1	2	1	2	0	1	2	2	0
	100.0%	60.0%	18.1%	4.4%	6.3%	3.1%	1.3%	0.6%	1.3%	0.6%	1.3%	0.0%	0.6%	1.3%	1.3%	0.0%
40時間以上	100	60	20	4	5	3	2	2	1	0	1	0	0	1	1	0
	100.0%	60.0%	20.0%	4.0%	5.0%	3.0%	2.0%	2.0%	1.0%	0.0%	1.0%	0.0%	0.0%	1.0%	1.0%	0.0%
決まっていない	154	118	11	5	7	3	2	0	0	0	2	0	0	1	3	2
	100.0%	76.6%	7.1%	3.2%	4.5%	1.9%	1.3%	0.0%	0.0%	0.0%	1.3%	0.0%	0.0%	0.6%	1.9%	1.3%
未解答/複数回答	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0
	100.0%	50.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	50.0%	0.0%	0.0%	0.0%

「地域移行支援」を担当している相談支援専門員1人あたりの担当件数の平均は1.25件で、最多は2件であった。担当しているのは「常勤」に限られていた。

図表 30 「現在担当している地域移行支援」 × 「勤務形態」

	合計	0件	1件	2件
合計	708	688	15	5
	100.0%	97.2%	2.1%	0.7%
常勤・専従	206	198	6	2
	100.0%	96.1%	2.9%	1.0%
常勤・兼務	418	406	9	3
	100.0%	97.1%	2.2%	0.7%
非常勤・専従	35	35	0	0
	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%
非常勤・兼務	47	47	0	0
	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%
その他	2	2	0	0
	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%

「地域定着支援」を担当している相談支援専門員1人あたりの担当件数の平均は2.29件で、最多は6件であった。担当しているのは「常勤」に限られていた。

図表 31 「現在担当している地域定着支援」 × 「勤務形態」

	合計	0件	1件	2件	3件	4件	5件	6件
合計	708	694	7	3	1	0	2	1
	100.0%	98.0%	1.0%	0.4%	0.1%	0.0%	0.3%	0.1%
常勤・専従	206	201	4	0	1	0	0	0
	100.0%	97.6%	1.9%	0.0%	0.5%	0.0%	0.0%	0.0%
常勤・兼務	418	409	3	3	0	0	2	1
	100.0%	97.8%	0.7%	0.7%	0.0%	0.0%	0.5%	0.2%
非常勤・専従	35	35	0	0	0	0	0	0
	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
非常勤・兼務	47	47	0	0	0	0	0	0
	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
その他	2	2	0	0	0	0	0	0
	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

相談支援専門員 1 人当たりの各計画の合計担当件数の最頻値は「11-20 件」、平均は 37.2 件で、最多は 328 件であった。101 件以上担当しているのは、51 人（7.2%）であった。

図表 32 「現在担当している合計件数」 × 「勤務形態」

	合計	0件	1-5件	6-10件	11-20件	21-30件	31-40件	41-50件	51-60件	61-70件	71-80件	81-90件	91-100件	101-150件	151-200件	201件以上
合計	708	61	102	71	115	96	64	43	32	28	20	14	11	37	10	4
	100.0%	8.6%	14.4%	10.0%	16.2%	13.6%	9.0%	6.1%	4.5%	4.0%	2.8%	2.0%	1.6%	5.2%	1.4%	0.6%
常勤・専従	206	6	6	11	27	31	30	16	15	15	10	8	6	19	5	1
	100.0%	2.9%	2.9%	5.3%	13.1%	15.0%	14.6%	7.8%	7.3%	7.3%	4.9%	3.9%	2.9%	9.2%	2.4%	0.5%
常勤・兼務	418	49	77	47	71	56	29	21	16	10	10	4	4	16	5	3
	100.0%	11.7%	18.4%	11.2%	17.0%	13.4%	6.9%	5.0%	3.8%	2.4%	2.4%	1.0%	1.0%	3.8%	1.2%	0.7%
非常勤・専従	35	1	3	1	10	5	3	5	0	3	0	2	1	1	0	0
	100.0%	2.9%	8.6%	2.9%	28.6%	14.3%	8.6%	14.3%	0.0%	8.6%	0.0%	5.7%	2.9%	2.9%	0.0%	0.0%
非常勤・兼務	47	4	16	12	7	3	2	1	1	0	0	0	0	1	0	0
	100.0%	8.5%	34.0%	25.5%	14.9%	6.4%	4.3%	2.1%	2.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	2.1%	0.0%	0.0%
その他	2	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	100.0%	50.0%	0.0%	0.0%	0.0%	50.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

(平成 27 年度に担当した計画、モニタリング等)

平成 27 年度に「サービス等利用計画」を作成した相談支援専門員は 479 人 (67.7%) であつた。「障害児利用支援計画」を作成した相談支援専門員は 151 人 (21.3%) であつた。「サービス等利用計画」と「障害児利用支援計画」の両方を作成した相談支援専門員は 107 人 (15.1%) であつた。

図表 33 「平成 27 年度計画作成した相談支援専門員の数」

	合計	有	無
サービス等利用計画	708	479	229
	100.0%	67.7%	32.3%
障害児利用支援計画	708	151	557
	100.0%	21.3%	78.7%

※母数に平成 28 年度に資格を取った者 (48 人) が含まれている。

平成 27 年度に「サービス等利用計画」を作成した相談支援専門員 1 人あたりの作成件数の最頻値は「1-5 件」、平均は 17.0 件で、最多件数は 200 件であつた。

図表 34 「平成 27 年度に作成したサービス等利用計画」 × 「勤務形態」

	合計	0件	1-5件	6-10件	11-20件	21-30件	31-40件	41-50件	51-60件	61-70件	71-80件	81-90件	91-100件	101-150件	151-200件
合計	708	229	171	113	79	45	15	21	14	6	3	1	3	5	3
	100.0%	32.3%	24.2%	16.0%	11.2%	6.4%	2.1%	3.0%	2.0%	0.8%	0.4%	0.1%	0.4%	0.7%	0.4%
常勤・専従	206	48	37	45	23	14	8	12	7	3	1	1	0	5	2
	100.0%	23.3%	18.0%	21.8%	11.2%	6.8%	3.9%	5.8%	3.4%	1.5%	0.5%	0.5%	0.0%	2.4%	1.0%
常勤・兼務	418	141	117	56	46	29	6	8	7	3	1	0	3	0	1
	100.0%	33.7%	28.0%	13.4%	11.0%	6.9%	1.4%	1.9%	1.7%	0.7%	0.2%	0.0%	0.7%	0.0%	0.2%
非常勤・専従	35	16	7	5	5	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0
	100.0%	45.7%	20.0%	14.3%	14.3%	2.9%	2.9%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
非常勤・兼務	47	22	10	7	5	1	0	1	0	0	1	0	0	0	0
	100.0%	46.8%	21.3%	14.9%	10.6%	2.1%	0.0%	2.1%	0.0%	0.0%	2.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
その他	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

※母数に平成 28 年度に資格を取った者 (48 人) が含まれている

平成 27 年度に「障害児利用支援計画」を作成した相談支援専門員 1 人あたりの作成件数の最頻値は「1-5 件」、平均は 20.6 件で、最多件数は 268 件であつた。

図表 35 「平成 27 年度に作成した障害児利用支援計画」 × 「勤務形態」

	合計	0件	1-5件	6-10件	11-20件	21-30件	31-40件	41-50件	51-60件	61-70件	71-80件	81-90件	91-100件	101-150件	151-200件	201件以上
合計	708	557	79	15	16	20	4	2	4	1	1	1	0	3	4	1
	100.0%	78.7%	11.2%	2.1%	2.3%	2.8%	0.6%	0.3%	0.6%	0.1%	0.1%	0.1%	0.0%	0.4%	0.6%	0.1%
常勤・専従	206	156	33	6	2	2	2	2	0	0	1	0	0	1	1	0
	100.0%	75.7%	16.0%	2.9%	1.0%	1.0%	1.0%	1.0%	0.0%	0.0%	0.5%	0.0%	0.0%	0.5%	0.5%	0.0%
常勤・兼務	418	333	36	9	13	17	1	0	2	1	0	0	0	2	3	1
	100.0%	79.7%	8.6%	2.2%	3.1%	4.1%	0.2%	0.0%	0.5%	0.2%	0.0%	0.0%	0.0%	0.5%	0.7%	0.2%
非常勤・専従	35	27	3	0	1	0	1	0	2	0	0	1	0	0	0	0
	100.0%	77.1%	8.6%	0.0%	2.9%	0.0%	2.9%	0.0%	5.7%	0.0%	0.0%	2.9%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
非常勤・兼務	47	40	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	100.0%	85.1%	14.9%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
その他	2	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	100.0%	50.0%	0.0%	0.0%	0.0%	50.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

※母数に平成 28 年度に資格を取った者 (48 人) が含まれている

平成 27 年度に、「モニタリング」を実施した相談支援専門員は 534 人（75.4%）であった。

図表 36 「平成 27 年度にモニタリングを実施した相談支援専門員の数」

	合計	有	無
モニタリング	708	534	174
	100.0%	75.4%	24.6%

※母数に平成 28 年度に資格を取った者（48 人）が含まれている

平成 27 年度に「モニタリング」を実施した相談支援専門員の実施件数の最頻値は「1-5 件」平均は 40.6 件で、最多件数は 682 件であった。101 件以上担当しているのは、85 人（12.0%）であった。

図表 37 「平成 27 年度に実施したモニタリング件数」 × 「勤務形態」

	合計	0件	1-5件	6-10件	11-20件	21-30件	31-40件	41-50件	51-60件	61-70件	71-80件	81-90件	91-100件	101-150件	151-200件	201件以上
合計	708	174	76	61	72	55	48	33	39	12	25	14	14	46	19	20
	100.0%	24.6%	10.7%	8.6%	10.2%	7.8%	6.8%	4.7%	5.5%	1.7%	3.5%	2.0%	2.0%	6.5%	2.7%	2.8%
常勤・専従	206	33	6	11	21	18	18	20	16	5	7	7	4	21	9	10
	100.0%	16.0%	2.9%	5.3%	10.2%	8.7%	8.7%	9.7%	7.8%	2.4%	3.4%	3.4%	1.9%	10.2%	4.4%	4.9%
常勤・兼務	418	114	59	42	44	31	24	12	19	7	12	6	8	22	9	9
	100.0%	27.3%	14.1%	10.0%	10.5%	7.4%	5.7%	2.9%	4.5%	1.7%	2.9%	1.4%	1.9%	5.3%	2.2%	2.2%
非常勤・専従	35	9	3	3	2	5	1	0	2	0	3	1	2	2	1	1
	100.0%	25.7%	8.6%	8.6%	5.7%	14.3%	2.9%	0.0%	5.7%	0.0%	8.6%	2.9%	5.7%	5.7%	2.9%	2.9%
非常勤・兼務	47	17	8	5	5	1	5	1	2	0	2	0	0	1	0	0
	100.0%	36.2%	17.0%	10.6%	10.6%	2.1%	10.6%	2.1%	4.3%	0.0%	4.3%	0.0%	0.0%	2.1%	0.0%	0.0%
その他	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0
	100.0%	50.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	50.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

※母数に平成 28 年度に資格を取った者（48 人）が含まれている

平成 27 年度に「計画」の作成件数と「モニタリング」の実施件数の合計の最頻値は「11-20 件」、平均は 71.2 件で、最多件数は 803 件であった。101 件以上担当しているのは、129 人（18.2%）であった。

図表 38 「平成 27 年度に作成した計画件数とモニタリング件数の合計」 × 「勤務形態」

	合計	0件	1-5件	6-10件	11-20件	21-30件	31-40件	41-50件	51-60件	61-70件	71-80件	81-90件	91-100件	101-150件	151-200件	201件以上
合計	708	146	58	44	78	55	32	38	35	35	20	23	15	65	25	39
	100.0%	20.6%	8.2%	6.2%	11.0%	7.8%	4.5%	5.4%	4.9%	4.9%	2.8%	3.2%	2.1%	9.2%	3.5%	5.5%
常勤・専従	206	29	8	3	20	14	8	16	12	14	9	7	8	26	12	20
	100.0%	14.1%	3.9%	1.5%	9.7%	6.8%	3.9%	7.8%	5.8%	6.8%	4.4%	3.4%	3.9%	12.6%	5.8%	9.7%
常勤・兼務	418	92	41	35	51	34	19	18	20	18	10	12	6	33	12	17
	100.0%	22.0%	9.8%	8.4%	12.2%	8.1%	4.5%	4.3%	4.8%	4.3%	2.4%	2.9%	1.4%	7.9%	2.9%	4.1%
非常勤・専従	35	8	2	2	3	4	2	2	0	2	0	3	0	4	1	2
	100.0%	22.9%	5.7%	5.7%	8.6%	11.4%	5.7%	5.7%	0.0%	5.7%	0.0%	8.6%	0.0%	11.4%	2.9%	5.7%
非常勤・兼務	47	16	7	4	4	3	3	2	3	1	1	1	0	2	0	0
	100.0%	34.0%	14.9%	8.5%	8.5%	6.4%	6.4%	4.3%	6.4%	2.1%	2.1%	2.1%	0.0%	4.3%	0.0%	0.0%
その他	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0
	100.0%	50.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	50.0%	0.0%	0.0%	0.0%

※母数に平成 28 年度に資格を取った者（48 人）が含まれている

(困難ケース)

現在担当件数が「有」の相談支援専門員のうち、困難ケースを抱えている相談支援専門員は、530人(80.7%)であった。

図表 39 「困難ケース件数の有無」

	合計	有	無
困難ケース	657	530	127
	100.0%	80.7%	19.3%

困難事例の担当件数の平均は 6.05 件で、最多件数は 70 件であった。「常勤・専従」の方が、困難ケースを抱えている件数割合が多かった。

図表 40 「困難ケース件数」 × 「勤務形態」

	合計	0件	1-5件	6-10件	11-20件	21-30件	31-40件	41-50件	51-60件	61-70件
合計	708	178	359	98	53	14	3	1	1	1
	100.0%	25.1%	50.7%	13.8%	7.5%	2.0%	0.4%	0.1%	0.1%	0.1%
常勤・専従	206	19	94	51	30	9	1	1	1	0
	100.0%	9.2%	45.6%	24.8%	14.6%	4.4%	0.5%	0.5%	0.5%	0.0%
常勤・兼務	418	133	217	39	22	4	2	0	0	1
	100.0%	31.8%	51.9%	9.3%	5.3%	1.0%	0.5%	0.0%	0.0%	0.2%
非常勤・専従	35	8	19	6	1	1	0	0	0	0
	100.0%	22.9%	54.3%	17.1%	2.9%	2.9%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
非常勤・兼務	47	17	28	2	0	0	0	0	0	0
	100.0%	36.2%	59.6%	4.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
その他	2	1	1	0	0	0	0	0	0	0
	100.0%	50.0%	50.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

図表 41 「困難ケース件数」 × 「経験年数」

	合計	0件	1-5件	6-10件	11-20件	21-30件	31-40件	41-50件	51-60件	61-70件
合計	708	178	359	98	53	14	3	1	1	1
	100.0%	25.1%	50.7%	13.8%	7.5%	2.0%	0.4%	0.1%	0.1%	0.1%
1年未満	133	57	65	8	2	1	0	0	0	0
	100.0%	42.9%	48.9%	6.0%	1.5%	0.8%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3年未満	255	69	134	31	11	7	1	1	0	1
	100.0%	27.1%	52.5%	12.2%	4.3%	2.7%	0.4%	0.4%	0.0%	0.4%
5年未満	167	26	89	27	20	3	2	0	0	0
	100.0%	15.6%	53.3%	16.2%	12.0%	1.8%	1.2%	0.0%	0.0%	0.0%
10年未満	97	20	38	25	12	2	0	0	0	0
	100.0%	20.6%	39.2%	25.8%	12.4%	2.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
10年以上	53	6	32	7	8	0	0	0	0	0
	100.0%	11.3%	60.4%	13.2%	15.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
未解答	2	0	1	0	0	1	0	0	0	0
	100.0%	0.0%	50.0%	0.0%	0.0%	50.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

図表 42 「困難ケース件数」 × 「相談支援専門員勤務前の相談支援経験」

	合計	0件	1-5件	6-10件	11-20件	21-30件	31-40件	41-50件	51-60件	61-70件
合計	708	178	359	98	53	14	3	1	1	1
	100.0%	25.1%	50.7%	13.8%	7.5%	2.0%	0.4%	0.1%	0.1%	0.1%
相談経験有	371	86	195	58	27	2	3	0	0	0
	100.0%	23.2%	52.6%	15.6%	7.3%	0.5%	0.8%	0.0%	0.0%	0.0%
相談経験無	337	92	164	40	26	12	0	1	1	1
	100.0%	27.3%	48.7%	11.9%	7.7%	3.6%	0.0%	0.3%	0.3%	0.3%

現在担当している困難ケースとして感じる事例の課題については、「本人と家族や支援者との意向が異なる」「家族の支える力が弱い」「家族の意向が強く振り回される」の順で、家族に関わる項目が多かった。

図表 43 「担当している困難ケースの課題」 (複数回答/全て選択)

	合計	医療ニーズが高い	本人と家族や支援者との意向が異なる	意思表示が苦手	必要と思われるサービスを受け入れれない	自己負担できる金額に制限がある	独居	虐待の疑いがある	家族の意向が強く振り回される	状態の変化が著しい	行動障害が激しい	触法ケース	他領域(介護保険、生活保護等)の知識必要	重複障害	生活困窮	精神障害による自傷、他害	家族の支える力が弱い(介護者も当事者等)	その他
合計	2446	178	264	169	207	54	108	118	220	168	141	55	121	105	99	83	256	100
	100.0%	7.3%	10.8%	6.9%	8.5%	2.2%	4.4%	4.8%	9.0%	6.9%	5.8%	2.2%	4.9%	4.3%	4.0%	3.4%	10.5%	4.1%

担当となった場合に、困難と感じる課題については、「家族の意向が強く振り回される」「本人と家族や支援者との意向が異なる」「医療ニーズが高い」の順で、ここでも家族に関わる項目が多かった。

図表 44 「担当となった場合に困難ケースとなりうる課題」 (複数回答/上位3つ)

	合計	医療ニーズが高い	本人と家族や支援者との意向が異なる	意思表示が苦手	必要と思われるサービスを受け入れれない	自己負担できる金額に制限がある	独居	虐待の疑いがある	家族の意向が強く振り回される	状態の変化が著しい	行動障害が激しい	触法ケース	他領域(介護保険、生活保護等)の知識必要	重複障害	生活困窮	精神障害による自傷、他害	家族の支える力が弱い(介護者も当事者等)	その他
合計	2108	184	225	94	160	27	42	158	236	142	158	136	69	59	56	128	171	63
	100.0%	8.7%	10.7%	4.5%	7.6%	1.3%	2.0%	7.5%	11.2%	6.7%	7.5%	6.5%	3.3%	2.8%	2.7%	6.1%	8.1%	3.0%

(勤務上の悩み)

勤務上の悩みについては、「自分の能力や資質に不安がある」「兼務業務が忙しく、相談支援業務の時間が不十分」「残業が多い/仕事の持ち帰りが多い」の順であった。経験年数を重ねるほど、割合が減った項目は「研修の場、機会が少ない」「賃金が低い」「自分の能力や資質に不安がある」等があった。経験年数を重ねるほど、割合が増えた項目は「休日・休暇がとれない」「夜間対応、緊急対応が多い」「研修に参加できない」「事業所等からのノルマや課題、目標が厳しい」「勤務上の悩みはない」等があった。「常勤・専従」では、「相談できる相手がいない」が平均の1.33倍であった。

図表 45 「勤務上の悩み」 (複数回答/上位3つ) × 「経験年数」

	合計	残業が多い/ 仕事の持ち帰りが多い	休日・休暇がとれない	夜間対応・緊急対応が多い	賃金が低い	研修に参加できない	研修の場、機会が少ない	自分の能力や資質に不安がある	相談できる相手がいない	兼務業務が忙しく、相談支援業務の時間が不十分	事業所等からのノルマや課題、目標が厳しい	その他	勤務上の悩みはない
合計	1639	197	63	48	185	103	66	339	89	339	36	102	72
	100.0%	12.0%	3.8%	2.9%	11.3%	6.3%	4.0%	20.7%	5.4%	20.7%	2.2%	6.2%	4.4%
1年未満	299	20	8	3	37	20	15	77	19	66	6	16	12
	100.0%	6.7%	2.7%	1.0%	12.4%	6.7%	5.0%	25.8%	6.4%	22.1%	2.0%	5.4%	4.0%
3年未満	594	66	20	12	75	35	28	130	41	114	13	35	25
	100.0%	11.1%	3.4%	2.0%	12.6%	5.9%	4.7%	21.9%	6.9%	19.2%	2.2%	5.9%	4.2%
5年未満	386	59	15	12	40	23	15	79	13	85	7	21	17
	100.0%	15.3%	3.9%	3.1%	10.4%	6.0%	3.9%	20.5%	3.4%	22.0%	1.8%	5.4%	4.4%
10年未満	223	37	9	11	21	14	5	32	11	47	6	19	11
	100.0%	16.6%	4.0%	4.9%	9.4%	6.3%	2.2%	14.3%	4.9%	21.1%	2.7%	8.5%	4.9%
10年以上	131	15	11	9	10	11	3	21	5	25	4	10	7
	100.0%	11.5%	8.4%	6.9%	7.6%	8.4%	2.3%	16.0%	3.8%	19.1%	3.1%	7.6%	5.3%
未解答	6	0	0	1	2	0	0	0	0	2	0	1	0
	100.0%	0.0%	0.0%	16.7%	33.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	33.3%	0.0%	16.7%	0.0%

図表 46 「勤務上の悩み」(複数回答/上位3つ) × 「勤務形態」

	合計	残業が多い/ 仕事の持ち帰りが多い	休日・休暇がとれない	夜間対応・緊急対応が多い	賃金が低い	研修に参加できない	研修の場、機会が少ない	自分の能力や資質に不安がある	相談できる相手がいない	兼務業務が忙しく、相談支援業務の時間が不十分	事業所等からのノルマや課題、目標が厳しい	その他	勤務上の悩みはない
合計	1639	197	63	48	185	103	66	339	89	339	36	102	72
	100.0%	12.0%	3.8%	2.9%	11.3%	6.3%	4.0%	20.7%	5.4%	20.7%	2.2%	6.2%	4.4%
常勤・専従	497	71	18	15	60	27	17	124	36	49	18	46	16
	100.0%	14.3%	3.6%	3.0%	12.1%	5.4%	3.4%	24.9%	7.2%	9.9%	3.6%	9.3%	3.2%
常勤・兼務	968	116	42	31	99	65	38	171	46	258	16	45	41
	100.0%	12.0%	4.3%	3.2%	10.2%	6.7%	3.9%	17.7%	4.8%	26.7%	1.7%	4.6%	4.2%
非常勤・専従	75	3	2	2	11	5	6	17	3	10	2	6	8
	100.0%	4.0%	2.7%	2.7%	14.7%	6.7%	8.0%	22.7%	4.0%	13.3%	2.7%	8.0%	10.7%
非常勤・兼務	95	6	1	0	14	6	5	26	4	22	0	4	7
	100.0%	6.3%	1.1%	0.0%	14.7%	6.3%	5.3%	27.4%	4.2%	23.2%	0.0%	4.2%	7.4%
その他	4	1	0	0	1	0	0	1	0	0	0	1	0
	100.0%	25.0%	0.0%	0.0%	25.0%	0.0%	0.0%	25.0%	0.0%	0.0%	0.0%	25.0%	0.0%

(業務遂行上の悩み)

業務遂行上の悩みについては、「相談支援専門員の業務範囲が不明確」「記録する書式が多く手間がかかる」「困難ケースへの対応」の順であった。経験年数を重ねるほど、概ね割合が増えた項目は「担当利用者数が多い」「記録する書式が多く手間がかかる」「その他」等があった。「常勤・専従」では、「担当する地域範囲が広い」「業務の責任が重く、抱え込んでしまう」「担当利用者数が多い」などが平均を上回った。

図表 47 「業務遂行上の悩み」(複数回答/上位3つ) × 「経験年数」

	合計	担当利用者数が多い	担当する地域範囲が広い	相談支援専門員の業務範囲が不明確	相談支援専門員本来の業務が出来ていない	利用者本位のサービスが貰けない	困難ケースへの対応	業務の責任が重く、抱え込んでしまう	事業所内のミーティングの時間がとりにくい	事業所内で困難ケースを話し合う時間・機会等が少ない	他の相談支援専門員との担当利用者の情報共有が不十分	制度が頻回に変わり、対応に時間と労力がかかる	記録する書式が多く手間がかかる	利用者に制度変更の説明をするのに時間がかかる	改正事項の解釈等について市町村等に質問しても回答がもらえない、時間がかかる	その他	業務遂行上の悩みはない
合計	1843	178	43	298	169	101	236	96	77	98	60	58	253	20	23	95	38
	100.0%	9.7%	2.3%	16.2%	9.2%	5.5%	12.8%	5.2%	4.2%	5.3%	3.3%	3.1%	13.7%	1.1%	1.2%	5.2%	2.1%
1年未満	324	16	8	50	34	17	35	18	16	21	15	13	41	5	4	18	13
	100.0%	4.9%	2.5%	15.4%	10.5%	5.2%	10.8%	5.6%	4.9%	6.5%	4.6%	4.0%	12.7%	1.5%	1.2%	5.6%	4.0%
3年未満	672	53	19	130	55	34	81	35	32	40	23	20	92	8	7	33	10
	100.0%	7.9%	2.8%	19.3%	8.2%	5.1%	12.1%	5.2%	4.8%	6.0%	3.4%	3.0%	13.7%	1.2%	1.0%	4.9%	1.5%
5年未満	445	60	6	68	44	29	72	24	11	19	10	8	55	2	6	22	9
	100.0%	13.5%	1.3%	15.3%	9.9%	6.5%	16.2%	5.4%	2.5%	4.3%	2.2%	1.8%	12.4%	0.4%	1.3%	4.9%	2.0%
10年未満	250	30	9	30	25	11	31	16	9	14	7	7	41	2	3	12	3
	100.0%	12.0%	3.6%	12.0%	10.0%	4.4%	12.4%	6.4%	3.6%	5.6%	2.8%	2.8%	16.4%	0.8%	1.2%	4.8%	1.2%
10年以上	146	18	1	18	11	9	16	3	9	4	4	10	24	3	3	10	3
	100.0%	12.3%	0.7%	12.3%	7.5%	6.2%	11.0%	2.1%	6.2%	2.7%	2.7%	6.8%	16.4%	2.1%	2.1%	6.8%	2.1%
未解答	6	1	0	2	0	1	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0
	100.0%	16.7%	0.0%	33.3%	0.0%	16.7%	16.7%	0.0%	0.0%	0.0%	16.7%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

図表 48 「業務遂行上の悩み」(複数回答/上位3つ) × 「勤務形態」

	合計	担当利用者数が多い	担当する地域範囲が広い	相談支援専門員の業務範囲が不明確	相談支援専門員本来の業務が出来ていない	利用者本位のサービスが貰えない	困難ケースへの対応	業務の責任が重く、抱え込んでしまう	事業所内のミーティングの時間がとりにくい	事業所内で困難ケースを話し合う時間・機会等が少ない	他の相談支援専門員との担当利用者の情報共有が不十分	制度が頻回に変わり、対応に時間と労力がかかる	記録する書式が多く手間がかかる	利用者に制度変更の説明をするのに時間がかかる	改正事項の解釈等について市町村等に質問しても回答がもらえない、時間がかかる	その他	業務遂行上の悩みはない
合計	1843	178	43	298	169	101	236	96	77	98	60	58	253	20	23	95	38
	100.0%	9.7%	2.3%	16.2%	9.2%	5.5%	12.8%	5.2%	4.2%	5.3%	3.3%	3.1%	13.7%	1.1%	1.2%	5.2%	2.1%
常勤・専従	573	74	29	96	34	23	79	50	17	26	13	10	77	7	8	23	7
	100.0%	12.9%	5.1%	16.8%	5.9%	4.0%	13.8%	8.7%	3.0%	4.5%	2.3%	1.7%	13.4%	1.2%	1.4%	4.0%	1.2%
常勤・兼務	1059	88	11	169	124	61	127	36	46	58	35	41	153	8	13	62	27
	100.0%	8.3%	1.0%	16.0%	11.7%	5.8%	12.0%	3.4%	4.3%	5.5%	3.3%	3.9%	14.4%	0.8%	1.2%	5.9%	2.5%
非常勤・専従	93	13	1	13	4	5	12	5	6	8	5	5	10	1	1	3	1
	100.0%	14.0%	1.1%	14.0%	4.3%	5.4%	12.9%	5.4%	6.5%	8.6%	5.4%	5.4%	10.8%	1.1%	1.1%	3.2%	1.1%
非常勤・兼務	114	3	2	19	7	12	17	5	8	6	6	2	13	4	1	6	3
	100.0%	2.6%	1.8%	16.7%	6.1%	10.5%	14.9%	4.4%	7.0%	5.3%	5.3%	1.8%	11.4%	3.5%	0.9%	5.3%	2.6%
その他	4	0	0	1	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0
	100.0%	0.0%	0.0%	25.0%	0.0%	0.0%	25.0%	0.0%	0.0%	0.0%	25.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	25.0%	0.0%

(相談相手)

「業務遂行上の悩み、問題点」について相談できる人がいるのは、640 人 (90.4%) であった。

図表 49 「相談相手の有無」

	合計	いる	いない	未解答
相談できる人	708	640	65	3
	100.0%	90.4%	9.2%	0.4%

相談相手は、「事業所内の相談支援専門員」「事業所内の管理者」「市町村」の順であった。基幹相談支援センターが設置されている 12 市町では、「基幹相談支援センター」の割合が 21.0%であった。

図表 50 「相談相手」 (複数回答/上位 3 つ)

	合計	事業所内の管理者	事業所内の相談支援専門員	法人内の別事業所の管理者	法人内の別事業所の相談支援専門員	法人外の相談支援専門員	市町村	専門機関	基幹相談支援センター	障害保健福祉圏域相談支援等ネットワーク形成事業者	その他
合計	1713	357	419	119	107	216	222	92	127	19	35
	100.0%	20.8%	24.5%	6.9%	6.2%	12.6%	13.0%	5.4%	7.4%	1.1%	2.0%

(業務負担感)

業務負担感は「サービス導入のための事業所探し・調整」「サービス担当者会議の開催」「初回のサービス等利用計画の作成」の順であった。初回の計画作成に関する業務に、業務負担感を感じていた。

図表 51 「業務負担感」(複数回答/上位3つ) × 「経験年数」

	合計	利用者宅等への初回訪問(重要事項説明・契約業務を含む)	利用者の状態像等に関するアセスメント	外部の専門機関への状況照会	初回のサービス等利用計画の作成	サービス担当者会議の開催	利用者へのサービス等利用計画の交付	サービス提供者へサービス等利用計画の交付	サービス等利用計画のモニタリング	モニタリング結果の記録	サービス等利用計画の変更	サービス導入のための事業所探し・調整	インフォーマルサービス導入のための調整等	サービス事業者との日常的な連絡・調整	目標の達成状況の評価	給付管理業務	医療機関・主治医との連絡・調整	市町村との相談・連携	協議会業務	各種会議への出席・開催調整	制度の変更に伴う情報等について利用者への説明	指導・監査等に対応するための諸準備	その他	業務負担感の大きいと感じる業務はない
合計	1895	102	91	60	177	247	18	27	108	71	38	291	59	94	25	35	71	35	67	105	31	36	73	34
	100.0%	5.4%	4.8%	3.2%	9.3%	13.0%	0.9%	1.4%	5.7%	3.7%	2.0%	15.4%	3.1%	5.0%	1.3%	1.8%	3.7%	1.8%	3.5%	5.5%	1.6%	1.9%	3.9%	1.8%
1年未満	332	22	20	16	38	34	2	3	20	9	4	43	14	14	7	2	9	7	6	21	8	7	12	14
	100.0%	6.6%	6.0%	4.8%	11.4%	10.2%	0.6%	0.9%	6.0%	2.7%	1.2%	13.0%	4.2%	4.2%	2.1%	0.6%	2.7%	2.1%	1.8%	6.3%	2.4%	2.1%	3.6%	4.2%
3年未満	676	36	41	21	60	95	6	8	28	28	13	107	23	39	10	18	28	14	16	29	8	8	30	10
	100.0%	5.3%	6.1%	3.1%	8.9%	14.1%	0.9%	1.2%	4.1%	4.1%	1.9%	15.8%	3.4%	5.8%	1.5%	2.7%	4.1%	2.1%	2.4%	4.3%	1.2%	1.2%	4.4%	1.5%
5年未満	461	25	23	11	42	64	4	7	28	22	11	72	15	28	6	10	18	5	17	23	7	8	13	2
	100.0%	5.4%	5.0%	2.4%	9.1%	13.9%	0.9%	1.5%	6.1%	4.8%	2.4%	15.6%	3.3%	6.1%	1.3%	2.2%	3.9%	1.1%	3.7%	5.0%	1.5%	1.7%	2.8%	0.4%
10年未満	265	9	3	9	23	35	4	4	20	9	9	43	5	11	1	3	11	8	11	20	4	9	10	4
	100.0%	3.4%	1.1%	3.4%	8.7%	13.2%	1.5%	1.5%	7.5%	3.4%	3.4%	16.2%	1.9%	4.2%	0.4%	1.1%	4.2%	3.0%	4.2%	7.5%	1.5%	3.4%	3.8%	1.5%
10年以上	155	8	4	3	14	19	2	5	11	3	1	25	2	2	1	2	5	1	17	11	4	4	7	4
	100.0%	5.2%	2.6%	1.9%	9.0%	12.3%	1.3%	3.2%	7.1%	1.9%	0.6%	16.1%	1.3%	1.3%	0.6%	1.3%	3.2%	0.6%	11.0%	7.1%	2.6%	2.6%	4.5%	2.6%
未解答	6	2	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0
	100.0%	33.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	16.7%	0.0%	0.0%	16.7%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	16.7%	0.0%	0.0%	16.7%	0.0%

(他機関との連携についての悩み)

他機関との連携についての悩みは「関係機関と日程が合わず、サービス担当者会議にむけての調整に時間がかかる」「サービス等利用計画の作成・送付する業務に手間がかかる」「主治医・医療機関との連携がとりにくい」の順であった。

図表 52 「他機関との連携についての悩み」(複数回答/上位3つ) × 「経験年数」

	合計	サービス等利用計画の作成・送付する業務に手間がかかる	関係機関からの情報が少ない	関係機関に照会しても回答がなかなか得られない	関係機関と日程が合わず、サービス担当者会議にむけての調整に時間がかかる	主治医・医療機関との連携がとりにくい	基幹相談支援センターとの連携がとりにくい	基幹相談支援センターがない	専門機関に相談しても十分に相談に応じられない、連携がとりにくい	別法人・事業所の相談支援専門員との連携が少ない	市町村に困難ケース等を相談しても十分に相談に応じられない	市町村から必要な情報をえられにくい	その他	他機関との連携に関する悩みはない
合計	1654	300	169	81	351	196	51	47	53	105	96	64	61	80
	100.0%	18.1%	10.2%	4.9%	21.2%	11.9%	3.1%	2.8%	3.2%	6.3%	5.8%	3.9%	3.7%	4.8%
1年未満	283	47	32	11	53	38	10	4	7	25	12	11	11	22
	100.0%	16.6%	11.3%	3.9%	18.7%	13.4%	3.5%	1.4%	2.5%	8.8%	4.2%	3.9%	3.9%	7.8%
3年未満	593	112	59	24	130	61	18	17	16	42	31	24	24	35
	100.0%	18.9%	9.9%	4.0%	21.9%	10.3%	3.0%	2.9%	2.7%	7.1%	5.2%	4.0%	4.0%	5.9%
5年未満	406	69	42	27	92	49	11	12	13	21	29	14	15	12
	100.0%	17.0%	10.3%	6.7%	22.7%	12.1%	2.7%	3.0%	3.2%	5.2%	7.1%	3.4%	3.7%	3.0%
10年未満	230	42	27	12	42	32	6	9	7	9	16	14	8	6
	100.0%	18.3%	11.7%	5.2%	18.3%	13.9%	2.6%	3.9%	3.0%	3.9%	7.0%	6.1%	3.5%	2.6%
10年以上	136	28	9	7	33	15	6	5	9	7	8	1	3	5
	100.0%	20.6%	6.6%	5.1%	24.3%	11.0%	4.4%	3.7%	6.6%	5.1%	5.9%	0.7%	2.2%	3.7%
未解答	6	2	0	0	1	1	0	0	1	1	0	0	0	0
	100.0%	33.3%	0.0%	0.0%	16.7%	16.7%	0.0%	0.0%	16.7%	16.7%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

(アセスメントの悩み)

アセスメントの悩みについては、「情報収集が難しい」が 371 人 (35.6%) であった。

図表 53 「アセスメントについての悩み」(複数回答) × 「経験年数」

	合計	情報収集が難しい	収集した情報を分析・活用できない	課題の原因・背景がわからない	見立て、今後の予測ができない	その他	特に課題はない
合計	1043	371	159	138	161	60	154
	100.0%	35.6%	15.2%	13.2%	15.4%	5.8%	14.8%
1年未満	218	82	34	32	33	10	27
	100.0%	37.6%	15.6%	14.7%	15.1%	4.6%	12.4%
3年未満	361	137	53	45	60	22	44
	100.0%	38.0%	14.7%	12.5%	16.6%	6.1%	12.2%
5年未満	249	83	34	38	42	9	43
	100.0%	33.3%	13.7%	15.3%	16.9%	3.6%	17.3%
10年未満	137	41	24	17	16	14	25
	100.0%	29.9%	17.5%	12.4%	11.7%	10.2%	18.2%
10年以上	76	28	13	6	10	5	14
	100.0%	36.8%	17.1%	7.9%	13.2%	6.6%	18.4%
未解答	2	0	1	0	0	0	1
	100.0%	0.0%	50.0%	0.0%	0.0%	0.0%	50.0%

(サービス等利用計画作成に関する課題)

サービス等利用計画作成に関する課題については、「業務多忙で十分な計画作成できない」「必要な公的サービスが地域に不足している」「サービス事業者との調整」の順であった

図表 54 「サービス等利用計画作成に関する課題」(複数回答/上位3つ)

	合計	業務多忙で十分な計画作成できない	利用者の意見を十分に聞く時間がない	家族等の意見を十分に聞く時間がない	課題を抽出し、長期目標・短期目標を立てるのが難しい	利用者や家族の意見に違いがあり調整が難しい	利用者の意見と、相談支援専門員の意見に違いがあり調整が難しい	家族の意見と、相談支援専門員の意見に違いがあり調整が難しい	課題の表記など文章化することが難しい	必要な公的サービスが地域に不足している	サービス事業者との調整	医師との連携がとりづらい	インフォーマルサービスの位置づけ	地域のインフォーマルサービスが不足している	指導・監査を前提にしたサービス調整	その他	特に課題はない
合計	1821	269	123	91	162	113	33	36	151	255	194	84	89	101	22	58	40
	100.0%	14.8%	6.8%	5.0%	8.9%	6.2%	1.8%	2.0%	8.3%	14.0%	10.7%	4.6%	4.9%	5.5%	1.2%	3.2%	2.2%

### (3) 「神奈川県相談支援専門員人材育成ビジョン」の調査結果

#### (人材育成ビジョンの認知度)

人材育成ビジョンを知っていると回答したのは、395人（55.8%）であった。地域により、人材育成ビジョンの認知度に差があった。

図表 55 「人材育成ビジョンの認知度」

	合計	知っている	知らない	未解答
合計	708	395	310	3
	100.0%	55.8%	43.8%	0.4%

図表 56 「人材育成ビジョンの認知度」 × 「障害保健福祉圏域」

圏域	横浜	川崎	相模原	横須賀三浦	湘南東部	湘南西部	県央	県西	総計
認知度	47.1%	56.3%	49.4%	58.9%	60.0%	66.7%	57.1%	58.1%	55.8%

図表 57 「人材育成ビジョンの認知度」 × 「経験年数」

全体	1年未満	3年未満	5年未満	10年未満	10年以上
55.8%	52.3%	47.1%	62.7%	62.9%	75.5%

#### (人材育成ビジョンの業務における意識)

人材育成ビジョンを知っていると回答した方（395人）のうち、日頃の業務で意識しているのは、208人（52.7%）であった。人材育成ビジョンを知っていて日頃の業務で意識しているのは、29.4%であった。

図表 58 「人材育成ビジョンを日頃の業務での意識」

	合計	している	していない
合計	395	208	187
	100.0%	52.7%	47.3%

図表 59 「人材育成ビジョンを日頃の業務での意識」 × 「障害保健福祉圏域」

圏域	横浜	川崎	相模原	横須賀三浦	湘南東部	湘南西部	県央	県西	総計
意識度	45.6%	51.1%	42.5%	38.1%	54.5%	71.7%	68.8%	61.1%	52.7%

#### (4) 「研修」の調査結果

##### (研修参加の際に重視する内容)

研修参加の際に重視する内容については、「研修内容」「研修日時」「業務への影響」の順であった。

図表 60 「研修参加の際に重視する内容」(複数回答/上位3つ)

	合計	法定研修	研修内容	実施主体	研修受講費用	研修日時	研修場所	職場からの推薦	業務への影響	その他
合計	2008	253	646	52	83	362	245	43	315	9
	100.0%	12.6%	32.2%	2.6%	4.1%	18.0%	12.2%	2.1%	15.7%	0.4%

図表 61 「研修参加の際に重視する内容」(複数回答/上位3つ) × 「経験年数」

	合計	法定研修	研修内容	実施主体	研修受講費用	研修日時	研修場所	職場からの推薦	業務への影響	その他
合計	2008	253	646	52	83	362	245	43	315	9
	100.0%	12.6%	32.2%	2.6%	4.1%	18.0%	12.2%	2.1%	15.7%	0.4%
1年未満	375	44	118	10	16	68	43	15	60	1
	100.0%	11.7%	31.5%	2.7%	4.3%	18.1%	11.5%	4.0%	16.0%	0.3%
3年未満	724	84	233	18	28	128	86	16	127	4
	100.0%	11.6%	32.2%	2.5%	3.9%	17.7%	11.9%	2.2%	17.5%	0.6%
5年未満	482	68	153	11	19	92	60	8	69	2
	100.0%	14.1%	31.7%	2.3%	3.9%	19.1%	12.4%	1.7%	14.3%	0.4%
10年未満	272	32	90	5	14	52	37	4	37	1
	100.0%	11.8%	33.1%	1.8%	5.1%	19.1%	13.6%	1.5%	13.6%	0.4%
10年以上	151	25	50	8	6	21	18	0	22	1
	100.0%	16.6%	33.1%	5.3%	4.0%	13.9%	11.9%	0.0%	14.6%	0.7%
未解答	4	0	2	0	0	1	1	0	0	0
	100.0%	0.0%	50.0%	0.0%	0.0%	25.0%	25.0%	0.0%	0.0%	0.0%

(今後受講したい内容)

今後受講したい研修内容は、「意思決定支援」「障害特性」「権利擁護・成年後見制度」「家族支援」「事例検討」の順であった。

図表 62 「今後受講したい研修内容」 (複数回答/上位5つ)

項目	合計	
障害特性	202	28.5%
権利擁護・成年後見制度	182	25.7%
プライバシー保護 (守秘義務)	26	3.7%
意思決定支援	228	32.2%
エンパワメント	56	7.9%
中立性、公平性の保持	39	5.5%
利用者の主体性の尊重	81	11.4%
信頼関係の構築	64	9.0%
利用者の生活のしづらさの理解	90	12.7%
ケアマネジメントプロセス	79	11.2%
チームアプローチ	67	9.5%
コミュニティーワーク	43	6.1%
コミュニケーション	30	4.2%
情報収集力	55	7.8%
障害者総合支援法	58	8.2%
障害者差別解消法	43	6.1%
障害者権利条約	31	4.4%
自己コントロール・セルフマネジメント	71	10.0%
グループスーパービジョン (GSV)	62	8.8%
スーパービジョン (GSV以外)	62	8.8%
事例検討	147	20.8%
ストレングスアプローチ	81	11.4%
協働・他職種連携	103	14.5%
支援の見立て	144	20.3%
ファシリテーション	60	8.5%
プレゼンテーション	34	4.8%
記録	82	11.6%
面接技術	121	17.1%
家族支援	152	21.5%
地域移行・地域定着	105	14.8%
地域づくり・(自立支援)協議会	81	11.4%
防災	27	3.8%
医療知識 (病気に関すること)	130	18.4%
社会人としてのマナー	9	1.3%
組織の運営・管理	69	9.7%
会議の企画・運営	33	4.7%
障害児支援	111	15.7%
触法	95	13.4%
その他	18	2.5%

(専門コース別研修)

専門コース別研修を受講した方は、176人(24.9%)であった。受講したコースは、「障害児支援」「権利擁護・成年後見制度」「地域移行・地域定着、触法」の順であった。専門コース別研修の受講希望有りは、591人(80.1%)であった。今後受講したいコースは、「地域移行・地域定着、触法」「権利擁護・成年後見制度」「障害児支援」の順であった。

図表 63 「専門コース別研修の受講歴」

	合計	受講した	受講していない	不明
合計	708	176	459	73
	100.0%	24.9%	64.8%	10.3%

図表 64 「これまでに受講した専門コース別研修受講コース」(複数回答)

	障害児支援	権利擁護・成年後見制度	地域移行・地域定着、触法	スーパービジョン・管理面接技術	セルフケアマネジメント
人数	80	75	62	41	11
176人	45.5%	42.6%	35.2%	23.3%	6.3%

図表 65 「専門コース別研修の受講希望」

	合計	有	無	不明
合計	738	591	47	100
	100.0%	80.1%	6.4%	13.6%

図表 66 「今後受講したい専門コース別研修受講コース」(複数回答)

	障害児支援	権利擁護・成年後見制度	地域移行・地域定着、触法	スーパービジョン・管理面接技術	セルフケアマネジメント	受講希望なし	未解答
合計	198	253	268	188	138	47	100
	28.0%	35.7%	37.9%	26.6%	19.5%	6.6%	14.1%

(神奈川県相談支援従事者等養成・確保推進事業)

神奈川県相談支援従事者等養成・確保推進事業の研修を受講した方は、352人(49.7%)であった。受講した研修は、「相談支援専門員とサービス管理責任者の連携(相談支援従事者スキルアップ研修)」「基礎研修」「ストレングスマネジメント(障害者ケアマネジメント等指導者養成研修)」の順であった。

図表 67 「神奈川県相談支援従事者等養成・確保推進事業の研修受講歴」

	合計	受講した	未解答
合計	708	352	356
	100.0%	49.7%	50.3%

図表 68 「神奈川県相談支援従事者等養成・確保推進事業の研修別受講者数」(複数回答)

実施エリア	横浜							川崎					県域				
	基礎研修	スキルアップ I	スキルアップ II	実践研修 I	実践研修 II	指導者養成研修	その他	実務研修 I	実務研修 II	実務研修 III	地域リーダー養成研修	その他	相談支援専門員とサービス管理責任者の連携(相談支援従事者スキルアップ研修)	支援会議・活用を学ぶ(実践研修)	ストレングスマネジメント(障害者ケアマネジメント等指導者養成研修)	その他	
合計(708人)	72 10.2%	38 5.4%	21 3.0%	15 2.1%	17 2.4%	7 1.0%	5 0.7%	60 8.5%	34 4.8%	24 3.4%	15 2.1%	7 1.0%	121 17.1%	55 7.8%	67 9.5%	23 3.2%	

(研修情報の入手先)

相談支援専門員を対象にした「研修情報の入手先」は、「職場(法人・事業所)」「障害福祉情報サービスかながわ」「都道府県・市町村」の順であった。

図表 69 「研修情報の入手先」(複数回答)

	職場(法人・事業所)	都道府県・市町村	基幹相談支援センター	(自立支援)協議会・圏域ナビ	障害福祉情報サービスかながわ	専門機関	専門職団体	民間事業者	研究所などの研究機関	大学などの教育機関	その他	未解答
合計(708人)	479 67.7%	314 44.4%	182 25.7%	190 26.8%	413 58.3%	90 12.7%	81 11.4%	57 8.1%	21 3.0%	17 2.4%	13 1.8%	38 5.4%

（法定外研修（相談支援従事者初任者研修、相談支援従事者現任研修を除く）の受講状況）

平成 27 年度に「相談支援」に関する法定外研修（相談支援従事者初任者研修、相談支援従事者現任研修を除く）（以下、「法定外研修」という）を受講した方は 351 人（49.6%）であった。勤務形態別では、「常勤・専従」が 60.2%で最も多く、「非常勤・専従」が 54.3%と、「常勤」は 59.3%であった。「非常勤」は 44.7%であり、「常勤」と「非常勤」の間で、14.6 ポイントの開きがあった。

図表 70 「平成 27 年度の法定外研修の受講歴」 × 「勤務形態」

	合計	受講した	受講していない	未解答
合計	708	351	355	2
	100.0%	49.6%	50.1%	0.3%
常勤・専従	206	124	82	0
	100.0%	60.2%	39.8%	0.0%
常勤・兼務	418	189	228	1
	100.0%	45.2%	54.5%	0.2%
非常勤・専従	35	19	16	0
	100.0%	54.3%	45.7%	0.0%
非常勤・兼務	47	19	27	1
	100.0%	40.4%	57.4%	2.1%
その他	2	0	2	0
	100.0%	0.0%	100.0%	0.0%

図表 71 「平成 27 年度の法定外研修の受講歴」 × 「経験年数」

	合計	受講した	受講していない	未解答
合計	708	351	355	2
	100.0%	49.6%	50.1%	0.3%
1 年未満	133	36	96	1
	100.0%	27.1%	72.2%	0.8%
3 年未満	255	127	127	1
	100.0%	49.8%	49.8%	0.4%
5 年未満	167	96	71	0
	100.0%	57.5%	42.5%	0.0%
10 年未満	97	58	39	0
	100.0%	59.8%	40.2%	0.0%
10 年以上	54	32	22	0
	100.0%	59.3%	40.7%	0.0%
未解答	2	2	0	0
	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%

（受講した法定外研修の実施主体）

平成 27 年度に受講した「相談支援」に関する法定外研修（相談支援従事者初任者研修、相談支援従事者現任研修を除く）の実施主体は、「都道府県・市町村」「事業所・法人内部」「（自立支援）協議会・圏域ナビ」の順であった。

図表 72 「平成 27 年度の法定外研修の受講した研修の実施主体」（複数回答）

	事業所・法人内部	都道府県・市町村	基幹相談支援センター	（自立支援）協議会・圏域ナビ	専門機関	専門職団体	民間事業者	大学などの教育機関	研究所などの研究機関	不明	その他
合計 (351人)	140 39.9%	177 50.4%	72 20.5%	118 33.6%	83 23.6%	87 24.8%	37 10.5%	15 4.3%	9 2.6%	4 1.1%	10 2.8%

（法定外研修（相談支援従事者初任者研修、相談支援従事者現任研修を除く）の受講回数）

平成 27 年度に法定外研修を受講した方の研修受講回数の平均は、「専門コース別研修」が 1.98 回、「事業所・法人内部の研修」が 3.7 回、「外部研修」が 4.12 回、「合計」で 6.39 回であった。

図表 73 「平成 27 年度の法定外研修の受講した研修の回数」

研修種別	受講人数	受講回数	平均回数
専門コース別研修	109	216	1.98
事業所・法人内部の研修	211	782	3.71
外部の研修	304	1,251	4.12
合計	351	2,243	6.39

(法定外研修の受講内容)

平成 27 年度に受講した「相談支援」に関する法定外研修（相談支援従事者初任者研修、相談支援従事者現任研修を除く）の内容は、「事例検討」「障害特性」「権利擁護・成年後見制度」「グループスーパービジョン」の順であった。

図表 74 「平成 27 年度の法定外研修の受講した研修の内容」（複数回答）

項目	受講した人数 (351人)	
障害特性	146	41.6%
権利擁護・成年後見制度	129	36.8%
プライバシー保護（守秘義務）	17	4.8%
意思決定支援	74	21.1%
エンパワメント	39	11.1%
中立性、公平性の保持	4	1.1%
利用者の主体性の尊重	34	9.7%
信頼関係の構築	16	4.6%
利用者の生活のしづらさの理解	39	11.1%
ケアマネジメントプロセス	61	17.4%
チームアプローチ	46	13.1%
コミュニティーワーク	24	6.8%
コミュニケーション	21	6.0%
情報収集力	7	2.0%
障害者総合支援法	53	15.1%
障害者差別解消法	66	18.8%
障害者権利条約	24	6.8%
自己コントロール・セルフマネジメント	15	4.3%
グループスーパービジョン（GSV）	100	28.5%
スーパービジョン（GSV以外）	25	7.1%
事例検討	156	44.4%
ストレングスアプローチ	71	20.2%
協働・他職種連携	44	12.5%
支援の見立て	30	8.5%
ファシリテーション	21	6.0%
プレゼンテーション	5	1.4%
記録	14	4.0%
面接技術	37	10.5%
家族支援	50	14.2%
地域移行・地域定着	52	14.8%
地域づくり・（自立支援）協議会	36	10.3%
防災	18	5.1%
医療知識（病気に関すること）	76	21.7%
社会人としてのマナー	12	3.4%
組織の運営・管理	12	3.4%
会議の企画・運営	11	3.1%
障害児支援	59	16.8%
触法	17	4.8%
その他	46	13.1%

(受講した法定外研修で業務に役立った内容)

平成 27 年度に受講した「相談支援」に関する法定外研修（相談支援従事者初任者研修、相談支援従事者現任研修を除く）の内容で、業務に役立った割合は、「支援の見立て」「グループスーパービジョン」「障害特性」「権利擁護・成年後見制度」「ストレングスアプローチ」で順であった。

図表 75 「平成 27 年度の法定外研修の受講した研修の内容で業務に役立った内容」  
(複数回答/上位 3 つ)

項目	受講人数	業務に役立った人数	
障害特性	146	105	71.9%
権利擁護・成年後見制度	129	71	55.0%
プライバシー保護（守秘義務）	17	4	23.5%
意思決定支援	74	39	52.7%
エンパワメント	39	13	33.3%
中立性、公平性の保持	4	0	0.0%
利用者の主体性の尊重	34	15	44.1%
信頼関係の構築	16	11	68.8%
利用者の生活のしづらさの理解	39	20	51.3%
ケアマネジメントプロセス	61	21	34.4%
チームアプローチ	46	26	56.5%
コミュニティーワーク	24	6	25.0%
コミュニケーション	21	10	47.6%
情報収集力	7	4	57.1%
障害者総合支援法	53	25	47.2%
障害者差別解消法	66	23	34.8%
障害者権利条約	24	6	25.0%
自己コントロール・セルフマネジメント	15	4	26.7%
グループスーパービジョン（GSV）	100	72	72.0%
スーパービジョン（GSV以外）	25	14	56.0%
事例検討	156	99	63.5%
ストレングスアプローチ	71	49	69.0%
協働・他職種連携	44	21	47.7%
支援の見立て	30	26	86.7%
ファシリテーション	21	9	42.9%
プレゼンテーション	5	0	0.0%
記録	14	5	35.7%
面接技術	37	17	45.9%
家族支援	50	33	66.0%
地域移行・地域定着	52	20	38.5%
地域づくり・（自立支援）協議会	36	23	63.9%
防災	18	2	11.1%
医療知識（病気に関すること）	76	42	55.3%
社会人としてのマナー	12	7	58.3%
組織の運営・管理	12	2	16.7%
会議の企画・運営	11	3	27.3%
障害児支援	59	35	59.3%
触法	17	6	35.3%
その他	46	20	43.5%

（法定外研修の受講効果）

平成 27 年度に受講した（351 人）「相談支援」に関する法定外研修（相談支援従事者初任者研修、相談支援従事者現任研修を除く）の効果があつたと答えたのは、344 人（98.0%）であつた。研修効果の具体的内容については、「支援や業務の振り返りに役立った」「ケース支援や業務に役立った」「相談支援専門員としての知識や技術の習得につながつた（深まつた）」の順であつた。

図表 76 「平成 27 年度の法定外研修の受講した研修の効果」

	有	無
効果	344	7
(351人)	98.0%	2.0%

図表 77 「平成 27 年度の法定外研修の受講した研修の効果の具体的内容」（複数回答）

	支援や業務の振り返りに役立った	ケース支援や業務に役立った	相談支援専門員としての知識や技術の習得につながつた（深まつた）	同職種・他職種のネットワーク構築が出来た（深まつた）	地域の社会資源の把握や理解につながつた	地域づくりへの働きかけや取り組みが理解できた	インフォーマルサービスの活用につながつた	個別の地域社会資源の開発に繋がつた	法人・事業所内での研修企画等の参考になつた	事業所内の職場環境改善の参考になつた	その他	効果はなかつた
合計	251	215	224	113	61	46	18	21	41	28	6	7
(351人)	71.5%	61.3%	63.8%	32.2%	17.4%	13.1%	5.1%	6.0%	11.7%	8.0%	1.7%	2.0%

(研修を受講されなかった理由)

平成 27 年度に「相談支援」に関する法定外研修（相談支援従事者初任者研修、相談支援従事者現任研修を除く）を受講しなかった理由は、「業務多忙」「研修日時」「その他」の順であった。「その他」の内容としては、「相談支援専門員の業務に従事していなかった」

「育児休業中であった」「兼務のため」「人員体制」「相談支援以外の研修を受講」「知らなかった」等があった。

図表 78 「平成 27 年度の法定外研修を受講されなかった理由」（複数回答）

	業務多忙	研修受講費用	研修場所	研修日時	受講したい内容がない	職場の理解が得られなかった	その他
合計 (357人)	224 63.8%	8 2.3%	34 9.7%	91 25.9%	20 5.7%	6 1.7%	89 25.4%

### 第3章 まとめと考察

県内の指定特定・指定障害児相談支援事業所等に従事する相談支援専門員の業務実態等を把握することにより、本県における計画相談の更なる推進、相談支援体制の充実、相談支援専門員の定着、相談支援専門員の資質の向上をはかるための基礎資料を得ることを目的に実施した。その結果から、①「相談支援体制の充実に関すること」②「相談支援専門員の人材確保、育成や資質の向上に関すること」について考察する。

#### ① 相談支援体制の充実に関すること

本県の相談支援体制は、県全体の相談支援体制等の整備を図るために神奈川県障害者自立支援協議会を設置し、市町村や圏域自立支援協議会と連携して重層的な相談支援体制を構築している。平成29年4月1日現在、本県の指定特定相談支援事業所・障害児相談支援事業所数は463事業所、指定一般相談支援事業所は174事業所である。

今回の調査結果により、浮かび上がってきた本県の相談支援体制の課題をまとめると、下記のようなになる。

- 兼務業務や膨大な担当ケース等による業務多忙・・・図表3、6、38、45等
- 困難ケースへの対応・・・図表39、43、45、47等
- スーパーバイズできる人材の不足・・・図表39、45、49、53等
- 地域の社会資源、サービスの不足・・・図表47、51、52、54等
- 他事業所、他職種との連携不足・・・図表43、51、52、54等
- 相談支援専門員の業務範囲が不明確・・・図表45、47、48、51等
- 地域移行、地域定着に関わった経験のある職員の不足・・・図表22、23、30、31等

これらについては、地域性によって濃淡はあるが、相談支援専門員、地域が共通して抱えている課題である。すぐに全てを解決できる課題ではないことから、県、市町村がそれぞれの役割に応じて、連携をしていくなかで解決していくことが望まれる。

本県においては、都道府県相談支援体制整備事業によるアドバイザー配置、圏域自立支援協議会、相談支援ネットワーク構築等の事業のほか、相談支援従事者養成・確保推進事業において、スーパーバイズできる人材の養成を目的とした障害者ケアマネジメント等指導者養成研修を実施してきた。

しかし、今回の結果により、地域の相談支援体制の課題は多くあり、県としてより一層の取り組みが求められる。

例えば、一人あたりの望ましい相談件数の提示、役割の明確化、地域の社会資源・サービス充実、ネットワーク強化に向けた取組、担当件数や計画作成件数等が多い相談支援専門員へのフォローアップや業務量削減に向けた取組、専従職員や複数の相談支援専門員が配置された相談支援事業所を増やす取組、相談支援専門員の定着に向けた基幹相談支援センター職員や市町村職員などを対象にした研修実施、OJT等地域の体制の中で支えていく仕組みの構築などが考えられる。

## ② 相談支援専門員の人材確保、育成や資質の向上に関すること

今回の調査により、相談支援の経験がない方や相談支援関連の資格を取得していない方が相談支援従事者初任者研修を多数受講されていることがわかった。また、困難ケースの内容、勤務上の悩みの結果等からも、相談支援従事者初任者研修受講前に、基本的な相談支援に関する知識や技法、また職業倫理や価値等を学ぶ場について検討が必要である。

多くの相談支援専門員が、直接支援業務との兼務であり、相談支援専門員として稼働する時間が短く、相談支援専門員として十分な経験を積むことが難しい現状にあること等から、職場内に留まらず、基幹相談支援センター等を中心においた地域体制の中で人材育成をはかっていくことが望ましい。あわせて、人材育成ビジョンの周知をこれまで以上にすすめること及び人材育成ビジョンを柱においたキャリアパスを構築していくことも考えられる。

業務遂行上の悩み、問題点について相談できる相手はいるが、多くの方が様々な勤務上や業務遂行上の悩みを抱えており、また多くの困難事例を抱えていることから、相談をしても悩み等の解決に至っていない現状が明らかになったことから、きちんとしたスーパーバイズが行える人材の養成や基幹相談支援センター等の体制整備が必要である。

困難事例については、「家族支援」に関する項目が一番多く、アセスメントに課題があると考えられることから、アセスメント、インテーク等、ケアマネジメントプロセスを強化した研修を準備することも考えられる。また、家族支援の技法や手法等現に困っている課題に対応するための研修内容の実施等、柔軟な研修プログラムの構築が考えられる。

相談支援専門員はソーシャルワークの担い手であることが改めて確認されたところであるが、勤務上の悩みについては「自分の能力や資質に不安がある」が一番多く、また、相談できる人はいるが解決には至っていない現状も明らかになり、スーパーバイズやOJTを受けられる体制の整備が必要である。

今後受講したい研修内容は、「意思決定支援」が最も多く、また、本県においては津久井やまゆり園入所者に対する意思決定支援を実施しており、相談支援専門員が意思決定支援責任者として定められていることから、意思決定支援の取組をすすめるための体制や研修が必要である。本人に寄り添った丁寧な意思決定支援を実施するには、本人との関係性構築を基軸とし、表出される希望の一つ一つを丁寧に聞き取り、体験を繰り返していくなどのきめ細やかなかわり（定期的なやりとり）が重要となることから、国の示す標準的な頻度に縛られることなく、根拠に基づいた適切な回数のモニタリングが必要である。



## 參考資料

## 相談支援専門員の業務等の実態に関する調査 ご協力のお願い

### ◆◆◆ 調査の目的 ◆◆◆

神奈川県内の指定特定・指定障害児相談支援事業所及び指定一般相談支援事業所並びに基幹相談支援センターに従事する相談支援専門員の業務実態等を把握し、相談支援専門員の資質の向上、相談支援専門員の定着、計画相談の更なる推進、相談支援体制の充実をはかるための基礎資料を得ることを目的とします。なお、集計結果につきましては、データを統計的に処理し、個人を特定できない形で公表を予定していることを申し添えます。

### ◆◆◆ 回答にあたっての注意 ◆◆◆

- ・「チェックボックス」をクリックして選択、または「記入欄（黄色）」にご記入ください。
- ・特に指定がない限り、チェックボックスは1つ選択してください。
- ・本調査票は、設問中に指示がある場合を除き、必ず全ての設問を回答してください。□
- ・回答後、調査票の<T列>のエラーチェックが全て消えているかをご確認ください。エラーチェックの文字が消えていない場合は、回答をやり直してください。
- ・特に指定がない限り、平成28年12月1日現在の状況を記入してください。
- ・本調査の結果は、今後の神奈川県の相談支援体制整備、充実強化を促進するため等に使用し、それ以外での使用はいたしません。
- ・本調査票は、相談支援専門員の皆様に回答していただくものです。
- ・お忙しいところ誠に恐縮ですが、平成29年1月27日（金）までに、事業所所在地の市町村所管課あてにご回答下さい。
- ・お手数ですが、このファイルで回答いただきますようお願い致します。
- ・本調査の記入の仕方や項目に分かりにくい点がありましたら、お手数ですが、以下の連絡先までお問い合わせください。

#### 【調査実施主体・記入に関する問合せ先】

神奈川県保健福祉局福祉部障害福祉課  
連絡先：045-210-1111（内線4721）

（担当）地域生活支援グループ 熊岡  
F A X：045-201-2051

（お問い合わせフォーム）

<https://cgi.pref.kanagawa.jp/ques/questionnaire.php?openid=1180546137&check>





■業務に関すること（※平成28年12月1日現在の内容でお答えください。）

18 「担当件数（実件数）」について教えてください。

種別	件数
1 サービス等利用計画	件
2 障害児支援利用計画	件
3 地域移行支援	件
4 地域定着支援	件
合計	0 件

19 平成27年度に新規に作成した「サービス等利用計画」「障害児支援利用計画」の実件数について教えてください。

種別	件数
1 サービス等利用計画	件
2 障害児支援利用計画	件
合計	0 件

20 平成27年度に「モニタリングを行った実件数」について教えてください。 件

21 担当されている「あなたが支援困難と感じる事例」の「実件数」について教えてください。 件

22 担当されている「あなたが支援困難と感じる事例」の「課題」について、当てはまるもの「全て」にチェックをしてください。

<input type="checkbox"/> 医療ニーズが高い	<input type="checkbox"/> 本人と家族や支援者との意向が異なる	<input type="checkbox"/> 意思表示が苦手	<input type="checkbox"/> 必要と思われるサービスを受け入れない
<input type="checkbox"/> 自己負担できる金額に制限がある	<input type="checkbox"/> 独居	<input type="checkbox"/> 虐待の疑いがある	<input type="checkbox"/> 家族の意向が強く振り回される
<input type="checkbox"/> 状態の変化が著しい	<input type="checkbox"/> 行動障害が激しい	<input type="checkbox"/> 触法ケース	<input type="checkbox"/> 他領域（介護保険、生活保護等）の知識必要
<input type="checkbox"/> 重複障害	<input type="checkbox"/> 生活困窮	<input type="checkbox"/> 精神障害による自傷、他害	<input type="checkbox"/> 家族の支える力が弱い（介護者も当事者等）
<input type="checkbox"/> その他（ )			

23 担当となった場合に「あなたが特に支援困難に感じると思われる課題」について、当てはまるもの「上位3つ」にチェックをしてください。

<input type="checkbox"/> 医療ニーズが高い	<input type="checkbox"/> 本人と家族や支援者との意向が異なる	<input type="checkbox"/> 意思表示が苦手	<input type="checkbox"/> 必要と思われるサービスを受け入れない
<input type="checkbox"/> 自己負担できる金額に制限がある	<input type="checkbox"/> 独居	<input type="checkbox"/> 虐待の疑いがある	<input type="checkbox"/> 家族の意向が強く振り回される
<input type="checkbox"/> 状態の変化が著しい	<input type="checkbox"/> 行動障害が激しい	<input type="checkbox"/> 触法ケース	<input type="checkbox"/> 他領域（介護保険、生活保護等）の知識必要
<input type="checkbox"/> 重複障害	<input type="checkbox"/> 生活困窮	<input type="checkbox"/> 精神障害による自傷、他害	<input type="checkbox"/> 家族の支える力が弱い（介護者も当事者等）
<input type="checkbox"/> その他（ )			

24 「勤務上の悩み」について、当てはまるもののうち「上位3つ」にチェックをしてください。

<input type="checkbox"/> 残業が多い/仕事の持ち帰りが多い	<input type="checkbox"/> 休日・休暇がとれない	<input type="checkbox"/> 夜間対応・緊急対応が多い	<input type="checkbox"/> 賃金が低い
<input type="checkbox"/> 研修に参加できない	<input type="checkbox"/> 研修の場、機会が少ない	<input type="checkbox"/> 自分の能力や資質に不安がある	<input type="checkbox"/> 相談できる相手がいない
<input type="checkbox"/> 兼務が忙しく、相談支援業務の時間が不十分	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 事業所等からのルマや課題、目標が厳しい	
<input type="checkbox"/> その他（ )			
<input type="checkbox"/> 勤務上の悩みはない			

25 「業務遂行上の問題点、悩み」について、当てはまるもののうち「上位3つ」にチェックをしてください。

<input type="checkbox"/> 担当利用者数が多い	<input type="checkbox"/> 担当する地域範囲が広い	<input type="checkbox"/> 相談支援専門員の業務範囲が不明確	<input type="checkbox"/> 相談支援専門員本来の業務が出来ていない
<input type="checkbox"/> 利用者本位のサービスが貰けない	<input type="checkbox"/> 困難ケースへの対応	<input type="checkbox"/> 業務の責任が重く、抱え込んでしまう	<input type="checkbox"/> 事業所内のミーティングの時間がとりにくい
<input type="checkbox"/> 事業所内で困難ケースを話し合う時間・機会等が少ない	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 他の相談支援専門員との担当利用者の情報共有が不十分	
<input type="checkbox"/> 制度が頻回に変わり、対応に時間と労力がかかる	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 記録する書式が多く手間がかかる	
<input type="checkbox"/> 利用者に制度変更の説明をするのに時間がかかる	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 改正事項の解釈等について市町村等に質問しても回答がもらえない、時間がかかる	
<input type="checkbox"/> その他（ )			
<input type="checkbox"/> 業務遂行上の悩みはない			

26 「業務遂行上の問題点、悩み」について、「相談できる人」がいますか。

いる いない →(問28へ進んでください)

27 「業務遂行上の問題点、悩み」についての「相談相手」について、当てはまるもの「全て」にチェックをしてください。

事業所内の管理者 事業所内の相談支援専門員 法人内の別事業所の管理者 法人内の別事業所の相談支援専門員  
法人外の相談支援専門員 市町村 専門機関 基幹相談支援センター  
障害保健福祉圏域相談支援等ネットワーク形成事業者  
その他 ( )

28 「業務負担感の大きいと感じる業務」について、当てはまるもののうち、「上位3つ」にチェックをしてください。

利用者宅等への初回訪問(重要事項説明・契約業務を含む) 利用者の状態像等に関するアセスメント 外部の専門機関への状況照会  
初回のサービス等利用計画の作成 サービス担当者会議の開催 利用者へのサービス等利用計画の交付 サービス提供事業者へのサービス等利用計画の交付  
サービス等利用計画のモニタリング モニタリング結果の記録 サービス等利用計画の変更 サービス導入のための事業所探し・調整  
インフォーマルサービス導入のための調整等 サービス事業者との日常的な連絡・調整 目標の達成状況の評価 給付管理業務  
医療機関・主治医との連絡・調整 市町村との相談・連携 協議会業務 各種会議への出席・開催調整  
制度の変更に伴う情報等について利用者への説明 指導・監査等に対応するための諸準備  
その他 ( )  
業務負担感の大きいと感じる業務はない

29 「他機関との連携に関する悩み」について当てはまるもののうち、「上位3つ」にチェックをしてください。

サービス等利用計画の作成・送付する業務に手間がかかる 関係機関からの情報が少ない  
関係機関に照会しても回答がなかなか得られない 関係機関と日程が合わず、サービス担当者会議に向けての調整に時間がかかる  
主治医・医療機関との連携がとりにくい 基幹相談支援センターとの連携がとりにくい  
基幹相談支援センターがない 専門機関に相談しても十分に相談に応じてくれない、連携がとりにくい  
別法人・事業所の相談支援専門員との連携が少ない 市町村に困難ケース等を相談しても十分に相談に応じてくれない  
市町村から必要な情報を得られにくい  
その他 ( )  
他機関との連携に関する悩みはない

30 「アセスメント」に関する課題について、当てはまるもの「全て」にチェックをしてください。

情報収集が難しい 収集した情報を分析・活用できない 課題の原因・背景がわからない 見立て、今後の予測ができない  
その他 ( )  
特に課題はない

31 「サービス等利用計画作成」に関する課題について、当てはまるもの「上位3つ」にチェックをしてください。

業務多忙で十分な計画を作成できない 利用者の意見を十分に聞く時間がない 家族等の意見を十分に聞く時間がない 課題を抽出し、長期目標・短期目標を立てるのが難しい  
利用者と家族の意見に違いがあり調整が難しい 利用者の意見と、相談支援専門員の意見に違いがあり調整が難しい  
家族の意見と、相談支援専門員の意見に違いがあり調整が難しい 課題の表記など文章化することが難しい 必要な公的サービスが地域に不足している  
サービス事業者との調整 医師との連携がとりにくい インフォーマルサービスの位置づけ 地域のインフォーマルサービスが不足している  
指導・監査を前提にしたサービス調整  
その他 ( )  
特に課題はない

■「神奈川県相談支援専門員人材育成ビジョン」についてお聞きします。

32 「神奈川県相談支援専門員人材育成ビジョン」について、知っていますか。

知っている 知らない [「神奈川県相談支援専門員人材育成ビジョン」はこちら](#)

33 「神奈川県相談支援専門員人材育成ビジョン」を日頃の業務で意識していますか。

意識している 意識していない [「神奈川県相談支援専門員人材育成ビジョン」はこちら](#)

■「研修」についてお聞きします。

34 研修参加の際に「重視する内容」について、あてはまるもののうち「上位3つ」にチェックをしてください。

法定研修 研修内容 実施主体 研修受講費用  
研修日時 研修場所 職場からの推薦 業務への影響  
その他 ( )

35 今後受講されたい「研修の内容」について、あてはまるもののうち「上位5つ」にチェックをしてください。

障害特性 権利擁護・成年後見制度 プライバシー保護(守秘義務) 意思決定支援  
エンバウメント 中立性、公平性の保持 利用者の主体性の尊重 信頼関係の構築  
利用者の生活のしづらさの理解 ケアマネジメントプロセス チームアプローチ コミュニケーションワーク  
コミュニケーション 情報収集力 障害者総合支援法 障害者差別解消法  
障害者権利条約 自己コントロール・セルフマネジメント グループスーパービジョン(GSV) スーパービジョン(GSV以外)  
事例検討 ストレングスアプローチ 協働・他職種連携 支援の見立て  
ファンテーション プレゼンテーション 記録 面接技術  
家族支援 地域移行・地域定着 地域づくり(自立支援)協議会 防災  
医療知識(病気に関すること) 社会人としてのマナー 組織の運営・管理 会議の企画・運営  
障害児支援 触法 その他 ( )

36 これまでに「専門コース別研修」を受講されたことがありますか。

受講した →(問37から回答してください) 受講していない →(問38から回答してください) 不明 →(問38から回答してください)

37 受講されたことのある「専門コース別研修のコース」について、「全て」チェックをしてください。

障害児支援 権利擁護・成年後見制度 地域移行・地域定着、触法 スーパービジョン・管理面接技術  
セルフケアマネジメント

38 今後受講されたい「専門コース別研修のコース」について教えてください。

障害児支援 権利擁護・成年後見制度 地域移行・地域定着、触法 スーパービジョン・管理面接技術  
セルフケアマネジメント 受講希望なし

39 「神奈川県相談支援従事者等養成・確保推進事業」の研修で受講されたことがある内容について、あてはまるもの「全て」にチェックをしてください。

実施主体：横浜市  
基礎研修 スキルアップⅠ スキルアップⅡ 実践研修Ⅰ  
実践研修Ⅱ 指導者養成研修 その他

実施主体：川崎市  
実務研修Ⅰ 実務研修Ⅱ 実務研修Ⅲ 地域リーダー養成研修  
その他

実施主体：特定非営利活動法人 かながわ障がいケアマネジメント従事者ネットワーク  
相談支援専門員とサービス管理責任者の連携(相談支援従事者スキルアップ研修) 支援会議の意義と活用を学ぶ(支援会議・サービス調整会議実践研修)  
ストレングスマネジメント(障害者ケアマネジメント等指導者養成研修) 専門コース別研修  
その他

40 相談支援専門員を対象にした「研修情報の入手先」について、あてはまるもの「全て」にチェックをしてください。

職場(法人・事業所) 都道府県・市町村 基幹相談支援センター 自立支援協議会・圏域ナビ  
障害福祉情報サービスかながわ 専門機関 専門職団体 民間事業者  
研究所などの研究機関 大学などの教育機関 その他 ( )

※「障害福祉情報サービスかながわ」のお知らせ配信メールについて

以下、平成27年度の法定外研修(相談支援従事者初任者・現任者研修以外の研修)の受講状況について教えてください。

41 平成27年度、「相談支援」に関する法定外研修を受講されましたか。

受講した →(問42～46を回答してください)       受講していない →(問47を回答してください)

42 平成27年度に受講された「相談支援」に関する法定外研修の「実施主体」について当てはまるもの「全て」にチェックしてください。

事業所・法人内部       都道府県・市町村       基幹相談支援センター       (自立支援)協議会・圏域ナビ  
 専門機関       専門職団体       民間事業者       大学などの教育機関  
 研究所などの研究機関       不明       その他 ( )

43 平成27年度に受講された研修の「回数」について教えてください。

研修実施主体	回数
1 専門コース別研修	回
2 事業所・法人内部の研修	回
3 外部の研修	回
合計	0 回

44 平成27年度に受講された研修の「内容」について、当てはまるもの「全て」にチェックをしてください。

障害特性       権利擁護       プライバシー保護(守秘義務)       意思決定支援  
 エンパワメント       中立性、公平性の保持       利用者の主体性の尊重       信頼関係の構築  
 利用者の生活のしづらさの理解       ケアマネジメントプロセス       チームアプローチ       コミュニティーワーク  
 コミュニケーション       情報収集力       障害者総合支援法       障害者差別解消法  
 障害者権利条約       自己コントロール・セルフマネジメント       グループスーパービジョン(GSV)       スーパービジョン(GSV以外)  
 事例検討       ストレングスアプローチ       協働・他職種連携       支援の見立て  
 ファシリテーション       プレゼンテーション       記録       面接技術  
 家族支援       地域移行・地域定着       地域づくり・(自立支援)協議会       防災  
 医療知識(病気に関すること)       社会人としてのマナー       組織の運営・管理       会議の企画・運営  
 障害児支援       触法       その他 ( )

45 平成27年度に受講された研修の内容のうち、「業務に役立った内容」のうち「上位3つ」にチェックをしてください。

障害特性       権利擁護       プライバシー保護(守秘義務)       意思決定支援  
 エンパワメント       中立性、公平性の保持       利用者の主体性の尊重       信頼関係の構築  
 利用者の生活のしづらさの理解       ケアマネジメントプロセス       チームアプローチ       コミュニティーワーク  
 コミュニケーション       情報収集力       障害者総合支援法       障害者差別解消法  
 障害者権利条約       自己コントロール・セルフマネジメント       グループスーパービジョン(GSV)       スーパービジョン(GSV以外)  
 事例検討       ストレングスアプローチ       協働・他職種連携       支援の見立て  
 ファシリテーション       プレゼンテーション       記録       面接技術  
 家族支援       地域移行・地域定着       地域づくり・(自立支援)協議会       防災  
 医療知識(病気に関すること)       社会人としてのマナー       組織の運営・管理/マネジメント       会議の企画・運営  
 障害児支援       触法       その他 ( )

46 平成27年度に受講された研修の「効果」について、当てはまるもの「全て」にチェックをしてください。

支援や業務の振り返りに役立った       ケース支援や業務に役立った  
 相談支援専門員としての知識や技術の習得につながった(深まった)       同職種・他職種のネットワーク構築ができた(深まった)  
 地域の社会資源の把握や理解につながった       地域づくりへの働きかけや取り組みが理解できた  
 インフォーマルサービスの活用につながった       個別の地域社会資源の開発につながった  
 法人・事業所内での研修企画等の参考になった       事業所内の職場環境改善の参考になった  
 その他 ( )  
 効果はなかった

47 平成27年度に研修を「受講されなかった理由」について、当てはまるもの「全て」にチェックをしてください。

業務多忙       研修受講費用       研修場所       研修日時  
 受講したい内容がない       職場の理解が得られなかった       その他 ( )

以上になります。ご協力ありがとうございました。

障 発 0331 第 15 号  
平成 29 年 3 月 31 日

都道府県知事  
各 指定都市市長 殿  
中核市市長

厚生労働省社会・援護局  
障害保健福祉部長  
( 公 印 省 略 )

### 障害福祉サービスの利用等にあたっての意思決定支援ガイドラインについて

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律（平成 24 年法律第 51 号）の附則第 3 条においては、法施行後 3 年を目途として障害福祉サービスの在り方等について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずることとされており、「障害者の意思決定支援の在り方」が見直し事項の一つに挙げられています。

これを踏まえ、社会保障審議会障害者部会では、平成 27 年 4 月から見直しに向けた検討を行い、平成 27 年 12 月に今後の取組について報告書を取りまとめ、同報告書では、意思決定支援の定義や意義、標準的なプロセス、留意点を取りまとめた「意思決定支援ガイドライン(仮称)」を作成し、事業者や成年後見の担い手を含めた関係者間で共有し、普及を図るべき旨が盛り込まれたところです。

今般、これまでの障害者総合福祉推進事業による研究報告書を踏まえ、「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」を作成したので通知します。

各都道府県、指定都市及び中核市におかれては、障害者の意思決定の支援がより一層適切に図られるよう、管内市区町村、指定事業者及び指定相談支援事業者に対して周知いただくとともに、研修など様々な機会を通じて本ガイドラインの普及に努めていただきますようお願いいたします。

なお、この通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

## 障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン

### I. はじめに

#### 1. ガイドライン策定の背景

「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」の附則第3条においては、法施行後3年を目途として障害福祉サービスの在り方等について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずることとされており、「障害者の意思決定支援の在り方」が見直し事項の一つに挙げられている。

社会保障審議会障害者部会では、平成27年4月から見直しに向けた検討を行い、平成27年12月に今後の取組について報告書を取りまとめた。

同報告書では、障害者の意思決定支援の今後の取組について以下の記載が盛り込まれており、「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）は、これらの内容を踏まえて作成されたものである。

※ 「障害者総合支援法施行3年後の見直しについて」（平成27年12月14日社会保障審議会障害者部会報告書）より抜粋

#### 5. 障害者の意思決定支援・成年後見制度の利用促進の在り方について

##### (2) 今後の取組

###### (基本的な考え方)

- 日常生活や社会生活等において障害者の意思が適切に反映された生活が送れるよう、障害福祉サービスの提供に関わる主体等が、障害者の意思決定の重要性を認識した上で、必要な対応を実施できるようにするとともに、成年後見制度の適切な利用を促進するため、以下のような取組を進めるべきである。

###### (意思決定支援ガイドライン)

- 意思決定支援の定義や意義、標準的なプロセス（サービス等利用計画や個別支援計画の作成と一体的に実施等）、留意点（意思決定の前提となる情報等の伝達等）を取りまとめた「意思決定支援ガイドライン（仮称）」を作成し、事業者や成年後見の担い手を含めた関係者間で共有し、普及を図るべきである。あわせて、意思決定支援の質の向上を図るため、このようなガイドラインを活用した研修を実施するとともに、相談支援専門員やサービス管理責任者等の研修のカリキュラムの中にも位置付けるべきである。

なお、ガイドラインの普及に当たっては、その形式的な適用にとらわれるあまり、実質的な自己決定権が阻害されることのないよう留意する必要がある。

###### (障害福祉サービスにおける意思決定支援)

- また、障害福祉サービスの具体的なサービス内容の要素として「意思決定支援」が含まれる旨を明確化すべきである。

## 2. ガイドラインの趣旨

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）第1条の2（基本理念）においては、障害者本人（以下「本人」という。）が「どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保」される旨を規定し、指定相談支援事業者及び指定障害福祉サービス事業者等（以下「事業者」という。）に対し、障害者等の意思決定の支援に配慮するよう努める旨を規定する（第42条、第51条の22）など、「意思決定支援」を重要な取組として位置づけている。

また、障害者基本法においては、国及び地方公共団体は、障害者の意思決定の支援に配慮しつつ、障害者及びその家族その他の関係者に対する相談業務、成年後見制度その他の障害者の権利利益の保護等のための施策又は制度が、適切に行われ又は広く利用されるようにしなければならないと定めている（第23条）。

ノーマライゼーション理念の浸透や障害者の権利擁護が求められるなかで、障害者の自己決定の尊重に基づいて支援することの重要性は誰もが認識するところである。しかし、自己決定が困難な障害者に対する支援の枠組みや方法等については必ずしも標準的なプロセスが示されていない。ガイドラインは、事業者がサービス等利用計画や個別支援計画を作成してサービスを提供する際の障害者の意思決定支援についての考え方を整理し、相談支援や、施設入所支援等の障害福祉サービス（以下「サービス」という。）の現場において意思決定支援がより具体的に行われるための基本的考え方や姿勢、方法、配慮されるべき事項等を整理し、事業者がサービスを提供する際に必要とされる意思決定支援の枠組みを示し、もって障害者の意思を尊重した質の高いサービスの提供に資することを目的とするものである。

ガイドラインは、事業者がサービスを提供する際に行う障害者の意思決定支援の枠組みを示すものであるが、本人、事業者、家族や成年後見人等（保佐人及び補助人並びに任意後見人を含む。以下同じ。）の他に、必要に応じて教育関係者や医療関係者、福祉事務所、市区町村の虐待対応窓口や保健所等の行政関係機関、障害者就業・生活支援センター等の就労関係機関、ピアサポーター等の障害当事者による支援者、本人の知人等の関係者、関係機関等（以下「関係者等」という。）、障害者に関わる多くの人々にも意思決定支援への参加を促すものである。

障害者の意思決定支援については、それぞれの障害の状態等において個別性が高く、その支援方法も多様なものである。事業者は、ガイドラインの内容を踏まえ、各事業者の実情や個々の障害者の態様に応じて不断に意思決定支援に関する創意工夫を図り、質の向上に努めなければならない。

また、事業者の意思決定支援に関する取組の蓄積を踏まえ、ガイドラインの内容も見直していくことが必要である。

## II. 総論

### 1. 意思決定支援の定義

本ガイドラインにおける意思決定支援は、障害者への支援の原則は自己決定の尊重であることを前提として、自ら意思を決定することが困難な障害者に対する支援を意思決定支援として次のように定義する。

意思決定支援とは、自ら意思を決定することに困難を抱える障害者が、日常生活や社会生活に関して自らの意思が反映された生活を送ることができるよう、可能な限り本人が自ら意思決定できるよう支援し、本人の意思の確認や意思及び選好を推定し、支援を尽くしても本人の意思及び選好の推定が困難な場合には、最後の手段として本人の最善の利益を検討するために事業者の職員が行う支援の行為及び仕組みをいう。

### 2. 意思決定を構成する要素

障害者の意思決定を構成する要素としては、次の三つが考えられる。

#### (1) 本人の判断能力

本人の障害による判断能力の程度は、意思決定に大きな影響を与える。

例えば、何を食べるか、何を着るかといった日常生活における意思決定は可能だが、施設から地域生活への移行等住まいの場の選択については意思決定に支援が必要であるといった事例が考えられる。意思決定を進める上で、本人の判断能力の程度についての慎重なアセスメントが重要となる。

#### (2) 意思決定支援が必要な場面

意思決定支援は、次のような場面で必要とされることが考えられる。

##### ① 日常生活における場面

日常生活における意思決定支援の場面としては、例えば、食事、衣服の選択、外出、排せつ、整容、入浴等基本的な生活習慣に関する場面の他、複数用意された余暇活動プログラムへの参加を選ぶ等の場面が考えられる。日頃から本人の生活に関わる事業者の職員が場面に応じて即応的に行う直接支援の全てに意思決定支援の要素が含まれている。

日常生活における場面で意思決定支援を継続的に行うことにより、意思が尊重された生活体験を積み重ねることになり、本人が自らの意思を他者に伝えようとする意欲を育てることにつながる。

日常生活における支援場面の中で、継続的に意思決定支援を行うことが重要である。

##### ② 社会生活における場面

障害者総合支援法の基本理念には、全ての障害者がどこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられない旨が定められていることに鑑みると、自宅からグループホームや入所施設等に住まい

の場を移す場面や、入所施設から地域移行してグループホームに住まいを替えたり、グループホームの生活から一人暮らしを選ぶ場面等が、意思決定支援の重要な場面として考えられる。

体験の機会の活用を含め、本人の意思確認を最大限の努力で行うことを前提に、事業者、家族や、成年後見人等の他、必要に応じて関係者等が集まり、判断の根拠を明確にしながら、より制限の少ない生活への移行を原則として、意思決定支援を進める必要がある。

### (3) 人的・物理的環境による影響

意思決定支援は、本人に関わる職員や関係者による人的な影響や環境による影響、本人の経験の影響等を受ける。

例えば、意思決定支援に関わる職員が、本人の意思を尊重しようとする態度で接しているかどうかや、本人との信頼関係ができていくかどうかの影響などが考えられる。また、意思決定の場面に立ち会う家族等の関係者との関係性も影響を与える可能性がある。

環境に関しては、初めての慣れない場所で意思決定支援が行われた場合、本人が過度に緊張してしまい、普段通りの意思表示ができないことも考えられる。また、サービスの利用の選択については、体験利用を活用し経験に基づいて選択ができる方法の活用など経験の有無によっても影響されることが考えられる。

## 3. 意思決定支援の基本的原則

意思決定支援の基本的原則を次のように整理する。

(1) 本人への支援は、自己決定の尊重に基づき行うことが原則である。本人の自己決定にとって必要な情報の説明は、本人が理解できるよう工夫して行うことが重要である。また、幅広い選択肢から選ぶことが難しい場合は、選択肢を絞った中から選べるようにしたり、絵カードや具体物を手がかりに選べるようにしたりするなど、本人の意思確認ができるようなあらゆる工夫を行い、本人が安心して自信を持ち自由に意思表示できるよう支援することが必要である。

(2) 職員等の価値観においては不合理と思われる決定でも、他者への権利を侵害しないのであれば、その選択を尊重するよう努める姿勢が求められる。

また、本人が意思決定した結果、本人に不利益が及ぶことが考えられる場合は、意思決定した結果については最大限尊重しつつも、それに対して生ずるリスクについて、どのようなことが予測できるか考え、対応について検討しておくことが必要である。例えば、疾病による食事制限があるのに制限されている物が食べたい、生活費がなくなるのも構わず大きな買い物がしたい、一人で外出することは困難と思われるが、一人で外出がしたい等の場合が考えられる。

それらに対しては、食事制限されている食べ物は、どれぐらいなら食べても疾病に影

響がないのか、あるいは疾病に影響がない同種の食べ物が用意できないか、お金を積み立ててから大きな買い物をするのができないか、外出の練習をしてから出かけ、さらに危険が予測される場合は後ろから離れて見守ることで対応することができないか等、様々な工夫が考えられる。

リスク管理のためには、事業所全体で取り組む体制を構築することが重要である。また、リスク管理を強調するあまり、本人の意思決定に対して制約的になり過ぎないように注意することが必要である。

- (3) 本人の自己決定や意思確認がどうしても困難な場合は、本人をよく知る関係者が集まって、本人の日常生活の場面や事業者のサービス提供場面における表情や感情、行動に関する記録などの情報に加え、これまでの生活史、人間関係等様々な情報を把握し、根拠を明確にしながらかつ害者の意思及び選好を推定する。

本人のこれまでの生活史を家族関係も含めて理解することは、職員が本人の意思を推定するための手がかりとなる。

#### 4. 最善の利益の判断

本人の意思を推定することがどうしても困難な場合は、関係者が協議し、本人にとっての最善の利益を判断せざるを得ない場合がある。最善の利益の判断は最後の手段であり、次のような点に留意することが必要である。

##### (1) メリット・デメリットの検討

最善の利益は、複数の選択肢について、本人の立場に立って考えられるメリットとデメリットを可能な限り挙げた上で、比較検討することにより導く。

##### (2) 相反する選択肢の両立

二者択一の選択が求められる場合においても、一見相反する選択肢を両立させることができないか考え、本人の最善の利益を追求する。

例えば、健康上の理由で食事制限が課せられている人も、運動や食材、調理方法、盛り付け等の工夫や見直しにより、可能な限り本人の好みの食事をすることができ、健康上リスクの少ない生活を送ることができないか考える場合などがある。

##### (3) 自由の制限の最小化

住まいの場を選択する場合、選択可能な中から、障害者にとって自由の制限がより少ない方を選択する。

また、本人の生命または身体の安全を守るために、本人の最善の利益の観点からやむを得ず行動の自由を制限しなくてはならない場合は、行動の自由を制限するより他に選択肢がないか、制限せざるを得ない場合でも、その程度がより少なくてすむような方法

が他にないか慎重に検討し、自由の制限を最小化する。

その場合、本人が理解できるように説明し、本人の納得と同意が得られるように、最大限の努力をすることが求められる。

#### 5. 事業者以外の視点からの検討

意思決定支援を進める上で必要となる本人に関する多くの情報は、本人にサービス提供している事業者が蓄積している。しかし、事業者はサービスを提供する上で、制度や組織体制による制約もあるため、それらが意思決定支援に影響を与える場合も考えられることから、そのような制約を受けない事業者以外の関係者も交えて意思決定支援を進めることが望ましい。本人の家族や知人、成年後見人等の他、ピアサポーターや基幹相談支援センターの相談員等が、本人に直接サービスを提供する立場とは別の第三者として意見を述べることにより、様々な関係者が本人の立場に立ち、多様な視点から本人の意思決定支援を進めることができる。

#### 6. 成年後見人等の権限との関係

法的な権限を持つ成年後見人等には、法令により財産管理権とともに身上配慮義務が課されている。一方、事業者が行う意思決定支援においても、自宅からグループホームや入所施設等への住まいの場の選択や、入所施設からの地域移行等、成年後見人等が担う身上配慮義務と重複する場面が含まれている。意思決定支援の結果と成年後見人等の身上配慮義務に基づく方針が齟齬をきたさないよう、意思決定支援のプロセスに成年後見人等の参画を促し、検討を進めることが望ましい。

なお、保佐人及び補助人並びに任意後見人についても、基本的な考え方としては、成年後見人についてと同様に考えることが望まれる。

### Ⅲ. 各論

#### 1. 意思決定支援の枠組み

意思決定支援の枠組みは、意思決定支援責任者の配置、意思決定支援会議の開催、意思決定の結果を反映したサービス等利用計画・個別支援計画（意思決定支援計画）の作成とサービスの提供、モニタリングと評価・見直しの5つの要素から構成される。このようにして作成されたサービス等利用計画・個別支援計画（意思決定支援計画）に基づき、日頃から本人の生活に関わる事業者の職員が、全ての生活場面の中で意思決定に配慮しながらサービス提供を行うこととなる。

##### (1) 意思決定支援責任者の役割

意思決定支援を適切に進めるため、事業者は意思決定支援責任者を配置することが望ましい。意思決定支援責任者は、意思決定支援計画作成に中心的に関わり、意思決定支援会議を企画・運営するなど、意思決定支援の枠組みを作る役割を担う。

具体的には、意思決定支援責任者は、本人の希望するサービスを提供するためのサービス等利用計画や個別支援計画を作成する前提として、意思決定支援を適切に進めるため、本人の意思の確認・推定や本人の最善の利益の検討の手順や方法について計画する。

また、本人の意思決定支援に参考となる情報や記録を誰から収集するか、意思決定支援会議の参加者の構成、意思を表出しやすい日時や場所の設定、絵カードの活用等本人とのコミュニケーション手段の工夫等、意思決定支援を進める上で必要となる事項について検討する。

さらに、意思決定支援責任者は、意思決定を必要とする事項について本人から直接話しを聞いたり、日常生活の様子を観察したり、体験の機会を通じて本人の意思を確認したり、関係者から情報を収集したりすることを通じて、本人の意思及び選好、判断能力、自己理解、心理的状況、これまでの生活史等本人の情報、人的・物理的環境等を適切にアセスメントする。

上記のような役割を担う意思決定支援責任者については、相談支援専門員又はサービス管理責任者とその役割が重複するものであり、これらの者が兼務することが考えられる。

##### (2) 意思決定支援会議の開催

意思決定支援会議は、本人参加の下で、アセスメントで得られた意思決定が必要な事項に関する情報や意思決定支援会議の参加者が得ている情報を持ち寄り、本人の意思を確認したり、意思及び選好を推定したり、最善の利益を検討する仕組みである。意思決定支援会議は、本人の意思を事業者だけで検討するのではなく、家族や、成年後見人等の他、必要に応じて関係者等の参加を得ることが望ましい。

意思決定支援会議については、相談支援専門員が行う「サービス担当者会議」やサービス管理責任者が行う「個別支援会議」と一体的に実施することが考えられる。

また、障害者総合支援法第89条の3第1項に規定する協議会（以下「協議会」とい

う。)においては、地域の事業者における意思決定支援会議の開催状況等を把握し、取組を促進することが望まれる。

### (3) 意思決定が反映されたサービス等利用計画や個別支援計画（意思決定支援計画）の作成とサービスの提供

意思決定支援によって確認又は推定された本人の意思や、本人の最善の利益と判断された内容を反映したサービス等利用計画や個別支援計画（意思決定支援計画）を作成し、本人の意思決定に基づくサービスの提供を行うことが重要である。

体験を通じて本人が選択できたり、体験中の様子から本人の意思の推定が可能となったりするような場合は、そのようなアセスメント方法を意思決定支援計画の中に位置付けることも必要である。例えば、長期間、施設や病院に入所・入院しており、施設や病院以外で生活したいと思っても、何らかの理由でそれをあきらめて選択に消極的になっていたり、施設や病院以外で生活する経験がなくて選びようがなかったりしている障害者に対し、必要に応じて地域移行支援の利用やグループホーム等の体験利用を通じて、実際の経験等を通じた意思決定支援を行うような場合が考えられる。

### (4) モニタリングと評価及び見直し

意思決定支援を反映したサービス提供の結果をモニタリングし、評価を適切に行い、次の支援でさらに意思決定が促進されるよう見直すことが重要である。モニタリングと評価及び見直しについては、意思決定の結果を反映したサービス等利用計画や個別支援計画に基づくサービス提供を開始した後の本人の様子や生活の変化について把握するとともに、その結果、本人の生活の満足度を高めたか等について評価を行うことが必要である。それらのモニタリング及び評価の情報を記録に残すことで、次に意思決定支援を行う際の有効な情報となり、見直しにつながる。

意思決定支援は、Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Act（改善）で構成されるいわゆるPDCAサイクルを繰り返すことによって、より丁寧に行うことができる。

## 2. 意思決定支援における意思疎通と合理的配慮

意思決定支援を行うにあたっては、意思決定に必要なだと考えられる情報を本人が十分理解し、保持し、比較し、実際の決定に活用できるよう配慮をもって説明し、決定したことの結果起こり得ること等を含めた情報を可能な限り本人が理解できるよう、意思疎通における合理的配慮を行うことが重要である。

本人との意思疎通を丁寧に行うことによって、本人と支援者とのコミュニケーションが促進され、本人が意思を伝えようとする意欲が高まり、本人が意思決定を行いやすい状態をつくることができる。

## 3. 意思決定支援の根拠となる記録の作成

意思決定支援を進めるためには、本人のこれまでの生活環境や生活史、家族関係、人間関係、嗜好等の情報を把握しておくことが必要である。家族も含めた本人のこれまでの生活の全体像を理解することは、本人の意思を推定するための手がかりとなる。

また、本人の日常生活における意思表示の方法や表情、感情、行動から読み取れる意思について記録・蓄積し、本人の意思を読み取ったり推定したりする際に根拠を持って行うことが重要である。本人が意思決定することが難しい場合でも、「このときのエピソードには、障害者の意思を読み取る上で重要な『様子』が含まれている」という場合がある。そういった、客観的に整理や説明ができないような「様子」を記録に残し、積み上げていくことは、障害者の意思決定を支援する上で重要な参考資料になる。

また、意思決定支援の内容と結果における判断の根拠やそれに基づく支援を行った結果がどうだったかについて記録しておくことが、今後の意思決定支援に役立つため、記録の方法や内容について検討することが有用である。

#### 4. 職員の知識・技術の向上

職員の知識・技術等の向上は、意思決定支援の質の向上に直結するものであるため、意思決定支援の意義や知識の理解及び技術等の向上への取組みを促進させることが重要である。

そのためには、ガイドラインを活用した研修を実施するとともに、意思決定支援に関する事例検討を積み重ねることが重要である。また、書籍による文献学習、内部の勉強会、実地研修（OJT）、外部研修の受講等、具体的な研修計画を立案し、進めることが効果的である。

#### 5. 関係者、関係機関との連携

意思決定支援責任者は、事業者、家族や成年後見人等の他、関係者等と連携して意思決定支援を進めることが重要である。

関係者等と連携した意思決定支援の枠組みの構築には、協議会を活用する等、地域における連携の仕組みづくりを行い、意思決定支援会議に関係者等が参加するための体制整備を進めることが必要である。

意思決定支援の結果、社会資源の不足が明らかとなった場合等は、協議会で共有し、その開発に向けた検討を行ったり、自治体の障害福祉計画に反映し、計画的な整備を進めたりするなど、本人が自らの意思を反映した生活を送ることができるよう取組みを進めることが求められる。

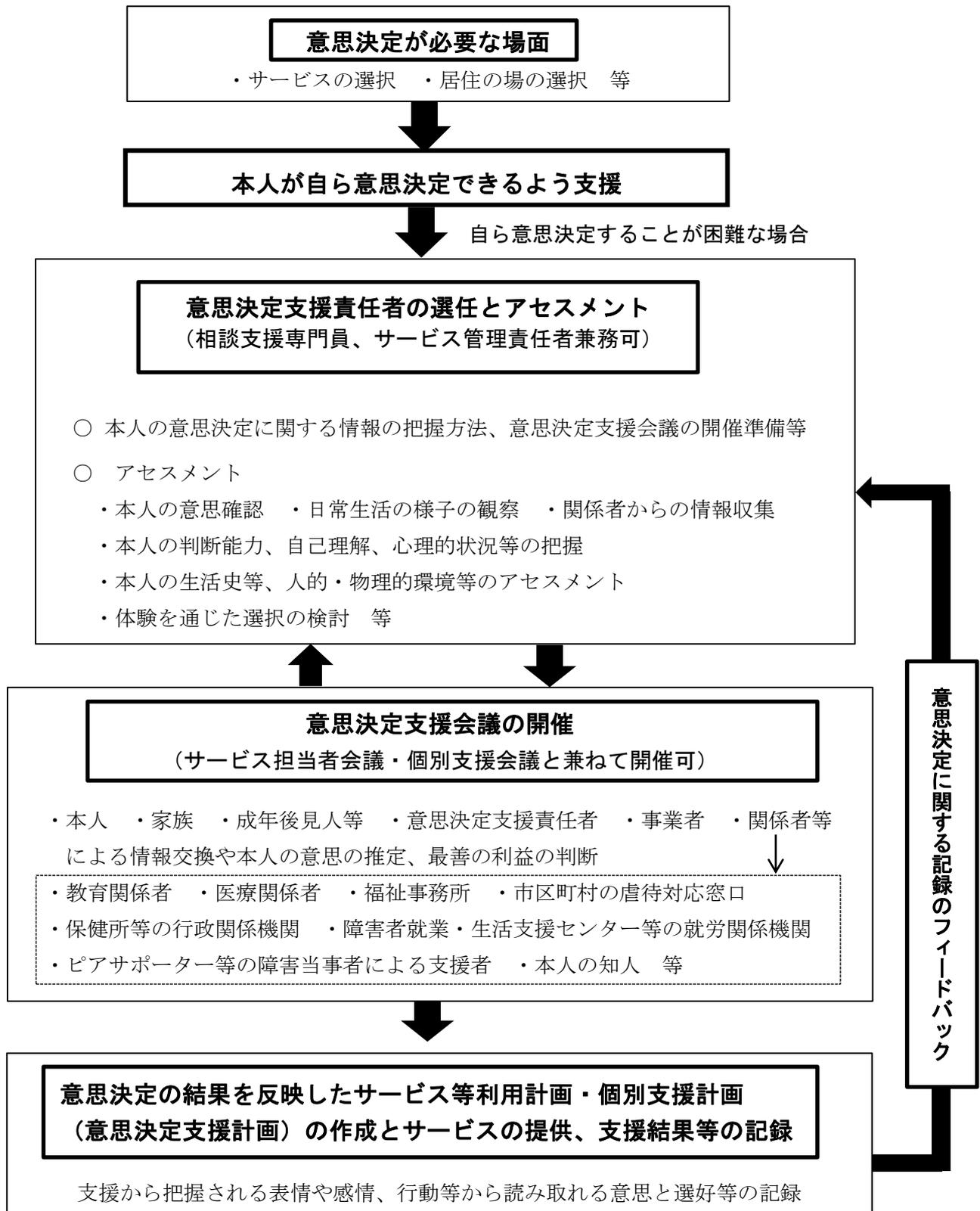
#### 6. 本人と家族等に対する説明責任等

本人と家族等に対して、意思決定支援計画、意思決定支援会議の内容についての丁寧な説明を行う。また、苦情解決の手順等の重要事項についても説明する。事業者においては、本人や家族等からの苦情について、迅速かつ適切に対応するために、苦情解決規程を定めた上で苦情を受け付けるための窓口の設置や第三者委員の配置等の必要な措置を講じて

いるところである。意思決定支援に関する苦情についても、苦情解決規程に従った対応を行い、意思決定支援責任者は、苦情受付担当者、苦情解決責任者、第三者委員と協働して対応に当たることが必要である。

意思決定支援に関わった事業者、成年後見人等や関係者等は、職を辞した後も含めて、業務上知り得た本人やその家族の秘密を保持しなければならない。

(図1) 意思決定支援の流れ



#### IV. 意思決定支援の具体例

##### 1. 日中活動プログラムの選択に関する意思決定支援

重度の知的障害があり、言葉で意思を伝えることが難しいAさんが、生活介護事業所を利用することになった。生活介護事業所のサービス管理責任者は、Aさんの日中活動プログラムをどのように考えたら良いか悩んでいた。そこで、Aさんの日中活動を定めるために、意思決定支援会議を開くことにした。意思決定支援会議には、Aさんと家族、Aさんをよく知る学校の先生、移動支援事業所の支援員、生活介護事業所の担当職員、Aさんを担当する相談支援専門員が参加し、サービス管理責任者が意思決定支援責任者となって会議を進めることになった。

意思決定支援責任者は、会議の参加者にAさんの日頃の様子から読み取ることができるといふ意思や好み、それらを判断するための手がかり等の情報を報告してもらった。Aさんは、家族や顔見知りの人がいるため、安心して感じるように感じられた。家族からは、Aさんが祖母にかわいがられて育ち、祖母が得意だった饅頭作りをうれしそうに一緒にしていたことや、沢山作った饅頭を近所に配ることに付いていき、人から喜ばれるとうれしそうだったこと等が話された。学校の先生からは、Aさんは友だちと関わるのが好きだったことや、静かな音楽を好んで聴いていたこと、紙に絵の具で色を塗ることが好きで、机に向かって集中して取り組んでいたが、ペットボトルキャップの分類のような作業的なことはすぐに飽きてイスから立ち上がってしまったことが話された。移動支援事業所の支援員からは、Aさんは森の中を散歩して、鳥のさえずりを聞くと耳を澄ましてうれしそうにしているが、人混み等雑音が多い場所は苦手なようで表情が陰しくなったり、イライラした感じになったりしてしまふことが話された。

意思決定支援責任者は、これらの情報を整理し、日中活動のプログラムを検討した。その結果、まずはAさんにとって生活介護事業所が居心地の良い場所であることを知ってもらうため、Aさんの日中活動を、静かな音楽が流れる部屋でパンやクッキー、饅頭を作る活動や、紙と絵の具でペインティングする活動、森の中の散歩道を鳥のさえずりを聞きながら数人で歩く活動等から始めることとし、また、そうした日中活動の中でのAさんの表情に注目し、Aさんの意思表示の手がかりを記録に残し、今後の意思決定支援のための情報を蓄積することとなり、意思決定支援計画と個別支援計画を一体的に作成した。また、これらの取組を行ってから3ヶ月後に、見直しのための会議を開くこととした。

##### 2. 施設での生活を継続するかどうかの意思決定支援

施設入所支援を利用して15年になるBさんは、知的障害と自閉症があり、言葉によるコミュニケーションが難しい状態であった。また、家族が亡くなり、成年後見人が選任されていた。担当の相談支援専門員は、継続サービス利用支援によるモニタリングで、今後も引き続き施設入所支援を利用するのか、グループホーム等に生活の場を移行するのか、Bさんの意思決定支援が必要であると考えていた。

そこで、担当の相談支援専門員が意思決定支援責任者となり、Bさんと成年後見人、施設入所支援のサービス管理責任者とBさんの担当職員、グループホームのサービス管理

責任者の参加により、Bさんの意思決定支援会議を開くこととなった。Bさんは、いつものスケジュールとは違う会議への参加となり、落ち着きがなく不安そうにしていた。その様子を見ていた成年後見人は、Bさんが施設に慣れて落ち着いた生活を送れているのに、生活の場を変えることでBさんが不安定な状態にならないか不安であると話した。意思決定支援責任者が、自宅でのBさんの様子について成年後見人に尋ねると、帰省した時は、自分でお湯を沸かしてカップラーメンを作って食べていること等が話された。施設入所支援のサービス管理責任者と担当職員はその話を聞いて、施設では自分でお湯を沸かしたり、カップラーメンを作って食べたりする場面がなかったため、施設的环境がBさんの本来できることを狭めてしまっているのではないかと、Bさんにとってよりよい生活の場について考えることが必要ではないかと思った、と話した。

Bさんは、目の前にある洋服や食べ物の中から自分が気に入った物を選んだり、絵カードや写真カードを見て、その日に行く活動を選んだり是可以するが、経験したことがないグループホームの生活と今の施設の生活を比べて選ぶことは難しかった。そこで、グループホームのサービス管理責任者は、空き部屋のあるグループホームがあるので、体験利用をしてみて、その様子からBさんの意思を確認してはどうかと提案した。成年後見人も、「体験してみた結果がBさんのためになるなら」という意見であった。

意思決定支援責任者である相談支援専門員は、意思決定支援会議の結果を踏まえてサービス等利用計画を変更し、地域移行支援に基づくグループホームの体験利用を行う内容に見直した。また、1ヶ月後に再度意思決定支援会議を開き、Bさんの体験利用の様子を共有し、Bさんが今後の生活の場について施設の利用を継続したいのか、グループホームで生活したいのかについて確認することになった。Bさんがグループホームで混乱しないように、施設で使っていた絵カードやスケジュールをグループホームでも使うことにした。人数の少ないグループホームの環境は、Bさんにとって落ち着けるようだった。近くのコンビニエンス・ストアに買い物に行ったり、カップラーメンを作ったり、冷凍食品を電子レンジで温めて食べたりと、Bさんは生活を主体的に広げていった。

1ヶ月後に、意思決定支援会議が開かれ、グループホームでの体験利用の様子が報告された。その内容から、Bさんの意思がどこにあるのか、成年後見人も含めた誰にとっても明らかであった。

### 3. 精神科病院からの退院に関する意思決定支援

65才の女性Cさんは統合失調症で、引きこもりがちで軽度の知的障害がある32才の息子Dさんと二人暮らしをしていた。自宅は持ち家で、Cさんの老齢年金と遺族年金で生計を立てていたが、生活は苦しかった。Cさんは、数年前に交通事故に遭ってから家事が難しくなり、Dさんが買い物や掃除、洗濯、調理を行っていた。ところが、1年前にDさんが家出をしてから不穏になり、近隣宅に上がり込む等の行為が度々起こるようになり、医療保護入院となった。家出していたDさんは、Cさんが入院した後、自宅に戻ってきた。Dさんの家出の原因は、病状が不安定なCさんの面倒をみることに疲れてしまったためであったが、Cさんが退院した後は、一緒に生活することを希望していた。

Cさんは、入院して3か月で病状が安定した。しかし、自発的な意思の表明が乏しく、意欲の低下もあり「もう自宅へは帰れない」と退院をあきらめてしまっているようだった。

病院のソーシャルワーカーが「退院後生活環境相談員<sup>1</sup>」となり、熱心に退院に向けた働きかけを行ったが、Cさんは黙り込んでしまうだけだった。退院支援委員会は、入院中の障害者や家族からの相談に応じ、必要な情報提供等を行う地域援助事業者として、委託相談支援事業所に参加してもらうことにした。

委託相談支援事業所の相談員は、地域移行支援の利用を念頭に、意思決定支援責任者として意思決定支援会議を開いた。参加者は、病院の主治医と退院後生活環境相談員、病棟受け持ち看護師、役所の障害福祉担当職員、保健所の保健師、息子のDさんであった。Cさんは、参加したくないとのことだった。

役所の障害福祉担当職員とDさんによれば、Cさんは、一家を支えるしっかり者だったが、発病後、金銭をだまし取られる等の苦勞をしてから不安が強くなり、同じことの確認を何回もすることもあったが、丁寧な説明があれば理解できる力をもっていること、入院前には、服薬の中断や減薬により怒りやすく命令口調となり、近隣住民への被害妄想もあったことが話された。病院の主治医と退院後生活環境相談員からは、入院中のCさんは、陰性症状のため自発的な意思の表明が乏しく、人に対する警戒心もあってほとんど話しをすることがないという状況が報告された。意思決定支援会議では、Cさんが「もう自宅へは帰れない」と言った背景を理解し、Cさんの意思を確認する手がかりを得るために、意思決定支援責任者である相談員がCさんを伴って自宅に行ってみるようになった。

自宅は老朽化が進んでおり、Dさんが家出をしていた1年間でゴミ屋敷のような状態になっていた。自宅に戻ったDさんも交えて、Cさんの話しを聴いた。Cさんは、家事全般をしてくれていたDさんが家出をしたことはショックだったこと等を話し始めた。Cさんは、趣味だった手芸品や書道作品、賞状等を見せてくれた。昔の写真には、流行の服を着て笑顔でポーズをとる姿が写っていた。実家は立派な透かし彫りの小壁がある自慢の家だったという。Cさんは、自宅に帰りたい気持ちはあるが建物が老朽化してゴミ屋敷の状態であり、入院生活での足腰の筋力の低下により自宅の和式トイレを使うことができないため生活できないと考えていたこと、引っ越すとしても、お金をだまし取られたため資金がないこと、生活費が苦しいこと等問題が山積みで、「もう自宅へは帰れない」とあきらめていたと話した。

相談員は、Cさんの所得状況だと生活保護の申請ができること、そのための手続やアパート探しの仕方等をわかりやすく説明し、自宅以外の暮らしもできることを丁寧に伝えた。息子のDさんは、それにできる限り協力することをCさんに伝えた。

相談員は、再度意思決定支援会議を開いた。今回はCさんも参加し、生活保護を受けてアパートを借り、息子と生活したいという意思を伝えることができた。Cさんは、退院後も、日常生活の様々な場面で意思決定支援を受けながら、本人らしい生活を送っている。

<sup>1</sup> 精神保健福祉法では、病院は個々の医療保護入院者が早期に退院できるよう支援するための取組において中心的役割を果たす退院後生活環境相談員を選任することが義務づけられています。退院後生活環境相談員になれるのは、精神保健福祉士、保健師等であって、精神障害者に関する業務の経験がある方、もしくは上記職種以外であって厚生労働大臣が定める研修を修了した方です。

意思決定支援のためのアセスメント表

<p>&lt;意思決定支援が必要な項目&gt;</p> <p>Aさんが取り組みたい日中活動プログラムは？</p>	<p>&lt;これまでの生活史&gt;</p> <p>○Aさんは1歳6ヶ月の検診で知的な発達の遅れが指摘され、知的障害があることが分かりました。両親と3歳年上の姉、そして父方の祖母との5人暮らしでした。穏やかで人なつこい性格であったAさんは特に祖母にかわいがられて育ちました。祖母が得意であった饅頭作りをうれしそうに手伝ったり、祖母と一緒に近所に配って歩いたりしました。そのときに人から喜んでもらえたとAさんもとてうれしそうに表情を見せていたそうです。</p> <p>○学校は小学校から特別支援学校に通いました。学校では友人と関わることが好きで、いつも仲間と一緒に過ごしていました。でもたくさんの人で行動が集まったり、運動会などで大きな音がする場面などでは少しいらいりする様子が見られました。</p> <p>○言葉では意思を伝えることが難しいAさんでしたが好きな物には自ら積極的に取り組み、豊富な表情で周囲に気持ちを伝えることができました。</p> <p>○休日は家族と一緒に出かけられることもありましたが、お父さんとお母さんが自営業をされていたこともあり、Aさんのお出かけをしたいという気持ちに応えられない日も多くなってきたことから移動支援を利用して、ヘルパーと出かけるようになりました。</p> <p>○特別支援学校卒業後の進路は、就労継続支援B型事業所や生活介護事業所など3回の実習を重ねた結果、生活介護事業所を利用することになりました。</p>	<pre> graph TD     Grandmother((祖母)) --- Father[父]     Mother((母)) --- Father     Mother --- Sister((姉))     Mother --- A[Aさん]     </pre>
<p>意思決定支援会議のまとめ</p>		
<p>&lt;関係者から提供されたAさんの意思を判断するための手がかりとなる情報&gt;</p> <p>(家族)</p> <p>○Aさんは、祖母にかわいがられて育った。</p> <p>○祖母が得意だった饅頭作りをうれしそうに一緒にしていた。</p> <p>○饅頭を近所に配ることについて行き、人から喜ばれるとうれしそうだった。</p> <p>(学校の教員)</p> <p>○友だちと関わることは好きだった。</p> <p>○静かな音楽を好んで聴いていた。</p> <p>○紙に絵の具で色を塗ることは好きで、集中して取り組んでいた。</p> <p>○ペットボトルのキャップの分類のような作業的なことはすぐ飽きてイスから立ち上がってしまった。</p> <p>(移動支援ヘルパー)</p> <p>○森の中を散歩して、鳥のさえずりを聞くとうれしそうにしていた。</p> <p>○人混みなど雑音の多い場所は苦手なようで表情が陰しくなったりイライラした感じになってしまふ。</p>	<p>&lt;手がかりとなる情報から推定される本人意思&gt;</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・かわいがってくれる祖母のような人が好きだよ。</li> <li>・祖母のような人と一緒に饅頭などをつくるのが好きだよ。</li> <li>・作った饅頭などを配り、人から喜ばれることがうれしいよ。</li> <li>・友だちと関わることは好きだよ。</li> <li>・静かな音楽を好むよ。</li> <li>・紙に絵の具を塗るなど、創作的な活動は好きだよ。</li> <li>・ペットボトルのキャップの分類のような作業的なことはすぐ飽きてしまふよ。</li> <li>・森の中を散歩して、鳥のさえずりを聞くとうれしいよ。</li> <li>・人混みなど雑音が多い場所は、イライラして苦手だよ。</li> </ul>

(参考) Aさんの意思決定支援を反映した個別支援計画(意思決定支援計画)の作成例

(参考) 意思決定支援を反映した個別支援計画(意思決定支援計画)の作成例

利用者名 A 作成年月日 年 月

本人(家族)の希望	お菓子などを作ったりそれをあげたりすることで、いろんな人に喜んでもらえるとうれしい絵を描いたり、静かな音楽を聴いたり、静かな場所で過ごすことが好き、騒がしい場所は嫌い		
長期目標(内容、期間等)	Aさんが日中活動をもっと楽しめたり、新たな楽しみを見つけれられる。(6ヶ月)		
短期目標(内容、期間等)	Aさんにとって生活介護事業所が居心地の良い場所になる(3ヶ月)		

□支援目標及び支援計画等

優先順位	サービス提供機関(提供者・担当者等)	支援期間(頻度・時間・期間等)	具体的取組(内容・留意点等)
—	生活介護事業所 Cグループ 調理活動担当D	月・水・金 AM活動時・3ヶ月	<ul style="list-style-type: none"> <li>Aさんが安心してできるスタッフとお菓子作りの活動に参加する</li> <li>本人が作業に取り組みやすいように行程や補助具などに工夫する</li> <li>必要に応じて指示や介助を行う</li> <li>騒がしくならないように配慮する</li> </ul>
—	生活介護事業所 Cグループ 創作活動担当E	火・木 AM活動時・3ヶ月	<ul style="list-style-type: none"> <li>紙に絵の具を塗りやすいように、素材や道具を工夫する</li> <li>部屋に飾り的な音楽を流す</li> <li>絵の具以外の創作活動も試してみる</li> </ul>
—	生活介護事業所 Cグループ 散歩活動担当F	月・水・金 PM活動時・3ヶ月	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業所近くの森林公園内を散歩する</li> <li>一緒に散歩が楽しめる友だちをみつける</li> </ul>

□支援開始後の見直しのための観点

目的	内容	意思決定支援会議参加者	サービス提供機関(提供者・担当者等)
意思決定支援が必要な項目	内容	意思決定支援会議参加者	サービス提供機関(提供者・担当者等)
活動がAさんの意思を反映しているか、検討するとともに、支援開始後の様子から、Aさんの意思について新たに気づいたことがないか情報を共有する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活介護事業所や自宅、移動支援事業所利用中等におけるAさんの様子を記録に基づき共有する。</li> <li>共有した情報に基づき、意思決定支援計画・個別支援計画を見直す。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>Aさんと家族</li> <li>生活介護事業所Cグループ担当者</li> <li>相談支援専門員</li> <li>移動支援事業所</li> <li>意思決定支援責任者(サービス管理責任者)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活介護事業所</li> <li>Cグループ 各活動担当者</li> <li>サービス管理責任者</li> </ul>

平成 年 月 日 利用者名 A 印 サービス管理責任者(意思決定支援責任者) B 印

意思決定支援のためのアセスメント表

<p>&lt;意思決定支援が必要な項目&gt;</p> <p>Bさんがこれからどのような場所でのような生活をしていきたいのか？</p>	<p>&lt;これまでの生活史&gt;</p> <p>○Bさんは会社員のお父さん(当時35歳)と専業主婦のお母さん(当時30歳)との間に昭和〇年に生まれました。また、Bさんには5歳年下の弟がいます。特に重い病気にかかることなく育ちましたが、2歳になっても言葉を話せませんでした。そして3歳児健診で知的な発達に障害があることがわかりました。その後、Bさんはお母さんと一緒に地域の障害児通園施設に通って、言葉を出やすくするよう療育活動に参加したりしましたが、自分のやりたいことができなかつたりするときにパニックになって大きな声をだしたり、周囲の人に噛みついたりしてしまったりすることが増えていきました。その後、小学生になりましたが、地域の学校ではなく特別支援学校にバスに乗って通うようになりました。特別支援学校でも次にすることがよくわからなかつたり、自分のしたいことができなかつたりしていました。その時は先生と一緒に校庭を散歩すると気持ちが落ち着きました。学校では先生が工夫して次の行動がわかりやすいうように説明してくれるようになりました。それで、次に何をすればいいのかを少しずつ分かるようになりました。パニックになることも少なくなりました。中学校と高校も特別支援学校に通いました。小さい頃から身の回りのことはお母さんが手伝ってくれました。服などはお母さんが表裏がわかりやすいようにおいてくれるので、間違えないように着ることができました。食事などはすべてお母さんが準備してくれましたが、中学生ぐらいになると好きな音がしたり、人が多すぎるとパニックになることがお父さんがドライブに連れて行ってください、デパートに買い物に行ったりしました。でも大きな音がしたり、人が多すぎるとパニックに行くことがお父さんがドライブに連れて行ってください。ドライブも同じコースでない不安になりました。ドライブの途中でコンビニエンスストアによって好きなお菓子が買えるのが楽しみでした。Bさんが18歳になった時お父さんが病気で亡くなりました。そのため、お母さんが働かなくてはならなくなりました。Bさんは特別支援学校の高等部を卒業する時、お母さんの介護負担を心配した進路指導の先生から入所施設利用を勧められました。お母さんはなんとかBさんと一緒に暮らせるように色々と考えましたが、年少の弟の世話や仕事をしながら私の身の回りの世話までできないので、Bさんは入所施設を利用することになりました。</p>
<p>意思決定支援会議のまとめ</p> <p>&lt;関係者からの情報&gt;</p> <p>○日常的なスケジュールが変わると落ち着きがなく不安そうにしていた。(家族)</p> <p>○自宅では自分でお湯を沸かしてカップラーメンを作って食べる事がある。(家族)</p> <p>○施設では自分でお湯を沸かしたりカップラーメンを作る場面がなかった。(入所施設職員)</p> <p>○目の前にある洋服や食べ物の中から自分が気に入った物を選んだり、絵カードや写真カードを見て、その日に行く活動を選ぶ。(入所施設職員)</p>	<p>&lt;推定される本人意思&gt;</p> <p>○生活場面が変わると不安定な状態になる恐れがあるので、このままの生活を続けたいのではないか。</p> <p>○自分で食べたいものを調理して作れるような暮らしがしたいのではないか。</p> <p>○今は入所施設での生活しか経験がないので、他にどのような暮らしがあるか知らないで決められないのではないか。</p>

(参考) Bさんの意思決定支援を反映したサービス等利用計画 (意思決定支援計画) の作成例

(参考) 意思決定支援を反映したサービス等利用計画(意思決定支援計画)の作成例

利用者氏名(児童氏名)	B	障害程度区分	4	相談支援事業者名	C
障害福祉サービス受給者証番号	〇〇〇〇〇〇〇〇	利用者負担上限額	0	計画作成担当者	D
地域相談支援受給者証番号		通所受給者証番号		意思決定支援責任者	
計画作成日	〇年〇月〇日	モニタリング期間(開始年月)	1ヶ月	利用者同意署名欄	B

利用者の生活に対する意向  
 慣れて落ち着いた今の施設での生活の場を変えずに、落ち着きなく不安定になってしまいかもれないので、生活の場を変えたくないと思う一方、自分でお湯を沸かしてカップラーメンを食べたりなど、自分でできる事をしながら、より自由を広げて生活したいという思いもある。目の前にある洋服や食べ物の中から気に入った物を選んだり、絵カードや写真カードを見て、その日に行う活動を選んだりできる、経験したことがないグループホームの生活も実際に経験してみること、施設の生活と比べて選ぶことができるのではないだろうか。

総合的な援助の方針  
 グループホームの体験利用により、本人が今の施設での生活とグループホームでの生活を比べて、体験的に選ぶことができるよう意思決定を支援する。

□意思決定支援内容

意思決定支援が必要な項目	到達目標	支援内容	本人の役割	支援担当者(機関)
1 今の施設での生活を変えずに、落ち着きなく不安定にならないので、生活の場を変えたくはないかと思う一方、自分でできる事をしながら、より自由を広げた生活をしたという思いもある。グループホームの生活を実際に経験してみること、施設の生活と比べて選ぶことができるのではないか。	体験利用を通じて、グループホームの生活を試し、今の施設での生活と比べて生活することが本人の意思なのか決めることができる。	①グループホームの体験利用についてBさんに分かりやすい方法で説明する。 ②施設で使っている絵カードやスケジュールをグループホームでも使い、混乱しないよう配慮する。 ③体験時の様子について記録する。 ④グループホーム体験利用終了後、意思決定支援会議を開催して本人の意思について確認する。	グループホームを体験利用し、より自由を広げて生活できるか試してみる。その結果、今の施設での生活とグループホームの生活を比べて、生活の場としてどちらが良いか意思を表明できる。	①相談支援専門員、サービス管理責任者(グループホーム) ②グループホームのサービス管理責任者、生活支援員 ③グループホームの生活支援員 ④本人、成年後見人、相談支援専門員 グループホーム関係者、施設関係者

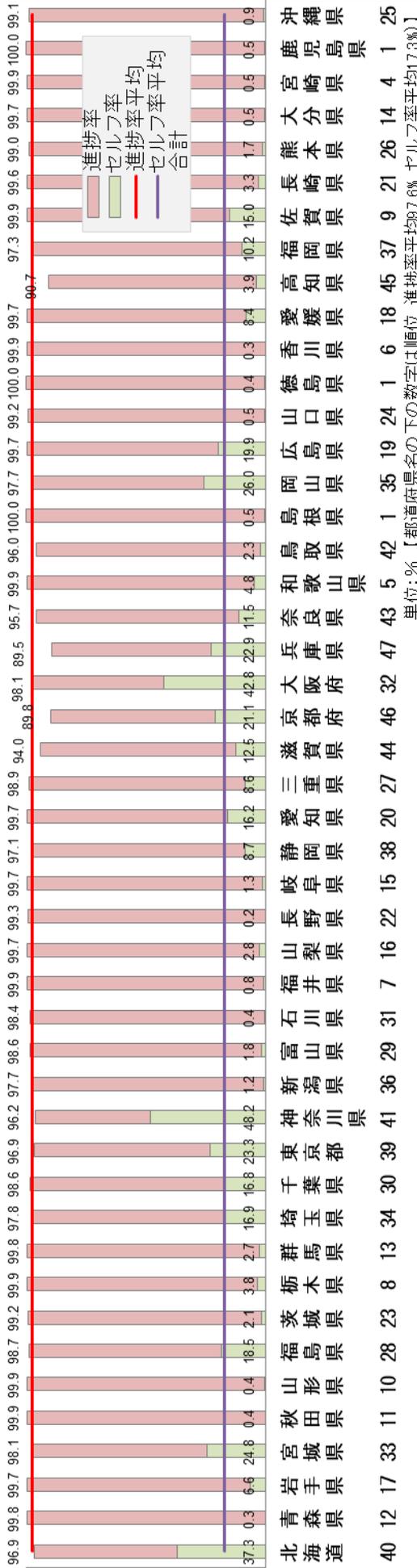
□サービス等利用内容

優先順位	解決すべき課題(本人のニーズ)	支援目標	達成時期	福祉サービス等		課題解決のための本人の役割	評価時期	その他留意事項
				種類・内容・量(頻度・時間)	提供事業者名(担当者名・電話)			
1	グループホームを体験利用し、より自由を広げて生活できるか試してみる。その結果、今の施設での生活とグループホームの生活を比べて、生活の場としてどちらが良いか本人が何らかの形で意思を表明できる。	体験利用を通じて、グループホームの生活を試し、今の施設での生活と比べてどちらで生活することが本人の意思なのか決めることができるよう意思決定支援を行う。	1ヶ月後	共同生活援助(体験利用) 30日	グループホーム〇〇	グループホームを体験利用し、より自由を広げて生活できるか試してみる。その結果、今の施設での生活とグループホームの生活を比べて、生活の場としてどちらが良いか意思を表明できる。	1ヶ月後	生活の中で本人の様子、特に表情などについて詳細に記録し、本人の生活への希望を確認する。施設で使っている絵カードやスケジュールをグループホームでも使い、混乱しないよう配慮する。
2								
3								

# 計画相談支援関連データ（都道府県別：実績）

厚生労働省作成資料

## ○ 都道府県別 計画相談支援実績（H29.3：厚生労働省調べ）



↑ 同月の障害福祉サービス・地域相談支援の利用者のうち既にサービス等利用計画を作成しているものの割合

## ○ 都道府県別 障害児相談支援実績（H29.3：厚生労働省調べ）



↑ 同月の障害児通所支援の利用者のうち既に障害児支援利用計画を作成しているものの割合

# 平成29年6月までの計画相談実績

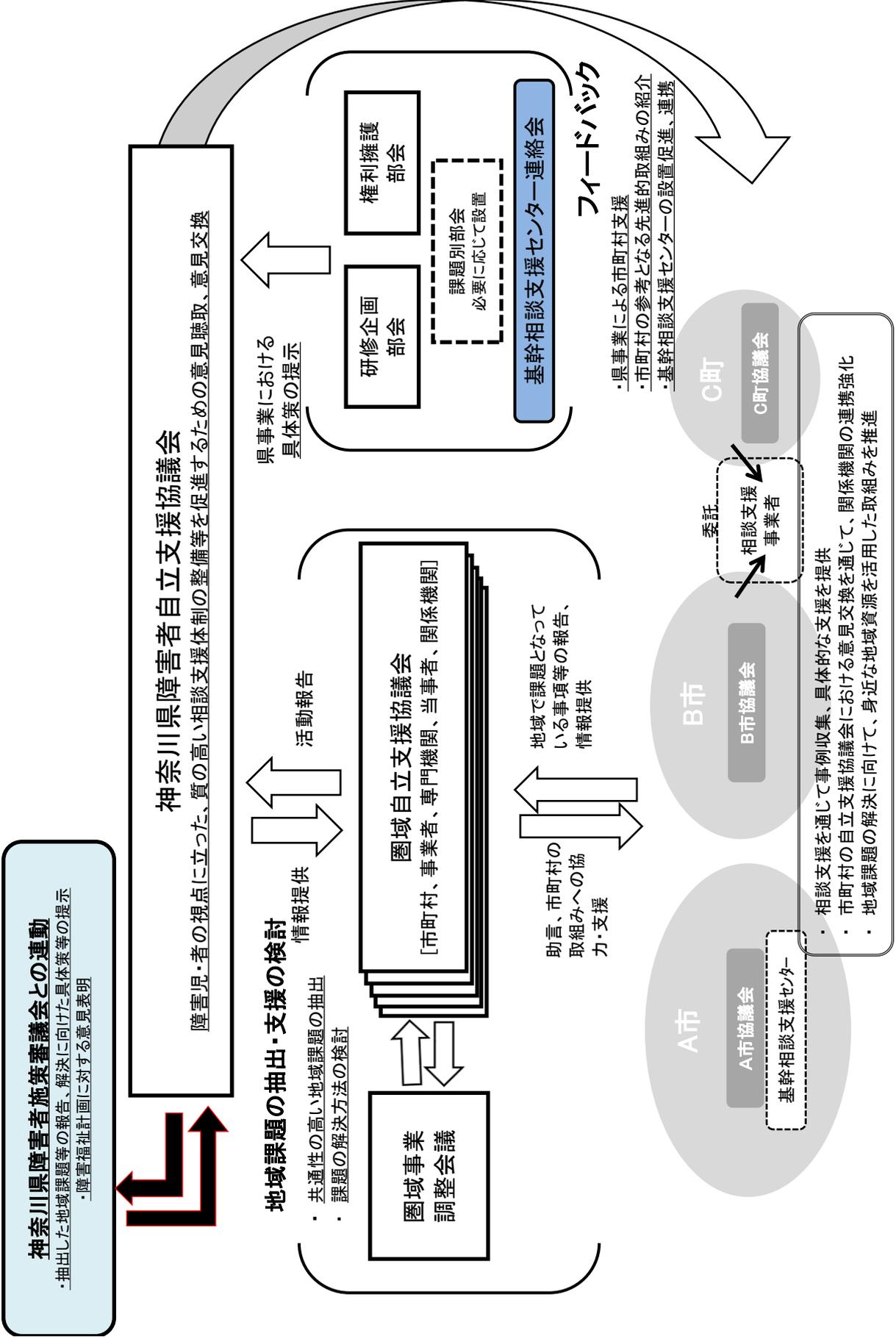
(別紙1)

都道府県名 **神奈川県**

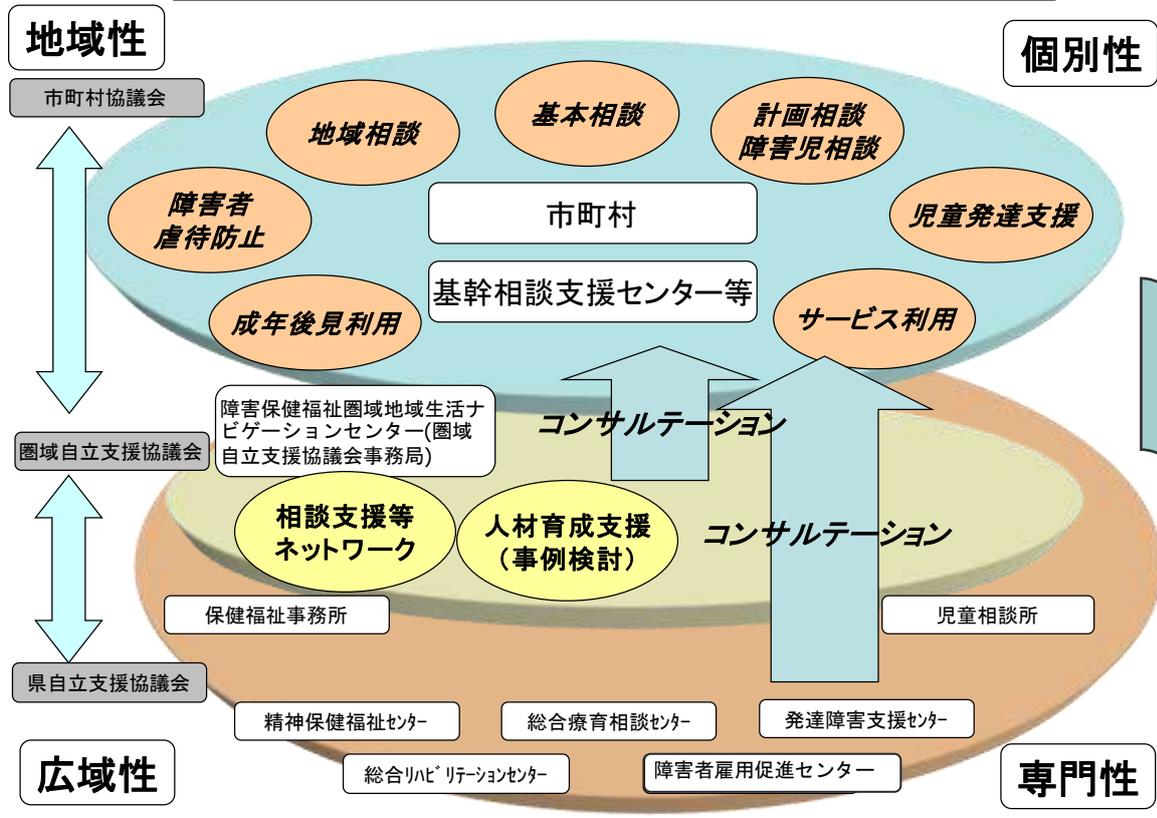
- ※1 平成29年6月末の障害福祉サービス又は地域相談支援の受給者数（なければ直近の数字）
- ※2 平成29年6月末時点での「サービス等利用計画案」作成者数（市町村に「サービス等利用計画案」が提出された実績数。介護保険法のケアプランにより支給要否決定を行っている者についても作成済人数に含む。）
- ※3 平成29年6月末の障害児通所支援の受給者数（なければ直近の数字）
- ※4 平成29年6月末時点での「障害児支援利用計画案」作成者数（市町村に「障害児支援利用計画案」が提出された実績数）  
なお、障害福祉サービスと障害児通所支援の両方を利用している場合は、それぞれに計上すること。

No.	市区町村名	障害者総合支援法分				児童福祉法分			
		障害福祉サービス等受給者数 a (※1)	計画作成済み人数 b (※2)	bのうちセルフプラン	達成率 b/a (%)	障害児通所支援受給者数 c (※3)	計画作成済み人数 d (※4)	dのうちセルフプラン	達成率 d/c (%)
	(合計)	52,053	50,495	24,438	97.0%	19,448	19,448	10,300	100.0%
1	横浜市	20,907	20,100	14,261	96.1%	7,386	7,386	5,619	100.0%
2	川崎市	6,732	6,254	3,161	92.9%	2,906	2,906	904	100.0%
3	相模原市	4,857	4,800	1,532	98.8%	1,938	1,938	813	100.0%
4	横須賀市	2,403	2,400	840	99.9%	626	626	184	100.0%
5	平塚市	1,762	1,754	488	99.5%	611	611	17	100.0%
6	鎌倉市	990	986	32	99.6%	256	256	2	100.0%
7	藤沢市	2,810	2,759	1,585	98.2%	986	986	796	100.0%
8	小田原市	1,358	1,328	132	97.8%	459	459	219	100.0%
9	茅ヶ崎市	1,204	1,132	525	94.0%	473	473	234	100.0%
10	逗子市	356	355	0	99.7%	105	105	0	100.0%
11	三浦市	301	301	36	100.0%	49	49	0	100.0%
12	秦野市	1,100	1,100	232	100.0%	376	376	193	100.0%
13	厚木市	1,277	1,277	638	100.0%	549	549	470	100.0%
14	大和市	1,202	1,188	63	98.8%	884	884	0	100.0%
15	伊勢原市	727	727	2	100.0%	348	348	5	100.0%
16	海老名市	755	755	313	100.0%	422	422	411	100.0%
17	座間市	729	723	100	99.2%	299	299	149	100.0%
18	南足柄市	248	245	18	98.8%	104	104	6	100.0%
19	綾瀬市	443	443	101	100.0%	150	150	89	100.0%
20	葉山町	152	150	0	98.7%	35	35	9	100.0%
21	寒川町	288	288	100	100.0%	98	98	53	100.0%
22	大磯町	164	164	0	100.0%	51	51	0	100.0%
23	二宮町	166	166	6	100.0%	49	49	2	100.0%
24	中井町	77	77	21	100.0%	18	18	7	100.0%
25	大井町	95	95	17	100.0%	37	37	5	100.0%
26	松田町	91	89	0	97.8%	17	17	0	100.0%
27	山北町	102	102	19	100.0%	15	15	1	100.0%
28	開成町	100	97	16	97.0%	50	50	22	100.0%
29	箱根町	79	79	4	100.0%	8	8	0	100.0%
30	真鶴町	68	65	0	95.6%	12	12	0	100.0%
31	湯河原町	189	189	3	100.0%	42	42	3	100.0%
32	愛川町	297	283	186	95.3%	87	87	87	100.0%
33	清川村	24	24	7	100.0%	2	2	0	100.0%

# 平成29年度神奈川県障害者自立支援協議会の運営イメージ



県 と 市 町 村 の 重 層 的 な 相 談 支 援 体 制 の 構 築



- 市町村事業
  - ・地域性に応じた個別的な支援
  - ・一般相談支援、計画相談支援、障害児相談支援、地域相談支援
  - ・児童発達支援の整備
  - ・成年後見制度利用支援
  - ・基幹相談支援センターの設置
- 障害保健福祉圏域ネットワーク形成事業（5圏域）
  - ・圏域自立支援協議会の運営、地域協議会の支援
  - ・相談支援等のネットワーク形成
  - ・圏域における地域課題の把握
- 県事業
  - ・専門性の高い相談支援
  - ・広域的な対応が必要な支援
  - ・人材育成 等

\*コンサルテーション...専門機関による個別事例に対する診断、技術的助言等

# 横浜市の相談支援体制

## 指定特定相談支援事業所

計画相談支援を使う方の支援の中心を担います。



連携



本人・家族・地域

連携

## 身近な相談者

日頃の関わりから悩みや困りごとを受け止め、支援機関につなげます。

学校

施設

医療機関

GH

サービス提供事業所

近隣住民

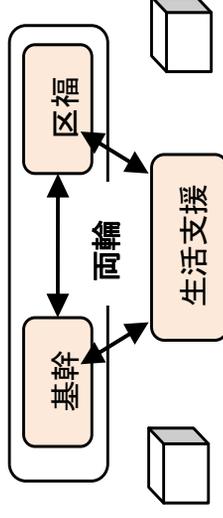
など

サポート

連携

## 一次相談支援機関

福祉サービスの利用の有無に関わらず障害によって生活のしづらさや困難を抱えている方への支援の中心を担うとともに、相談支援専門員等のサポートをします。



連携

サポート

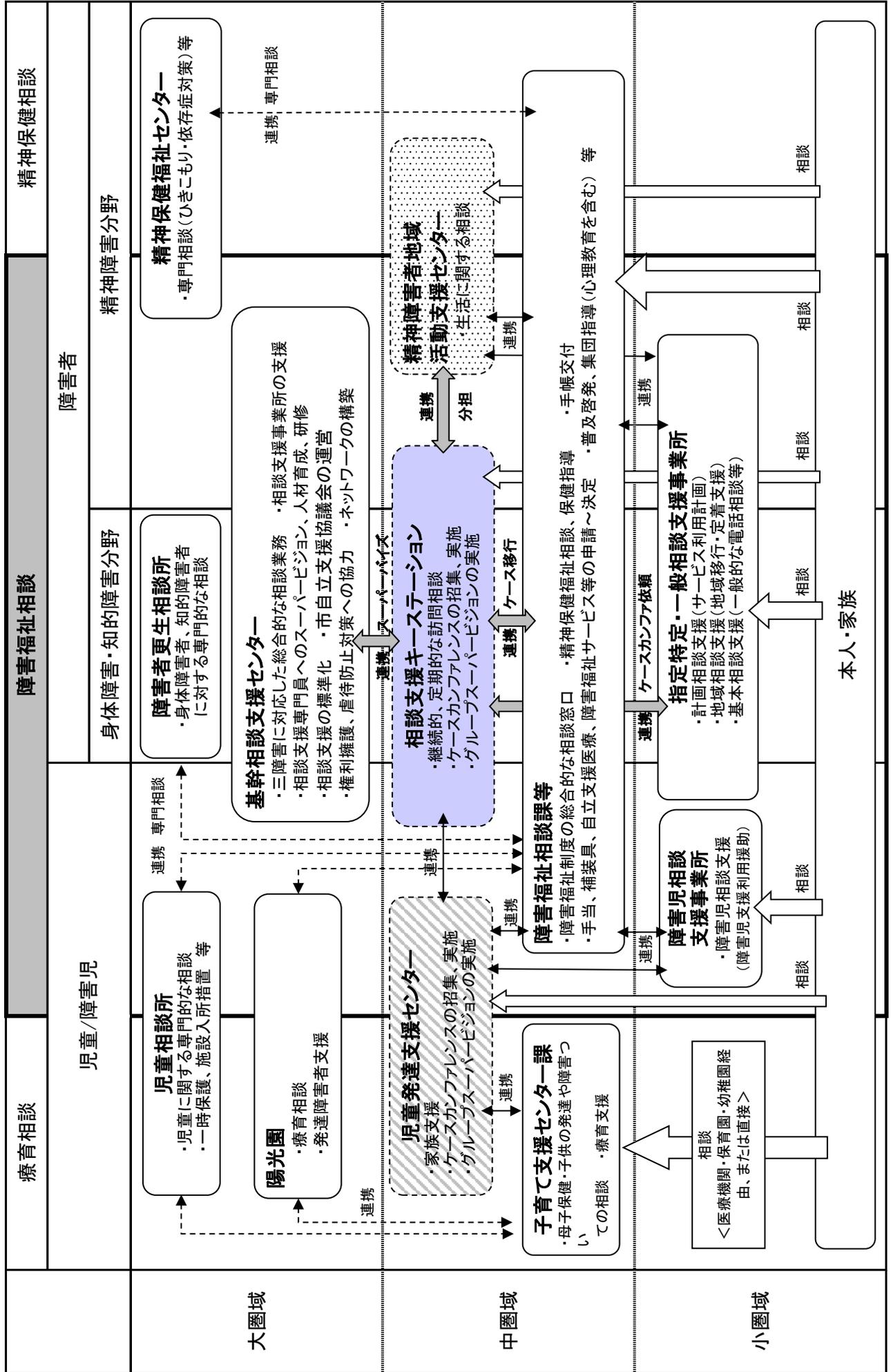
## 二次相談支援機関

障害者や家族からの相談を受けるとともに、機関の専門性を生かして、基幹、区福、生活支援Cをはじめとした支援者のサポートをします。





# 重層的かつ総合的な相談支援体制（相模原市）



# 神奈川県 相談支援専門員 人材育成ビジョン(Ver.1)



神奈川県PRキャラクター  
かながわキンタロウ

## 目次

---

- 1 はじめに
- 2 相談支援専門員人材育成ビジョン策定の目的
- 3 神奈川県で求められる相談支援専門員像
- 4 相談支援専門員に必要な力

(参考資料)

(用語解説)

## 1 はじめに

- ◆ 神奈川県では、これまで県、横浜市、川崎市の3か所で、相談支援専門員の養成研修（相談支援従事者初任者研修、現任研修等）を実施し、相談支援を担う人材養成に取り組んできました。
- ◆ 平成24年4月の障害者自立支援法等の一部改正により、相談支援の充実が図られ、障害福祉サービス等を利用するすべての障害児者にサービス等利用計画（以下、計画）の作成が必要となりました。
- ◆ 計画作成については、量的拡大のみならず、質的な向上が喫緊の課題となっています。そのためには計画を作成する相談支援専門員の人数が確保され、作成される計画の質的な担保とともに相談支援専門員の業務の標準化が必要となっています。
- ◆ また、平成27年4月には「生活困窮者自立支援法」、平成28年4月には「障害者差別解消法」が施行される予定であり、今後相談支援専門員に求められる役割が増えることが想定されます。
- ◆ 神奈川県障害者自立支援協議会の研修企画部会では、相談支援従事者研修の実施方法に加え、相談支援の提供体制整備について検討を進めてきました。その過程において、相談支援専門員一人ひとりが日々の実践の中で拠り所となる基盤（軸）が必要であること、また、どの研修の修了者であっても質の高い相談支援を行える人材を養成していけるよう、相談支援専門員の養成に関する目指すべき方向性を明確化し、共有していく取組みが必要であるとの結論に至りました。
- ◆ これまでの現状及び研修企画部会の検討を踏まえ、ワーキンググループを設置し、相談支援専門員の人材育成指針となる「神奈川県相談支援専門員人材育成ビジョン」を策定しました。今後はこのビジョンが、相談支援専門員一人ひとりが振り返りを行う際の基盤（軸）となるとともに、地域（市町村）において相談支援専門員の資質向上の取組みがより一層進むことを切に願っています。

## 2 相談支援専門員人材育成ビジョン策定の目的

- ① 相談支援専門員一人ひとりが、日々の実践の中で振り返る際の拠り所となる基盤（軸）となるものを提示します。
- ② 相談支援専門員の養成研修（相談支援従事者初任者研修、現任研修等）の目指すべき方向性の明確化、共有化を図ります。
- ③ 市町村域で相談支援専門員の資質向上に向けた研修等を実施する際の方向性を示唆します。

### 3 神奈川県で求められる相談支援専門員像

- 相談支援専門員の役割及び責務は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年3月13日厚生労働省令第28号）」において示されていますが、その役割及び責務は、サービス等利用計画作成に関するものが中心であり、相談支援専門員としてどのような人材が求められるかは示されていません。
- 本ビジョンにおいては、神奈川県で求められる相談支援専門員像を次のとおり提示します。

**利用者の夢や希望、葛藤を含めて、一緒に考えていくか**

※1

**かわりの中で利用者との信頼関係を築き、地域で安心して**

※2

**生活が送れるよう、利用者を中心とした支援を行い、その**

※3

**ためのネットワークや地域づくりの働きかけができる人材**

- ※1 相談支援専門員の基本姿勢（スタンス）
- ※2 相談支援専門員の目的
- ※3 相談支援専門員がやるべきこと



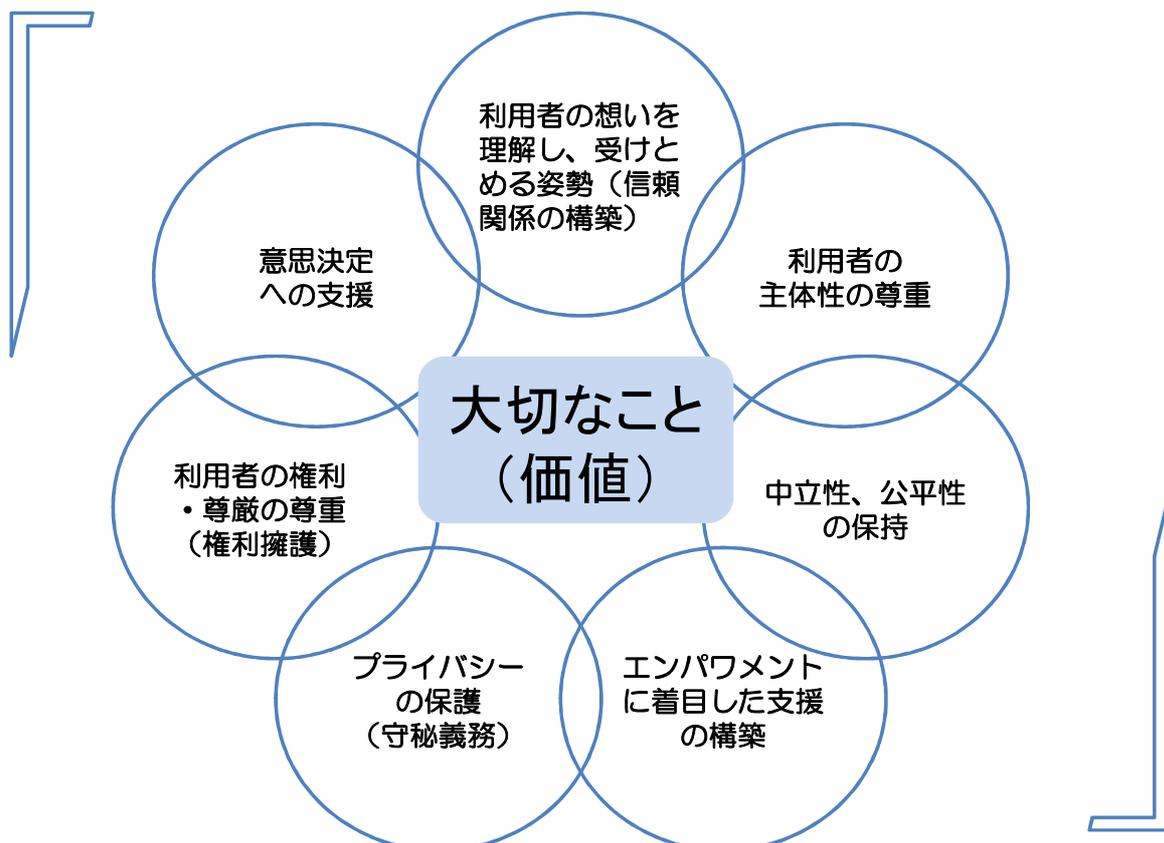
## 4 相談支援専門員に必要な力

### 大切なこと（価値）

相談支援専門員は、障害の有無にかかわらず全ての人の尊厳を認め、利用者の意思や主体性を尊重し、夢や希望の実現に向けて、利用者及び家族と信頼関係を築く力が求められます。

また、相談支援専門員は、利用者との関係において、人として平等であっても、福祉サービスを利用する立場にあることで期待と同時に不安を抱えていることを理解しなくてはなりません。その上で、利用者が人として尊厳を持ち、家庭や地域の中で、その人らしい自立した生活を送れるよう、エンパワメントに着目し、利用者を取り巻く人間関係、社会環境を調整していくことが必要です。

- 利用者の想いを理解し、受けとめる姿勢（信頼関係の構築）
- 利用者の主体性の尊重
- 利用者の権利・尊厳の尊重（権利擁護）
- エンパワメントに着目した支援の構築
- 意思決定への支援
- プライバシーの保護（守秘義務）
- 中立性、公平性の保持

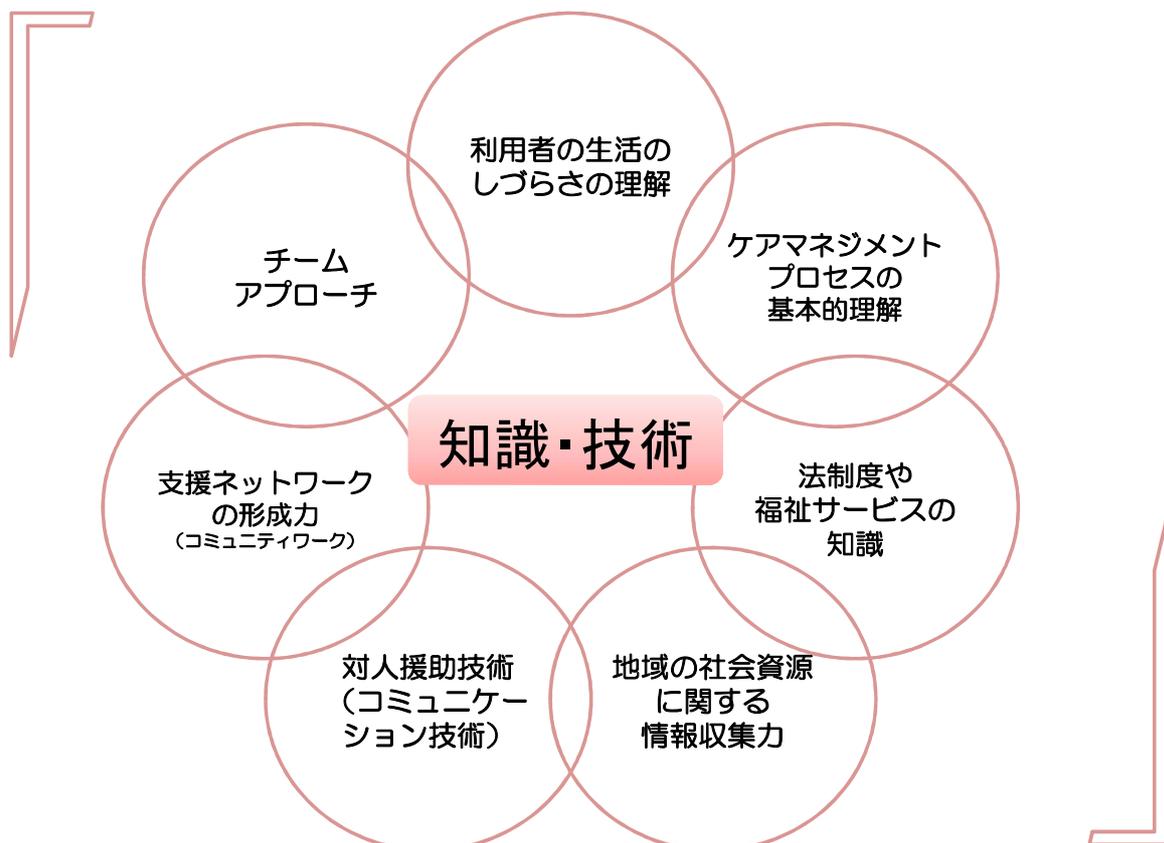


## 4 相談支援専門員に必要な力

### 知識・技術

相談支援専門員は、法制度や福祉サービスについての正しい理解と知識を持ち、様々な地域資源の情報を有していることが必要です。また、相談支援に関する専門知識の習得及び技術の向上に努め、保健・医療・福祉・教育等の関係者と個別のニーズや地域の実情に即して創意工夫しながら連携を図り、利用者が地域で安心して生活が送れるよう支援を行っていくことが求められます。

- 利用者の生活のしづらさの理解
- 法制度や福祉サービスの知識
- ケアマネジメントプロセスの基本的理解
- 対人援助技術（コミュニケーション技術）
- チームアプローチ（関係を作る力）
- 支援ネットワークの形成力（コミュニティワーク）
- 地域の社会資源に関する情報収集力



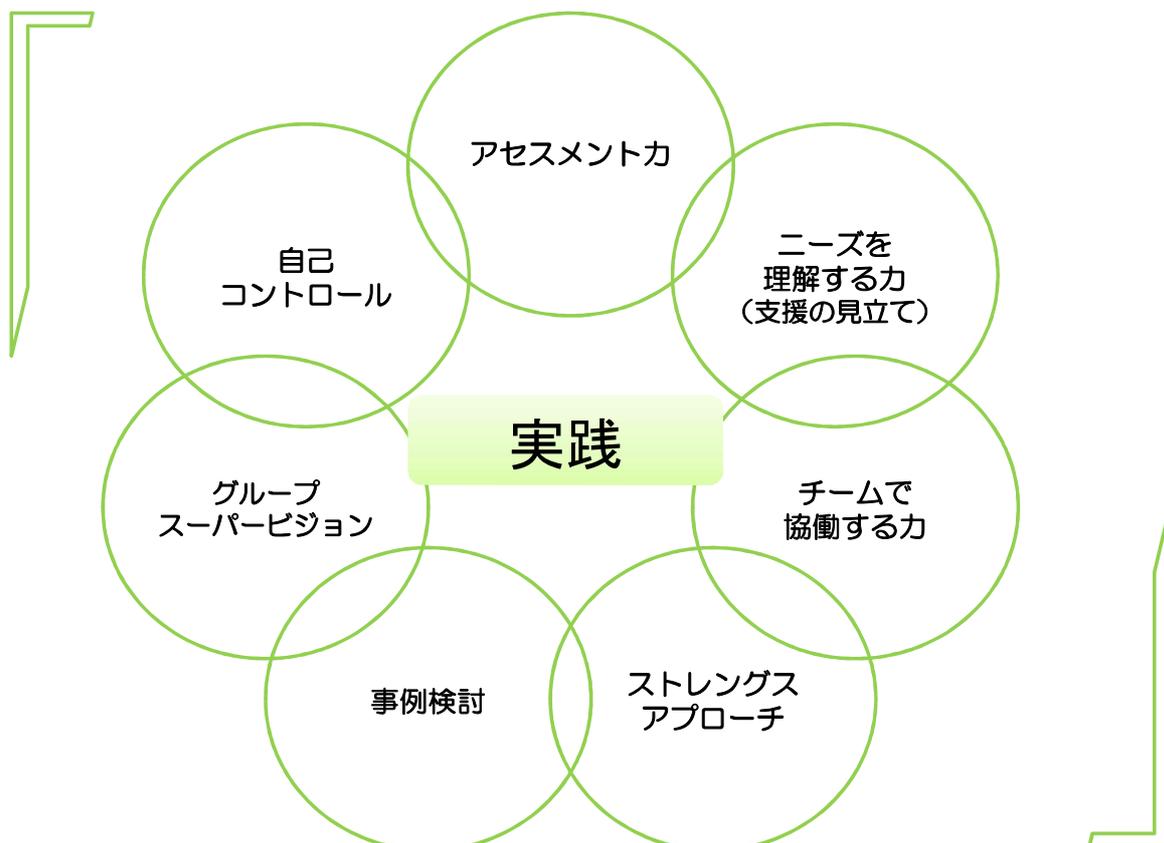
## 4 相談支援専門員に必要な力

### 実践

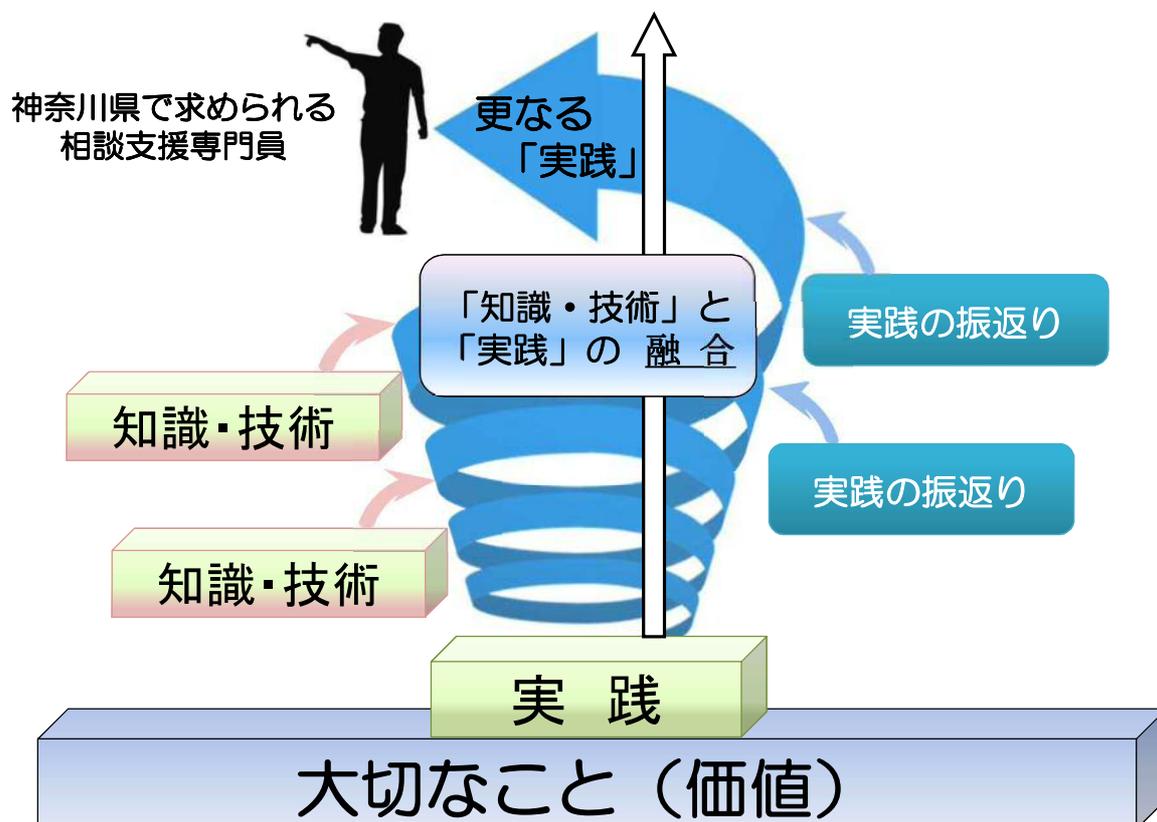
相談支援専門員は、相談支援従事者研修等で身につけた知識や技術を実践に活かしていくことが求められます。実践する力は、支援が効果的に行われたか（結果）、支援が適切に行われているか（方法・手段）、支援がいかなる理解に基づいて行われているか（理解）といった視点で自身の支援を振り返り、支援の妥当性を検討する作業を繰り返し行っていくことで身につけていきます。

また、実践場面では利用者と相談支援専門員の心は連動して揺れ動いています。互いに影響しあいながら支援が展開されるため、自己が出現しやすく、時には利用者の感情に巻き込まれてしまい、自分の内面の葛藤に苦しむこともあります。そのため、専門職として自分の心の揺れ具合を素直に見つめ、抱んでおくことや、相談支援専門員が孤立し、一人で抱え込まないように相談支援専門員間の連携体制の確保も欠かせません。

- アセスメント力
- ニーズを理解する力（支援の見立て）
- チームで協働する力
- ストレングスアプローチ
- グループスーパービジョン
- 事例検討
- 自己コントロール



## 相談支援専門員に必要な力の循環・成長イメージ図



## 参考資料

※ 障害福祉に携わる従事者のほか、保健・医療・高齢者福祉等分野の専門職の方々に  
対しても障害福祉の法制度等の共有化を図るために国資料等を掲載しております。

# 障害者ケアガイドライン(一部抜粋)

平成14年3月31日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部

## 障害者ケアマネジメントとは

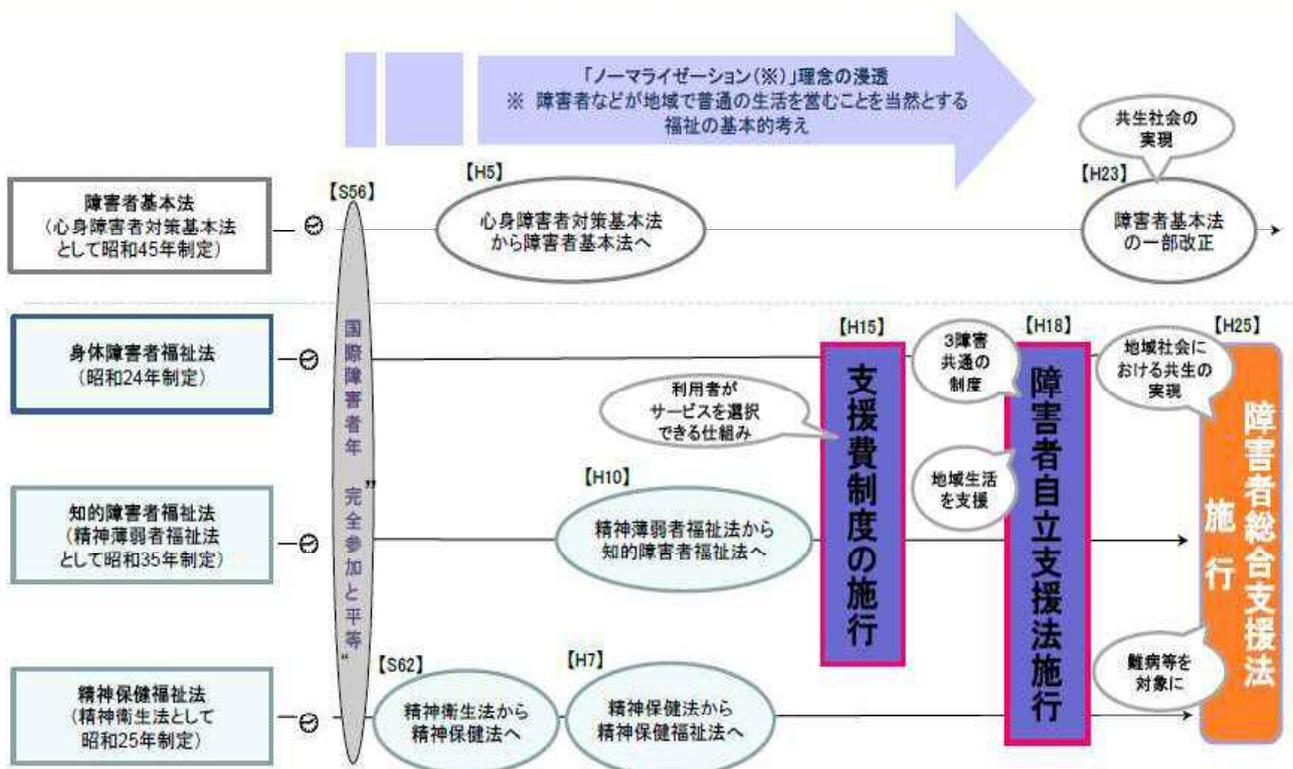
- ① 障害者の地域における生活支援をするために、ケアマネジメントを希望する者の意向を踏まえ、
- ② そのニーズと様々な地域の社会資源の間に立って、
- ③ 複数のニーズを適切に結びつけ調整を図るとともに、
- ④ 総合的かつ継続的なサービスの供給を確保し、
- ⑤ さらには社会資源の改善及び開発を推進する援助方法です。

## 障害者ケアマネジメント従事者に求められる資質

- ① 信頼関係を形成する力
- ② 専門的面接技術
- ③ ニーズを探し出すアセスメント力
- ④ サービスの知識や体験的理解力
- ⑤ 社会資源の改善及び開発に取り組む姿勢
- ⑥ 支援ネットワークの形成力

障害者ケアガイドライン掲載URL <http://www.mhlw.go.jp/topics/2002/03/tp0331-1.html>

## 障害福祉施策の歴史



障害者の自立した生活を支えていくためには……

- 契約制度の下で障害福祉サービスを組み合わせて利用することを継続的に支援していくこと。
- 個々の障害者の支援を通じて明らかになった地域の課題への対応について、地域全体で連携して検討し、支援体制を整えていくこと。



① 地域における相談体制

- 総合的な相談支援を行う拠点的な機関の設置(基幹相談支援センター) 研修事業の充実

② ケアマネジメントの在り方

- ・ 定期的なケアマネジメントを行い、本人及び本人を取り巻く状況の変化に応じて、継続して課題の解決や適切なサービス利用を支援していく必要がある。
  - ・ 専門的な者からのアドバイスを活用してサービスを幅広く組み合わせて利用することは、障害者にとって選択肢の拡大につながる。
  - ・ 施設入所者についても日中活動を適切に組み合わせていくことが重要。
- サービス利用計画作成費の対象を拡大することが必要（従来の計画作成が普及しなかった反省を踏まえて）
- 従来の市町村が支給決定した後に計画を作成するのではなく、支給決定に先立ち計画を作成することが適切なサービスの提供につながる。
  - サービスの利用が、利用者のニーズや課題の解消に適合しているか確認するため、一定期間ごとにモニタリングを実施。
  - 可能な限り中立的な者が、専門的な視点で一貫して行うことや、ノウハウの蓄積、専門的・専属的に対応できる人材の確保により質の向上を図る。

③ 自立支援協議会の活性化

- ・ 設置状況が低調
- 法律上の位置づけの明確化
- ・ 運営の取り組み状況について市町村ごとに差が大きい
- 好事例の周知、国・都道府県における設置・運営の支援

## 障害者自立支援法改正(H24. 4)について

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の概要

（平成22年12月3日成立、同12月10日公布）

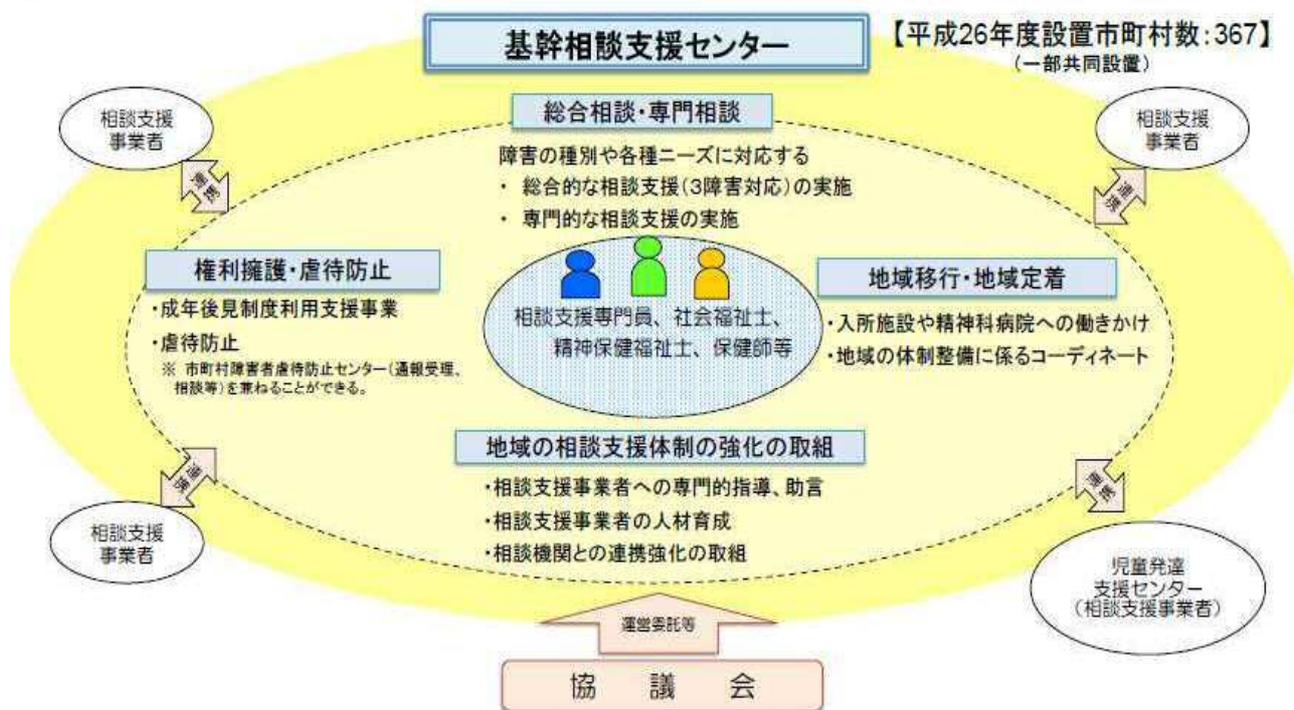
① 趣旨	公布日施行	
ー 障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間における障害者等の地域生活支援のための法改正であることを明記		
② 利用者負担の見直し	平成24年4月1日までの政令で定める日（平成24年4月1日）から施行	
ー 利用者負担について、応能負担を原則に ー 障害福祉サービスと補装具の利用者負担を合算し負担を軽減		
③ 障害者の範囲の見直し	公布日施行	
ー 発達障害が障害者自立支援法の対象となることを明確化		
④ 相談支援の充実	平成24年4月1日施行	
ー 相談支援体制の強化 <small>〔市町村に基幹相談支援センターを設置、「自立支援協議会」を法律上位置付け、地域移行支援・地域定着支援の個別給付化〕</small> ー 支給決定プロセスの見直し(サービス等利用計画案を助案)、サービス等利用計画作成の対象者の大幅な拡大		
⑤ 障害児支援の強化	平成24年4月1日施行	
ー 児童福祉法を基本として身近な地域での支援を充実 <small>(障害種別等で分かれている施設の一元化、通所サービスの実施主体を都道府県から市町村へ移行)</small> ー 放課後等デイサービス・保育所等訪問支援の創設 ー 在園期間の延長措置の見直し <small>〔18歳以上の入所者については、障害者自立支援法で対応するよう見直し。その際、現に入所している者が退所させられることのないようにする。〕</small>		
⑥ 地域における自立した生活のための支援の充実	平成24年4月1日までの政令で定める日（平成23年10月1日）から施行	
ー グループホーム・ケアホーム利用の際の助成を創設 ー 重度の視覚障害者の移動を支援するサービスの創設（同行援護。個別給付化）		
(その他) (1)「その有する能力及び適性に応じ」の削除、(2)成年後見制度利用支援事業の必須事業化、 (3)児童デイサービスに係る利用年齢の特例、(4)事業者の業務管理体制の整備、 (5)精神科救急医療体制の整備等、(6)難病の者等に対する支援・障害者等に対する移動支援についての検討		
		(1)(3)(6)：公布日施行 (2)(4)(5)：平成24年4月1日までの政令で定める日（平成24年4月1日）から施行



# 基幹相談支援センターの役割のイメージ

基幹相談支援センターは、地域の相談支援の拠点として総合的な相談業務（身体障害・知的障害・精神障害）及び成年後見制度利用支援事業を実施し、地域の実情に応じて以下の業務を行う。

※ 平成24年度予算において、地域生活支援事業費補助金により、基幹相談支援センターの機能強化を図るための、①専門的職員の配置、②地域移行・地域定着の取組、③地域の相談支援体制の強化の取組に係る事業費について、国庫補助対象とした。  
また、社会福祉施設等施設整備費補助金等により、施設整備費について国庫補助対象とした。



## 相談支援専門員の資格要件について

相談支援専門員の資格を有するには、次の1及び2の要件を両方とも満たすことが必要です。

### 1 必要な実務経験を満たしていること

実務経験の対象となる業務や年数については、平成24年3月30日厚生労働省告示第227号「指定計画相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの」を参照してください。

### 2 研修の受講要件を満たしていること

平成18年度以降、相談支援従事者初任者研修(もしくは追加研修)を修了しており、その翌年度から相談支援従事者現任研修を5年度毎に1回以上受講修了していることが必要です。

例：平成26年度に初任者研修を修了している場合



## 用語解説(1)

<p>相談支援従事者 研修</p>	<p>障害者総合支援法に基づく相談支援に従事する者が、地域の障害者等の意向に基づく地域生活を実現するために必要な保健、医療、福祉、就労、教育などのサービスの総合的かつ適切な利用支援等の支援技術を習得することを目的とし、「相談支援従事者研修事業実施要綱」に基づいて実施するもの。 ①相談支援事業に従事しようとする者に対して相談支援従事者初任者研修、②一定の経験を有する者に対して相談支援従事者現任研修、③上記②の対象者に対する専門コース別研修がそれぞれの研修カリキュラムに従い実施される。</p>
<p>エンパワメント</p>	<p>個人や集団が自分の人生の主人公となれるように力をつけて、自分自身の生活や環境をよりコントロールできるようにしていくことである。</p>
<p>ストレングス</p>	<p>利用者の持っている「強さ」(能力・意欲・自信・志向・資源など)。利用者の「強さ」に焦点をあてて支援(働きかけ)していくことにより、利用者自ら問題を解決していく力を高めることにつながる。</p>
<p>個別(対人)援助 技術</p>	<p>社会福祉固有の援助技術の一つ。問題解決のために、社会資源を活用するなどサービスを提供する形をとり、こうした援助を円滑に展開するための専門的な技術。個別(対人)援助技術においては、言語的・非言語的コミュニケーションの両方が積極的に用いられる。</p>

参考資料：六訂 社会福祉用語辞典（中央法規）

## 用語解説(2)

<p>グループスーパー ビジョン</p>	<p>スーパービジョンの手法の一つで、複数名で行うもの。スーパーバイザーが、支援者であるスーパーバイザーから、担当している事例の内容、支援方法について報告を受け、それに基づきスーパーバイザーに適切な助言・指導を行うこと。機能として、①管理的機能、②教育的機能、③支持的機能の三つが挙げられる。</p>
<p>事例検討</p>	<p>日常の介護・支援を意識化して「事例」として取り上げ、「検討」を加えることにより、支援者の支援技術を高めようとするもの。日常の何気ない介護・支援の中の驚きや気づきを検討することに独自の価値がある。</p>
<p>アセスメント</p>	<p>事前評価、初期評価。利用者が直面している問題や状況の本質、原因、経過、予測を理解するために支援活動に先だて行われる手続きをいう。</p>
<p>モニタリング</p>	<p>ケアプランに照らして状況把握を行い、現在提供されているサービスが十分であるか、あるいは不必要なサービスは提供されていないか等を観察・把握すること。</p>
<p>(自立支援) 協議会</p>	<p>障害者の地域における自立生活を支援していくため、関係機関・団体、障害福祉サービス事業者や医療・教育・雇用を含めた関係者が、地域の課題を共有し、地域の支援体制の整備について協議を行う場。地方公共団体が単独又は共同で設置する。</p>

参考資料：六訂 社会福祉用語辞典（中央法規）

**神奈川県障害者自立支援協議会研修企画部会  
相談支援従事者人材育成ワーキング(かながわワーキング)名簿**

所 属	氏 名	備 考
特定非営利活動法人 かながわ障がいケアマネジメント従事者ネットワーク 理事長	富 岡 貴 生	県障害者自立支援協議会 研修企画部会委員
湘南西部障害保健福祉圏域地域生活ナビゲーションセンター 社会福祉法人常成福祉会 丹沢自律生活センター総合相談室長	岡 西 博 一	県障害者自立支援協議会 研修企画部会委員
横浜市健康福祉局障害福祉部 障害福祉課地域活動支援係	山 脇 知 恵	県障害者自立支援協議会 研修企画部会委員
公益財団法人横浜市総合保健医療財団 横浜市総合保健医療センター総合相談室担当係長	飯 塚 英 里	横浜市障害者自立支援 協議会人材育成部会
川崎市健康福祉局障害保健福祉部 障害計画課地域支援係	川 上 賢 太	県障害者自立支援協議会 研修企画部会委員
社会福祉法人川崎市社会福祉事業団 れいんぼう川崎在宅支援室	浦 田 健 司	川崎市地域自立支援協議会 研修部会
相模原市健康福祉局福祉部障害政策課	金 井 理 代	県障害者自立支援協議会 研修企画部会委員
社会福祉法人相模原市社会福祉事業団 相模原市基幹相談支援センター	小 林 麻 衣 子	相模原市障害者自立支援協 議会相談支援技術向上部会
神奈川県立保健福祉大学実践教育センター	福 田 桂 子	県障害者自立支援協議会 研修企画部会委員

事務局 神奈川県保健福祉局福祉部障害福祉課

**研修企画部会及び相談支援従事者人材育成ワーキング  
(かながわワーキング)開催状況**

	日 時	検 討 内 容
第1回部会	平成26年7月22日(火)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成26年度相談支援従事者研修の実施状況</li> <li>・平成27年度相談支援従事者研修の実施方法</li> <li>・相談支援従事者の人材育成ビジョン及び研修体系について</li> </ul>
第1回WG	平成26年9月25日(木)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・横浜市、川崎市、相模原市の協議会(部会)における取り組み状況</li> <li>・研修体系等の対象者</li> <li>・相談支援従事者(相談支援専門員)に求められるもの</li> </ul>
第2回WG	平成26年10月17日(金)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相談支援専門員に求めるもの</li> <li>・相談支援専門員に必要な技術(専門性)</li> </ul>
第3回WG	平成26年12月5日(金)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相談支援専門員に求めるもの</li> <li>・相談支援専門員に必要な力(技術・専門性・主体性)</li> <li>・人材育成ビジョンの目次</li> </ul>
第4回WG	平成27年1月28日(水)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相談支援専門員に求めるもの</li> <li>・相談支援専門員に必要な力</li> <li>・神奈川県相談支援専門員人材育成ビジョン(案)</li> </ul>
第2回部会	平成27年2月18日(水)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成26年度相談支援従事者研修の実施状況</li> <li>・相談支援従事者人材育成ビジョン検討ワーキングの検討結果について</li> </ul>

[ ] : かながわワーキング開催状況

---

**神奈川県相談支援専門員人材育成ビジョン(Ver.1)**

平成27年3月

作成：神奈川県障害者自立支援協議会 研修企画部会  
相談支援従事者人材育成ワーキング

(事務局)神奈川県 保健福祉局 福祉部 障害福祉課  
〒231-8588 神奈川県横浜市中区日本大通1  
電話：045-210-1111(内線4715)  
FAX：045-201-2051

---



---

平成28年度相談支援専門員の業務等の実態に関する調査結果報告書  
平成29年 8 月

作成：神奈川県障害者自立支援協議会研修企画部会  
(事務局) 神奈川県保健福祉局福祉部障害福祉課  
〒231-8588神奈川県横浜市中区日本大通 1  
電 話 (045) 210-4720  
F A X (045) 201-2051

---